

喜壽院を戴きて本所となせり、建保六年十月七條院廳の下文、並びに國廳の宣狀によりて、四至を定め勝示を打ち、勅院事恒例臨時大小國役を免除せられたりき、その後轉じて山城妙法院領となれり。四至は之を明記したるものを見ざれども、漸次その邊境を籠めて領有せるものの如し、永徳二年十二月十七日の處分狀に織田庄内八田別所の名あり、別所者、二品親王御童形之最初、日野大納言入道理舜伺申仙洞門跡申沙汰之、到宗尋法印爲廳務被下令旨、四十餘年知行之地候、と云へり、以て庄の境界の擴大せられたるを知るべし。凡そ庄内と認むべき字名の徴せらるるもの、劍神社文書によれば、寶徳元年八月江並、明應二年十月平等、永祿五年十二月佐々布内郡印内氣比庄天王岩永開發粟生野金屋織田四杉、永祿元年三月檜津系生天津鎌坂ある原、天正四年下河原山中上野加谷、天正五年市場高橋中堤三崎大王丸あり。以上の中氣比庄は早く建久二年殿下處分帳に見ゆ、即ち當時藤原氏の領する所なりしなり、内郡岩永開發加志津は何れも康正二年造内裏引付に妙法院御領として段錢を賦課せられたるを徴すべし、即ち當時庄内明神領として妙法院を本家に戴けるを示すものなり、又これより先き明德四年六

月劔大明神竝に神宮寺に對し、代官藤原信昌將廣父子の上れる置文に、仍申賜本家妙法院宮令旨、とあるは、庄の本家が妙法院なることを明示したるものなり。

その後室町幕府時代の中期に至り、織田寺即ち神宮寺は近江延曆寺東谷檀那院の末寺となり、享徳二年十二月、退國方無理之桿妨廻寺中安穩之計略仕諸末寺例加扶助べきを所定せられたり。山門座主は妙法院宮なれば、織田寺は新に山門をも戴くこととなれるなり、かくして長祿四年七月の山門執達狀によれば、越前國織田庄劔大明神寺社領地とありて、山門の管領するところなるを明示せり。

大蟲庄。今丹生郡に上下大蟲村あり、蓋し故庄の地なり、鎌倉幕府時代の初期高倉天皇の皇妃七條院の御領たりしが、安貞二年御鳥羽天皇の皇妃修明門院に讓與せられ、その後妙法院領となれり。康正二年造内裏引付に、七貫五百文、妙法院御領越前國大蟲社段錢、と記さる、大蟲社は庄内の大社なり。

美賀野部庄。丹生郡吉野村に三日延山あり、蓋したの名を存するものなるべし、建長二年十月藤原道家の處分狀に庄名見えたり。

大藏庄。丹生郡吉川村に大倉あり、庄の舊名を存す、嘉應元年十一月東大寺文

書解案によれば、庄の四至を記して、東は泉郷を限りて堺とし、南は七條二里を、西は□本庄の西北は石田庄を限りて堺とすと云へり、以て一庄の位置を知るに足る。右解状によれば、庄は元これ入道太政大臣家、即ち平清盛之を領したりしが、永萬年中便宜によりて攝津國八部郡山田庄と相博し、之を大和寂勝寺に寄進したり、斯して調庸租税並に役夫工造内裏御願寺、大嘗會國司初任曳出物乳牛凡臨時雜事の賦課を免除すべきの由、同年十二月官符を下され、茲に因て官省の符を帯びて不輸の地と爲り、公私その妨なし、然も官使未だ庄の四至を糺定せず、故に後代の牢籠あらんことを恐れ、嘉應元年天裁を請ひ、傍例によりて官使の派遣を乞ひ、傍示を定め、永く國使等の入勤を停止せんことを乞へり。鎌倉幕府時代の初め、北條時政一庄の地頭職たり、その代官を派遣したりしが、誅求甚しかりしかば、最勝寺之を院廳に訴へ、院より幕府に牒したることあり。即ち吾妻鏡に文治二年九月、時政の代時定並びに常陸房昌明等、押領の聞えあり、寺解に副して院宣を下され、自今以後時政知頭職を知行すと雖、本寺の下知を忽緒に附すべからず、早く新儀の無道を停止し、本寺の進止に従ひ、年貢課役の勤を致さしむべきの由

仰下さると、叙せるもの之なり。

鮎川庄

鮎川庄。丹生郡國見村に鮎川あり、吾妻鏡建久二年六月廿三日、前攝政家領越前、國鮎川庄申、濫行輩、事の條あり、即ち本庄は當時藤原兼實の領所たりしなり。

志津庄

志津庄。丹生郡志津村あり、後世大字清水畑末、本折瀧波、大森、笹谷、山内、上天下を志津庄八村と云ふ、蓋しその域なるべし、大字大森に加茂神社鎮座す、平安朝時代より山城加茂御祖社の御厨たり。寛治四年七月、朝廷賀茂御祖社に不輸田七百四十五町を進め、御供田となしたりしが、その中志津社に四十町あり、爾來加茂社との關係長く絶えず、文永十年六月、社頭の修繕あるや、志津分として築垣十五間分あり、貞和四年八月、庄役所沙汰の爲め、社家嚴密の仰あり、康正二年の造内裏引付に、九貫文鳴御庄領越前國志津庄段錢と見ゆ。親長記によれば、文明四年十一月、鳴社權現河合祐香三位庄に來り、庄役任務一代の勘料を、領主に就き、祠官に仰するところあり、これ課役の未到に付督促したるなり、河合氏はこれより先き庄の得分を所領としたるなるべし、然も百姓の逃散と號して、無沙汰に了れるもの如し。文明十五年五月に至り、論旨を以て一庄の領知、鳴社河合祐長に對し

て相違なきを示し、長享二年三月には、同庄御米分を鴨社前權禰宜祐長の遺跡として、同社内比良木社新權祝祐平に讓與のこと、綸旨を以て相違なき旨執達せられたり。

石田庄

石田庄。丹生郡立待村に上下石田あり、嘉應元年十一月の東大寺文書に、大藏庄の四至を記し、北石田庄堺を限るとあれば、一庄の位置粗推定すべきなり。平安朝時代の末期、庄内に參議藤原教長その家領を有したりしが、康治二年十月山城仁和寺に於て始めて舍利會を行ふや、之を施入寄進して永く其用途たらしめたり。その後庄は轉じて山城東寺の領するところとなれり。長祿二年八月庄の代官甲斐八郎次郎教久、年貢未進過分たるの故を以て糺彈せられしこと、東寺百合文書に見ゆ、即ち同寺傳法會學衆等の陳狀として、代官甲斐教久毎年の未進既に過分たりしに係はらず、去る康正元年色々懇望したるを以て別儀を以て之を聞きしが、而も幾程もなくして去年亦過分の不法あり、よりて衆中堅く催促したりしかば、教久兩執行扶持代官少分の未進を以て大訴に及ぶは非據なりとして上聞を掠めたるにや、兩三人を以て始行せしむべきの旨下知あるにより東寺

にありては諸衆の出化不能の條迷惑至極なるを以て糺明せらるべしと述べたりき。

小泉庄

小泉庄。丹生郡吉川村に小泉あり、中世山城醍醐寺之を領したることあり。

三富郷

三富郷。丹生郡三方村に三留あり、郷内に山城東寺の寺領ありしこと、文安元年東寺百合文書に見えたり。

絲生庄

絲生庄。丹生郡糸生村に上下絲生あり、山城北野神社の社領を有したりしこと、長祿二年の同社文書に見えたり。

丹生庄

丹生庄。丹生郡大蟲村に丹生郷あり或は之なるべし、鎌倉幕府時代の初期山城成勝寺領たりしこと吾妻鏡に見えたり。

椿原庄

椿原庄。所在明かならず、天曆四年東大寺庄園目錄に、丹生郡椿原庄田五十町と見ゆ。奈良朝時代の末期に、東大寺設置するところの寺田の存せるものなり。その後長徳四年の東大寺々領注文に、丹生郡椿原庄五十町と見ゆ、或はこの椿原は前の椿原にあらざるか、若し然りとすれば丹生郡の北境足羽吉田兩郡の一部を距てて大安寺村あり、大字南北椿原村並びに椿原山あり、此等の地を以てその

舊城に充つものの如し。

田中庄

田中庄。丹生郡朝日村天津村に亘りて後世田中郷の稱あり、又朝日村に大字田中あり、鎌倉幕府時代飛鳥井氏の所領庄内にあり、雅有よりその子孫に傳領し、戰國時代に亘れり、元祿十一年飛鳥井雅豐之記に、越之前州田中庄及河去村、予先祖所領也と述べたるもの之なり。

中庄

中庄。丹生郡吉野村大字氷坂の地たり、石山文書永和元年九月執達狀に、同庄所務職を松若某に契約したるものあり、當時近江石山寺の所領たりしなるべし。

宇須目保

宇須目保。丹生郡宮崎村に大字宇須尾あり、故保の地なるべし、承久三年八月平政子夢想によりて、この地を信濃諏訪宮に寄進せること、吾妻鑑に見えたり。

野田郷

野田郷。丹生郡豊村に大字上野田下野田あり、一色文書によれば、その地もと千秋民部少輔入道の跡なりしが、寛正二年九月幕府一色政熙に執達して之を全庄せしめ、國衙の年貢を免れしめたりき。猶明應二年十二月幕府一色兵部少輔に宛てたる狀によれば、當時同郷内に延暦寺領元興寺領等介在し、較もすれば押領の族あるを退けしめたりき。

足羽御厨

足羽郡。

足羽御厨。今の福井市の地域を中心として、足羽川を挟みその南北に亘れり、福井市寶永町に足羽神明社あるは、御厨に之を奉祀したるものなるべし、社傳に醍醐天皇の延長二年伊勢神宮を勸請すと云へるは、或は御厨設置の時代を示すものか。その後平清盛諸國の神領を掠めたる時、この御厨亦その中にありしが、鎌倉幕府に至りて建久三年源頼朝その領家職を妹一條能保の室に與へ、その歿したる後能保之を子女に分ち與へ、一條家の管するところとなり、又九條家に傳領せらる、建長二年十一月關白道家處分狀に、家領新御領足羽御厨と見えたり。神風抄に、足羽御厨、上分絹七疋、口入二十疋、百八十丁とあるを以てすれば、その田數の廣大なるを見るべく、絹布を輸したるをも知るべきなり。然るにその後、御厨の知行は常盤井宮に移り、室町幕府時代に至りしが、應永二十三年に至りて再び一條家に歸したり。一條兼良、その著桃花藥業に相傳の由來を叙して、越前國足羽御厨、自鎌倉右大將家相傳、手繼分明也、中比常盤井宮、知行之、無其謂者也、然間

應永二十三年十二月勝定院贈相國故殿御時以自筆狀被返付之、可爲永領之由、被載文言畢、爾來于今無相違と云へり、以てその仔細を窺ふべきなり。是に於て一條家は朝倉氏を下司として支配せしめたり、即ち廣景の時代には、例年領家に對して四百餘貫を輸せしなり、尋尊大僧正記、應仁三年九月十日の條に、一家門御領越前國分足羽庄御厨之口事、四百二十七貫五百八十文、此内綿十屯となせるを見る。然るに、應仁以降に至りては、遂にその土貢を納れず、漸次その併合するところとなれり。

御厨別納

猶御厨の領家として、一條家は庄の附近にその別納即ち新墾地を拓けり、行俊名は年貢一千二百疋の地にして、朝倉氏を下司とし、家僕給恩の地となし、安居保○今足羽郡に東安居村、丹生郡に西安居村ありは、安居修理亮の請によりて之を管せしめ、年貢六千五百疋を輸せしめしが、其後所務の仁を代へて、千貫の得分を得たりしも、應仁以後朝倉氏之を奪取せり。

清須名

安居保の別納たる清須名(弘)は、同じく家僕給恩の地として、四千三百疋の年貢として之を管せしめたりしが、應仁以來同じく押領せられたり。(須)次田名同じく光

台寺寄進の地として、四千疋を以て請地としたりしが、共に押領せられたり。

安原庄

安原庄。足羽郡東郷村に大字あり、南北朝時代大和興福寺その地を分領せしもの如く、觀應元年九月同庄のことにつきて、請文を北朝に進めたりき。

東郷庄

東郷庄。今足羽郡東郷村の地なり、鎌倉幕府時代より一條九條の兩家之を分領し、貞和三年七月その三分の一を山城東福寺に寄進したりしが、その餘は朝倉氏の一族東郷氏之を預り、年貢七千疋を輸せしも、應仁以降朝倉氏の爲めに併合せらるるところとなれり。

宇坂庄

宇坂庄。今足羽郡に上下宇坂村あり、鎌倉幕府時代近衛家の領たり、地頭の濫妨屢次なりしを以て、幕府京都に於てその對決を命ぜしことあり。森田氏文書に貞永元年四月北條泰時時房連署して、兩六波羅に宛てたる執達狀を載せたり、曰く

越前國宇坂庄、地頭條々非法事、近衛禪定殿下、仰播磨守奉書副沙汰人遣之於京、都對決、兩方可被注進言上之狀、依仰執達如件。

主計保

主計保。今麻生津村に大字主計中村あり、之なるべし。足利將軍代々下知狀

によれば、觀應三年四月、足利義詮延曆寺山徒一揆衆中の勳功賞として、その保を領知せしめたること見えたり。

木田庄

木田庄。福井市の南に接し足羽郡木田村あり、庄の舊域なるべし。鎌倉幕府時代興福寺之を領有す、北朝の建武四年六月、室町幕府越前守護所に寺用を全うせしむべきを牒して曰はく、興福寺雜掌興賀申越前國木田庄事、嚴密重色異他也、就中當庄々官以下百姓等致軍忠處、背先例宛催課役云云、爲事實者太不可然、停止非分沙汰可全寺用之狀、如件と、庄の課役としては綿絹等を輸し、殊に藤原不比等の忌日に際しては、其布施綿は主としてこの庄より之を具進せり、興福寺々務部記に、木田庄役被物事爲彼庄役、平絹被物上領出之不法之時、被返進之先例也、件庄本願主爲權威付御寺付別院寄置條之事之内、此被物事隨一也と云ひ、又一本願淡海公御忌日事、八月三日於講堂被修之。○中略御布施綿三百兩、和布百帖爲越前國木田庄所濟、八月一二日之比爲東北院之主之沙汰、於綿者送別會所於和布者節主向納所請取之云々、一越前國木田庄寺家御分御衾事、九月中旬之比歟、爲彼雜掌之沙汰、内々申出御袋入之爲本所之沙汰被送進之綿百兩入たる御宿衣也と云へり。

庄は其後連續して興福寺の領するところとなれり、康正二年造内裏段錢並國役引付に、五貫文南都東北院内領木田庄段錢と見えたり。然るに文明元年には、一時足利義視東大寺別當僧公惠に之を領せしめしことあり、大乘院寺社雜事記に、  
○文明元年十月十八日 越前國木田庄事、今出川殿仰歟西室僧正可知行云々、希代事也と云ひ、  
○文明元年十月十四日 越前國寺領半濟事、並木田庄事、西室僧正押領事等云々、珍事々々、寺門滅亡基歟と云へるもの之なり、但し興福寺の抗議によりて公惠を罷め、再び興福寺領として戰國時代に至れり。大乘院寺社雜事記挿むところの文明十二年八月三日條、越前國庄園見取圖に木田庄東北院となせるは、興福寺の寺坊たる東北院これを管せる事を示せるなり。内宮造營につて反錢附課を免ぜられしこと、大乘院寺社雜事記に見ゆ。二月二十八日 ○長祿四年一、就内宮造營事、坪江河口兩庄反錢事、以抽留木重而御催促、迷惑者也、仍同國木田庄事、如何様に被申付哉之由、相尋東北院僧正候處、于今無被仰出旨、由彼僧正返答、言語同斷事也と云へるものなり。

得光保

得光保。足羽郡上文珠村に大字得光あり、蓋し此地なり、鎌倉幕府時代の初め

山城成勝寺之を領知したり。吾妻鏡兩足院文書によれば、文治六年四月十九日造太神宮役夫工米を究濟せしこと見えたり、室町幕府時代の末期に至り、その保内松丸名は山城建仁寺の領となれり。

角原庄

角原。足羽郡麻生津村に屬す、蠹簡集殘篇によれば、建武五年八月二十五日室町幕府越前守護所に牒して、前にその地頭職を近江園城寺の造營料に寄附せしも、事行はれざるを以て急に之を沙汰せしめたること見えたり。

糞置庄田

糞置庄田。天曆四年並びに長祿四年の東大寺庄園目録に、十五町八反二百六十八歩を掲ぐ、今の菓文珠村の一區なり。奈良朝末期同時の設置したる諸庄の一連續したるなり、當時既に荒敗したること、他の同寺庄園と同じ。

生部庄

生部庄。足羽郡上文珠村に大字生部あり、蓋し庄の根本たるべし。承久三年八月、鎌倉幕府島津忠時を以て地頭職に補し、仁治三年二月に至りしこと、島津國史に見えたり。

稻津保

稻津保。足羽郡酒生村に上下稻津あり。延暦二年正月源實朝弓始の儀を行ひ、小國頼繼射藝秀絶なりしかば、稻津保の地頭職を附與したりしこと、吾妻鏡に

所見せり。

道守庄

道守庄。天曆四年並びに長徳四年の東大寺庄園目録に三百二十六町二反五十五歩と見ゆ、蓋し今の社村その根本たるべし。奈良朝時代末期東大寺の設置に成れる諸庄の一連續して同年に至れるなり、但し當時その田荒敗して概ね不輸の地となれるなり。

大岡南庄

大岡南庄。所在詳かならず、山城醍醐寺の所領たりしこと、同寺新要録に、足羽郡大岡南庄醍醐寺院彌勒寺領券ありて之を示せり。

鏡庄田

鏡庄田。天曆四年並びに長徳四年の東大寺庄園目録に見ゆ、所在明らかならず、百町九反二百八十八歩の面積を示せり。奈良朝時代末期同寺の設置したる諸庄田の一續いて同時代に至れるなり、但し同目録に「右件郡之田、荒廢數多、熟田不幾」と云へるを以てすれば、當時頗る荒敗したるなり。

吉田郡

志比庄。立券の年四至並びに明かならず、蓋し吉田郡志比谷上下志比の諸村

に亘れるものなるべし。鎌倉幕府時代にありては最勝光院之を領せり、建久五年比企藤内朝宗之を押領したりしこと吾妻鏡に見ゆ、同時代の末期にありては、その本家役として毎年綿千兩を收得したりしが、正中元年その本家役を山城東寺に寄進したり、正中二年三月最勝光院の公文代大江氏の注進によれば、年貢綿千兩、國絹十疋、油二石、綾被物二重。○七月は八講一重、五月兵士七人、九月は月忌一重、一念佛料也、近年所濟綿六百六十兩、外無所濟也、年紀不存知也、近年綿六百六十兩綾被物代兩月一貫四百外無所濟。○下と述べたり、當時庄内に於ける所納の狀況を知るに足るべし。當時領家は入道彈正親王にして、その雜掌入部し、庄務を司り、幕府置くところの地頭は、幕府の家人波多野氏にして、代々庄内に請所を有して課役を領家に進納したりき。寛元年中僧道元を請して永平寺の檀那たりし波多野義重の如きも、亦庄の地頭を兼ねたりしなり、正中年中にありては、通貞その地頭たり。嘉暦元年これより先き、領家の雜掌その本家役を東寺に納れざりしを以て、朝廷通貞に命じて直ちに之を庄内に徴して寺家に沙汰せしむ。通貞課役の員數を悉知せざりしを以てその狀を具せしが、東寺の雜掌は之を以て通貞の抑留となし、訴申する

ところあり。領家の雜掌は、地頭直納の違例なるを主張せり、遂に幕府の裁決するところとなり、通貞に命じて納入せしめたることあり。この領家及び地頭の本家役納入に關する紛争は、其後も連續し、建武元年にも、雜訴決斷所最勝光院に牒して、領家入道彈正親王家の雜掌、寺用を闕怠し究濟せざるを以て、庄務を執るを停止し、地頭に寺用直納を命じたることあり。室町幕府時代に至りても、波多野氏連綿としてその地頭たり、貞和四年、應安六年、應安七年、永和元年並びに波多野因幡入道その本家役を納れざるにより、寺家の雜掌賴憲之を訴へ、又寺使下國して之を徴せんとし、命を奉ぜざりしことあり。

會萬布庄

會萬布庄。吉田郡岡保村に大字名を存す、兵範記紙背文書によれば、長寛二年二月、同庄百姓等の解文案三箇條あり、右によれば、同庄は當時山城東北院領にして、御庄建立以來百餘歳と云へば、凡そ後三條、白河の御代に施入立庄せられたるものと解すべし。面して元來庄の本免田は三十五町にして、同院の佛聖料に宛てられ、備進懈怠なく傳來したりしが、勘出田と號してその中十七町を割取せられ、残るところ荒熟田合して十八町を佛聖料に宛てしむるに及び、一庄悲歎に沈



倫せり、然るに又利分田と稱し、三町六反餘を押領せらるるに及び、庄民の苦痛甚しく、百姓の逃散を見んとするに及び、先例に則りて舊の如く三十五町を庄領たらしめんと乞ひ、又同庄は、元來桑代綿等往古より徵收せられたることなく、寺家領として寺役一方の勤仕たりしが、美福門院の御沙汰として之を賦課せられ、後永萬元年一度免除せられたるも、再び之を賦せられたるを以て、愁狀を捧げたりき。鎌倉幕府時代の初葉、山城法成寺の領あり、藤原兼實の日記玉葉に、法成寺領越前國會萬布庄民鏡を掘出すの間引見申すべきの由見え、又藤原師盛の日記至徳二年の條にも庄名所見せり。

藤島庄

藤島庄。吉田郡東中西藤島村あり、一庄の根本東藤島村大字藤島なるべし。

平家物語に、源義仲壽永二年五月藤島七郷を平泉寺に寄進せし由見ゆ。建久六年近江延曆寺塔中に於て、勸學講を修せらるるにつき、幕府その庄内の年貢を割て寄進したり。藤原兼實の日記玉葉に、六年。久建九月二十三日甲辰、自今日座主於無動寺大乘院被修勸學講、以平泉寺領藤島年貢千石分給山上々人。

當時の天台座主慈圓の歌集拾玉集には、同庄の寄進について、源賴朝との贈答

歌を載せたり、興隆庄藤島事由とて(此方)、(彼方)にかかるへきなりとつねにそへことに申さるれば、君ゆへに(越路)こしちにかかる藤浪はわがたつ(立)そまの松の末まで、返し幕下。朝朝墨染のたつ(柳)そまなれば藤島のひさし(久)き末も松にかかるは、と斯くの如くにして庄の大部は、山門即ち延曆寺の全領たるに至りしかば、平泉寺之を憾とし、機會ある毎に之を恢復せんとしたりき。延元三年秋新田義貞越前にありて足利高經と戦ふや、高經この地を以て平泉寺に賂してその援兵を借り、但し延曆寺は猶庄の一部を庄有し、貞和三年九月、座主阿闍梨二品法親王藤島下郷公文跡重、藤名を瑚子丸に與へ、子孫に傳庄せしめたることあり、そのこと南部文書に見えたり。應永二十八年十二月、庄は山城青蓮院領となれり、幕府當時斯波氏の被官として越前守護代たりし、甲斐八郎に宛てて、青蓮院門跡雜掌に沙汰を附すべき旨令したりき。

河合庄

河合庄。吉田郡河合村森田村に渉る、森田村に河合新保河合寄安の二字あり、その名を存するなり、又庄内に石丸名あり、石丸は今森田村大字石盛にして、その石丸城は亦河合城とも稱したり、九頭龍川の北にあるを以て、河北庄とも云ふ。

鎌倉幕府時代皇室の御領たり。足利高經越前に守護たるに及び勳功の賞として之を宛行せられ、知行數年に互りしが、後沒收せられて再び公家に復し、貞治の末山城醍醐寺本所の下にありて一圓の沙汰をなすに至れり、貞治六年三月將軍足利義詮、庄の公文識を競望したりし、雅樂左近入道雜賀縫殿允に與へたる御教書、三寶院文書にあり、曰く、

「禁裏御料所、越前國河北庄、事爲御重領之由、支申條、太以不可然、根本御室管領之條勿論、但爲勳切賞、被宛行道朝、知行經歲序畢、今度沒官之間、被進公家之上、今更不及本所之競望、歟、非雖申子細嚴密、一圓沙汰付、于三寶院僧正坊雜掌、可執進請取之狀、如件。」

とここに於て雅樂雜賀連署して庄の下地一圓を三寶院雜掌に打渡し、義詮別に書を三寶院僧正に與へて、國庄公文職競望の輩ありと雖、一圓管領餘儀あるべからざる旨を述べたり、三寶院は即ち醍醐寺の塔頭なり。後應安七年十一月、永和元年九月並びに綸旨を以て、一庄の公文職を管領せしめ給へり。文安六年の三寶院管領所領目錄に、河北庄あれば、その後も連續して下地を知行したるなり。

長祿三年に至り、綸旨を以て、庄内石丸名の名主職を正住院に領せしめ、臨時の公事課役を免除せられたり。寛正三年九月、庄の代官應島久繁、加賀島全平の三寶院に送進せる年貢は、四十貫文に上り、同年十二月猶一百貫文を輸せり。これより先き庄の一部は坂井郡稱念寺領となれるところあり、長祿二年十二月同寺領目錄に、一河合庄七郎丸名田八段一、同庄栗森重名内別納一町二反とせるもの之なり。戰國時代に至り、王室式微して供御缺乏したりしかば、庄の下地も醍醐寺の知行を停めて、御料とせられたるもの如く、明應三年には、越前守護朝倉貞景庄の貢租を抑留して納れざりしを以て、中御門實胤をして之を督促せしめ、尋て文龜元年に至り、再び之を催徴し、二年に至りて貞景之を上りしことあり。又室町時代の末期、庄内の各名郡の龍澤寺領となれるもの多し。同寺領目錄に、

一河北庄内松包半名。

田數玖町陸段肆拾捌歩、

分米玖拾柒石柒斗柒升肆合、請料拾參貫陸伯柒拾貳文、同畠分都合柒町陸段伯貳拾歩、現錢參拾貳貫拾壹文、此内上分貳拾陸貫柒拾壹文、

一未光名。

田數貳町貳段伯捌拾陸歩、分米貳拾捌石捌升、請料貳貫伍拾參文、同畠分伍町半、地子肆貫文、

一守清名。

田數參町伍段參伯歩、分米參拾捌石、此内上分玖石肆斗肆升陸合參夕、又參石玖斗參升玖合者、細引物、請料參貫伍伯捌拾壹文、同畠壹町肆段大、地子伍貫肆伯伍拾文、同本所成物、都合拾貫捌伯捌拾五文、

一千代丸名。

田數壹町伍反、分米拾玖石壹斗、此内上分壹石柒斗、現錢拾五貫貳伯柒拾肆文、此内引物伍貫肆百五拾文、又三季仁一度本庄社役流鎗勤之、

一宗重名。

田數貳町貳段半、分米參拾壹石參斗貳升伍合、此内上分引物共貳石玖斗、請料肆貫伍百文、同畠壹町、地子肆貫文、上分四貫三百文、

一米泉石王。

田數壹町捌段小、兩名分々米貳拾石八斗壹升肆合、上分七石五斗、請料地子共貳貫八百參拾貳文、此内上分壹貫四百參拾貳文、  
と見えたり。

### 大野郡。

牛原庄

牛原庄。

今大野郡乾側村に其名を存す、同村の内大字大門尾永見坂戸寺の總稱なり。白河天皇の應德三年閏二月、越前國守源高實、之を山城醍醐寺の圓光院に施入して寺領となせり、これより先き應德二年、白河院の御宇堀河院の母后中宮の爲めに、圓光院を草創し給ひ、供料として近江國柏原庄を施入せられしが、唯佛供料の用を支ふるのみにして、僧侶衣服の資に乏しかりしが、高實中宮の唯徳を報ぜんとして、此施入ありしなり。又曰ふ、元來庄の本主は大和東大寺の忠範なりしが、中宮の父源顯房の沙汰として庄券を尋ねられ、忠範件の文書を以て、遍智院の僧都義範に進め、顯房に寄進して立てらるるところなりと、これ醍醐雜事記の記すところなり。これを要するに庄地元來の本主忠範の寄進に對し、國

守高實亦勢を藉りて助けしものか。かくして忠範暫く庄の下司職たり、立庄の日寺使如意房賢尊に懸札せしむ、預所未だ定まらざりしかば、賢尊之を沙汰したり、其時賢尊忠範の爲め、庄内に一堂を立て彌陀丈六の像を安置し、田一町五段を寄進し、十二箇月の料となし、三反は忌日料たり、後その五反は別當の私用となれりと云ふ。庄は勅許の後、四方の境界を定め、勝示を打ち漸く浪人を招致し、開墾に力めたり。その四至東方は真中川南は猪山西は坂戸北は油境を限ると云ふ。真中川は今の真名川、猪山は龜山なるべく、坂戸油境は各その名を存す、大略乾側村より下庄村に亘る地域なり、面積凡そ二百餘町と稱するも、概ね荒亡の地にして、見作田二十餘町に過ぎず。其後寛治二年國守清實○姓關源か其庄廣博に過ぐるを以て縮減せんとしたりしが、寺家の訴へにより、東を大野河に限ることとし、同四年に至りて境界の勝示を改めたり、大野河と云へるは今の清瀧川なるべし。次で國守忠盛の時に至り、更らに真中河以西八十餘町を舊に依て庄内に入れしめしが、次の國守顯能又これを停め、大野河以西四十餘町の地をも免除すべからずとせり。此に於て寺家朝廷に訴へ、長承元年九月應徳の舊に復すべきの由を

宣せられたり。然るに國司その旨を奉ぜず、翌二年には參議藤原成道庄内泉郷の地を領せんとしたりしかば、更に之を訴へ、勅裁して大野河以西の中央を以て圓光寺領の境界と定むるに至れり。庄園の事務は忠範知行の後權僧正○その名を逸す之を繼ぎ、預所は南北の兩庄に分ちて、北は賢圓南は慶順各之を司れりと云ふ。

當時庄内は北庄南庄中央庄庄林の四部に分れ、開發漸く進みて北庄百六十九町餘、南庄百九十町餘、中央五十九町餘、庄林四十町餘合せて四百八十町餘に達し、年貢五百石その内所用三百十石餘、用殘百八十九石餘、所當の反別五斗の定めなりしと云ふ、此外加徴米合せて八升、收納の時猶反別二升餘を附するの定めありき。

庄の特權としては既に早く國後の勤仕を免除せられしが、長承元年九月國司顯保引出物と號して、八丈絹百十五疋四丈を徴せんとして、寺家の訴へにより之を糺返せられしことあり。而も例年猶宛催のこと止まざりしかば、保延五年二月院廳令して之を禁じ、留守所に宣するところあり、そのこと醍醐寺の新要録に見えたり。康治元年に至りては、更に國役自今以後一切停止の院宣を蒙り、仁平元年には院廳女院廳共に役夫工作料免除を宣したりしが、國廳の使者等、伊勢豊

受太神宮役夫工作料米七百二十五石を強徴せんとしたりしかば、寺家大訴して、更らに官符を以て之を免除すべき由を宣行せしめられたり。猶その翌二年には、造内裏材木皇居造營役夫工作料米を併せて免除せしめられたり。其庄民は、寺家宿直の兵士となり、相交代して醍醐に至り、毎年正月二月は南庄の下司之に當れり、壽永三年圓光院の長日佛供米は、毎日四升三月より五月に亘りしが、北庄南庄は各三斗四升を中央は一斗一升を庄林は八升を納入したり。鎌倉幕府時代に至り、源賴朝奏して諸國庄園に地頭を設置せんとするや、牛原亦早くその入部を見るに至れり、ここに於て當時の僧正勝賢切りに仔細を訴へ、漸く之を停廢せしめたり。醍醐雜事記に曰ふ、壽永三年七月、牛原御庄去る春の比より、兵衛佐賴朝の使家北條代宗安庄家に入居し損亡せしむるに付き、去る六月當寺の所司勾當使者となり、寺家の解文を以て鎌倉に行向し、七月之を付し了り、仔細を申入れ、寺解を付し、同月廿一日國を出て、八月寺に歸れり。賴朝七月二十七日國を出て、京都に上洛すべき間沙汰すべしと云ひ、院宣を相具し、寺解に於ては之を遣すべきの處、院宣を具せず、下向の條内々傍難ありと云ひ、同寺新要錄には故勝賢僧

正仔細を申さるるの日、地頭職を停廢せらると云へり。然もその後數年を経ずして再び之を設置せられ、その亡狀甚しく、殊に承久役の後に至り一層強暴なりしかば、百姓の佗際一庄の滅亡この時なりとして、承久四年正月醍醐の座主定範等、地頭停廢の訴狀を出せり。而も幕府は之を容れず、同年四月に至り、地頭從類等百餘人、庄家に亂入して、年貢課役を強請せんとしたりしを責め、爾來南北二人の代官を定置し、一定の得分をのみ收納せしむることとなせり。醍醐寺も亦院宮の恩寵に狎れ、屢牛原庄の特權について強請するところあり、葉廣記寶治元年七月の祭には、牛原庄預所のことを以て、塔頭三寶院の門徒蜂起し、六波羅の兵之を鎮定したりしことを示せり。元弘の亂に際し、庄内鍋床山に居城し、北條氏の最後に徇したる淡河時治は、地頭の一人なるべし。

降て室町時代に至り、庄は丁庄林中央。○中挾 井野邊の四部に分たれ、之を牛原四郷と云へり、丁は今乾側村大字上丁中丁下丁あり、もとの南庄の内なり、中挾は下庄村にその大字を存す、井野邊は藩政時代乾側村及下庄村の北部十七村を井野邊庄と云へるもの、之に該當すべきものの如し。應永二十五年七月將軍義持、

書を醍醐三寶院大僧正に與へて四ヶ郷に對し、國衙の半濟押領を停止し、永代その一圓を知行あるべき旨を述べ、同年十二月斯波義將旨を奉じて、越前守護代甲斐氏にその三ヶ郷を三寶院雜掌に沙汰せしむべきを達せり。但しその後幾何もなくして、庄の各郷は代官をして支配せしめ、所定の年貢を納入せしめたりき。丁庄林代官の請文によるに、寛正三年三月飯田家次の寺家に進めたるものによれば、年貢請口として毎年錢八百六十貫文、小公物楠三斗油一斗八升、恒例として三年一度の段錢三十貫文嚴密に沙汰すべしと云へり。又庄内の一部丁郷内得圓名一町は、年毎の年貢八貫若しくは七貫にして、上清瀧の一切經會料田たりしこと山城上清瀧宮遷座類聚觀應二年十月注進する所の同宮公文所寺主快舜の狀に見えたり。但し戰國時代に至りては幕府の威令行はれず、庄地は漸次守護並びに平泉寺のために押領せらるるに至れり。年代を逸すれども醍醐寺の文書に、御方人々押領處々と題し、中に越前牛原領家職平家寺法印並守護方押之六百石と云へり、之れ庄内の大部を擧げて掠めらるるの窮狀を示せるなり。天文八年の平泉寺聖賢院院領目錄に、矢村住吉川牛原大槻村新在家村堂本村太田村島

村中保村菖蒲池村中挾村矢戸村大矢戸村小矢戸村あり、之れ庄及び隣接の地を籠絡したるものにして、享祿十二年の寶鏡寺の納帳にも菖蒲池村横枕村中津川村あり、大永七年の洞雲寺田地目錄に、庄林蔵生郷中野村中夾村あり、諸大寺の寺領相挾雜したる狀以て見るべきなり。

## 小山庄

小山庄。大野郡小山村あり、庄の舊名を襲ふ、又御山庄とも記せり。庄の疆域は時代により出入するものあれども、小山村上庄村西谷村の各邑に亘りしもの如し。平安朝時代の末葉、長承年中參議藤原成通、小山郷内舌村木本小山村小山坂尻村左開村等を私領の地となせること醍醐寺要錄に見ゆ。次で鎌倉幕府時代に至り、庄の一部皇室の御領として幕府の執權北條義時その地頭職を領せることあり、建保四年三月將軍源實朝朝旨を奉じて、義時に代官差遣の命を傳へしを上申したりき。後宇多院御領目錄に、小山庄据郷東小山東縁西縁佐開西小山井島黒谷郷飯西保秋生佐々俣郷あり、その範圍頗る廣きに至れるを知るべし。室町幕府時代の初葉南都春日神社の社領庄内にあり。貞治六年十月守護斯波義將書狀を畠山尾張守に宛て、朝倉高景の庄内濫妨を禁めたりき。これより先

き弘安年中宋僧寂圓來りて庄内木本郷に寶鏡寺を創むるや、正安元年沙彌知圓等その敷地を寄進し、爾來寺領頗る擴張せられたり、永正元年同寺納分には、小山庄内友包村今井五給平次城北守正あり。その他永祿年間に至るまでの寺領に、五條方木、本地頭方、同領家方、教密島、佐開地頭方、猪島村あり、これ同じく庄内たるべし。その他永正八年瑞祥寺文書には御給を領知せること見え、大永七年洞雲寺田地目録に今井村、天文二十三年の田地目録には小山内右近次郎見えたり。

泉庄

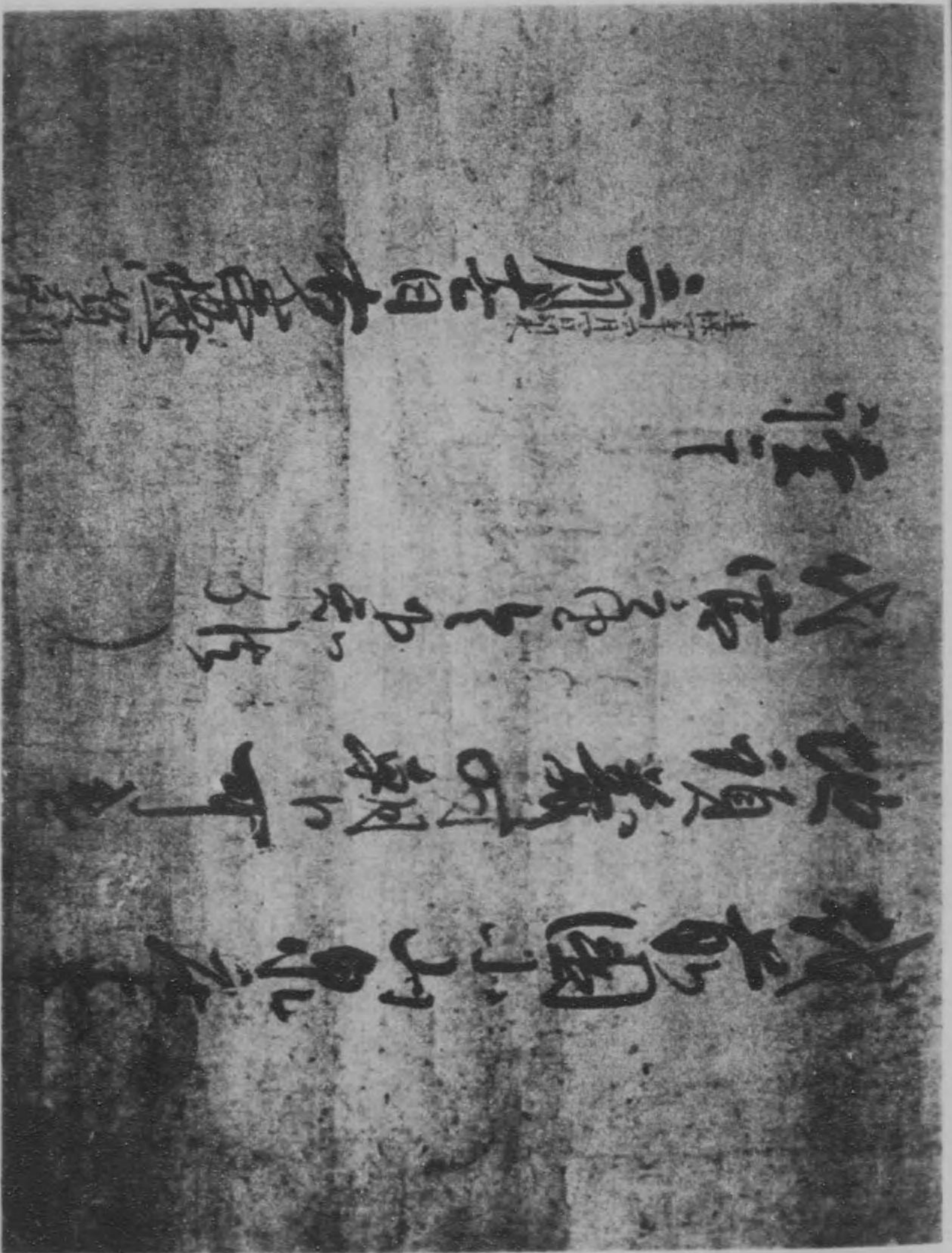
泉庄<sup>いづみ</sup>。大野郡小山村の大部を占む。鎌倉幕府時代皇室の御領にして、北條義時その地頭を兼ねたり、建保四年三月、將軍源實朝朝旨を奉じて義時に代官差遣の命を傳へしを上申したりき。室町幕府時代の初期には、その一部春日社領となり、貞治六年十月小山庄と同じく、守護斯波義將朝倉氏の庄内濫妨を遏めしことあり。その後庄内の地寶慶寺の領するところとなり、永正元年同寺々領目録に泉庄内得永、深江、黒谷、舌郷、黒谷領家あり、又文明十二年伽羅陀寺領年貢帳に新庄あり、享祿三年の崇聖寺々納分目録に鍛懸、黒谷、深井あり。總べて泉庄内の地なりとす。

越前 地頭 代官 謹言。

小山 義時 中之令下 泉山 朝臣 可遣 庄事、

建保四年四月四日到來  
三月十七日

右近中將實朝



5 源實朝書狀 (局部)

三月十日 實朝中興實朝  
 形勢四年四月四日西茶

瓶言。

升官之由，令不感刻了。

此間養可朝，用可遊。

越前國小山泉，由事。



毛戸岡庄

毛戸岡庄。大野郡猪野瀬村大字下毛野猪野毛屋等を以て、庄の故域に擬すべきか。鎌倉幕府時代山城東寺の領するところなり、安貞二年東寺分田文書に列記せられたり。

富田庄

富田庄。大野郡富田村あり庄名を存す。永正元年寶鏡寺納分に富田庄内田野あり、大永七年の洞雲寺寄進分田地目録に、富田森目郷井野郷藏生郷内中野村ふか田土打唯野、同寺天文二十三年寺領目録に西田野村、天文八年平泉寺賢聖院々領目録に井口村とあるものみな庄内なり。

川原郷

川原郷。大野郡上下味見村を本庄とし、西谷村穴馬村にも亘れるものの如し。平安朝時代の末期、長承の頃、參議藤原成通之を領有せり。醍醐寺新要録に、長承二年六月十四日の官符を載せ、中に成通の私領を擧げ、就中彼家領小山郷内舌村、木本小山村、小山坂尻村、左開村、川原郷内折立村、川原村、味美村、有羅河内、佐々熊足河内、穴馬河内等所在之田、畠、依、及、數百町、視聽之者皆驚耳目と云へり。

丹羽生庄

丹羽生庄。大野郡羽生村あり、天文八年平泉寺聖賢院々領目録に、羽丹生庄野波村守俊名一圓本役は百姓沙汰云々と見ゆ、平泉寺之を領有したりしなり。

遅羽村其

遅羽村。大野郡遅羽村あり、天文八年平泉寺聖賢院々領目録に、遅羽村之内北山之山口、遅羽村之内蓬生あり。

保田村西俣村矢戸口村。今大野郡鹿谷村に隸す、天文八年平泉寺聖賢院々領目録に見えたり。

細野村松田村新保村新在家。並びに今大野郡荒土村の内なり、後世北袋郷四十一村の内なり、戦國時代平泉寺領たりしこと、天文八年平泉寺聖賢院々領目録に見ゆ。

聖丸村。今大野郡野向村の内に入り、後世北袋郷の内なり。戦國時代平泉寺之を領せり、天文八年平泉寺聖賢院々領目録に見ゆ。

中尾村木根橋村六呂沙村。並に大野郡北谷村に大字名あり、後世北袋郷の内なり。戦國時代平泉寺之を領せること、天文八年平泉寺聖賢院々領目録に見ゆ。

護法寺村寺尾本村新村瀧波村郡村並びに大野郡村岡村に大字名を存す、後世北袋郷の内なり。戦國時代の頃平泉寺領たり、天文八年同寺聖賢院々領目録に列舉せられたり。

袋田村。大野郡勝山町の一區たり、北袋郷の内なり。戦國時代平泉寺領有たりしこと、同寺聖賢院々領目録に誌すところなり。

片瀬村北村上若伊野村井口村。名稱轉訛したるものあれども、大野郡猪野瀬村にその大字を存す、後世北袋郷の内なり。戦國時代平泉寺領有す、同寺聖賢院々領目録に見えたり。

箱渡村赤尾壁倉イヤ谷ノセ坂釋迦堂村車坂護摩堂口合の橋櫻町引尾。名稱轉化したるものあれども、大野郡平泉寺村に大字若しくは字名を存す、其大部後世北袋の内にして、又坂谷郷に屬するものあり、平泉寺の所在地として早くよりその領するところとなれり、天文八年の同寺聖賢院々領目録に字名列舉せらる。

尻江橋爪大月坊市柿島大西不動堂前。並びに大野郡坂谷村に大字を存す、後世坂谷郷の内なり、戦國時代平泉寺之を領有せしこと、同寺聖賢院々領目録に見えたり。

田野村。大野郡富田村に大字田野あり、戦國時代三條西實隆の食邑なり。延徳三年四月連歌師宗祇越前下向に際し、田野村のことにつき倚頼するところあり。

り、同年十月その歸京により、その采地の仲書狀を以て申遣はせしことその日記に見えたり。

坂井郡。

榎富上  
中下庄

榎富上庄榎富中庄榎富下庄。今坂井郡に江留上江留中江留下の大字あり、蓋し庄の故城なり。室町幕府時代以降、郡の稱念寺並びに光明院庄内を領有したりしこと、長祿二年の同寺々領目録に、榎富上庄内社家名〇四町一段一、同々内番頭六十歩名拔地〇田二段一、同々時恒半名三町大一、同別相田三町四段平三十歩榎富中庄守恒名榎富中庄時眞田島榎富下庄光安一名と見えたり。又榎富中庄はこれより前、庄内に大覺寺門跡領ありしが、永享元年十二月、庄の半分代官職を小布施正壽郡の龍澤寺に施入したり。長祿二年の龍澤寺々領目録に、榎富中庄本所方分米二百五十五石現錢二十八貫七百五十文、榎富國匠名田數三町一反、福壽庵寄進共分米二十七石一斗三升、此内上分引物河成共三石四斗五升、請料一貫五百五十文、地子五百文と見えたり。

布施田郷

布施田郷。坂井郡勢村に大字布施田あり、郷の故地なるべし。室町幕府時代の末期郡の稱念寺並光明院その一部を領有せること、同寺々領目録に「布施田郷内田三段半同行貞一町と見えたり。

中河保

中河保。坂井郡坪江村に大字中川あり、蓋しその地名を存するなり、稱念寺並びに光明院寺領たり。長祿二年同寺々領目録に「中河保勝蓮圓國次名内壹丁とあり。

船寄郷

船寄郷。坂井郡高掠村に大字船寄あり、附近數邑を包括して一郷たりしなり、稱念寺並光明院之を領有せること、長祿二年同寺々領目録に示さる、一、船寄郷六萬名田島玖町四段一、同未包名田島陸町四段一、同清松名田島伍町壹段貳一、同名佛名田島六段小一、同爲則名田島三町六段皆免一、同脇堂馬上免田島二町七段一、同水吞馬上免島壹町一、同未泉田及島一、同平泉寺馬上免田二町一、同中村島八段小一、同卒都婆辻島九段一、同野中町島七段大一、同香田疊田島四段一、同包久村島壹町七反皆免一、同柳原一所、一、同銅内與一名となせるもの之なり。

福島村

福島村。坂井郡東十郷村に大字名あり、長祿二年稱念寺及光明院寺領目録に記載せらる、一、福島村島壹町屋敷一、福島公文名二町七段六十歩一、同手島田三段とあるもの之なり。

篠和田庄

篠和田庄。坂井郡高椋村に大字笹和田あり、蓋しこれなるべし、稱念寺及光明院の寺領庄内にありしこと、長祿二年寺領目録に、篠和田庄内本免一段と記さる。

小島郷

小島郷。坂井郡高椋村に大字儀間ありその附近を籠めて小島郷と稱したるもの如し、室町幕府時代の末期、稱念寺並光明院郷の大部を領有したり、長祿二年の寺領目録に、一、小島義萬禪師丸名田三町六段六拾歩一、小島義萬日光名地頭職共田二町一、同行末半名田壹丁八段大○又半名二丁十二段半一、同頼藤名田二町三段小一、同國房名田三町二段小一、同新堂田壹丁四段大皆免一、同三郎丸名地頭職一、同定吉名地頭職共一、同禪師丸名地頭職一、同義萬内三郎丸名四町八段半一、同行末名地頭職となせるもの之なり。

長崎庄

長崎庄。坂井郡高椋村に大字長崎あり、以て庄名を存せり。長祿二年稱念寺及光明院寺領目録によれば、寺院の所在地として庄内多くその領有するところ

となれり、即ち寺領目録に、長崎庄清眞田島一、同本堂大般若田二段、彼岸田二段一、同國澤庶子田二段、島一所一、同是包名南都皆免一、同貞包名南都皆免一、同國澤名田島一、同守未名田島一、同守未名田島一同住吉市假屋友重内油田二段一、同宮地假屋五間一、同粥田五段大、一、同國安名内念佛田二段一、同赤井堂田五段半一、長崎庄國吉名内六段大と記載せられたるなり。又山城東寺もその一部を領有せしこと、文安二年東寺百合文書に見え、大乘院寺社雜事記文明十二年八月三日條挿むところ所領圖には、長崎庄四條殿と見えたり、四條殿はその領家なるべし。

春近庄

春近庄。坂井郡春江村に大字春江本堂あり、庄の舊名を存す、後世附近十村を籠めて春近郷と稱すと云ふ。正平七年八月室町幕府庄の地頭職四分一を若狭の本郷家泰に興へたりき。

坂北庄

坂北庄。四至疆域寺明確を缺けども、略坂井郡東十郷村、長畝村の一部を籠めたるもの如し、後白河院以後長講堂を領として傳承せられたり。島田文書によれば、建久二年十月院、御領注進状を記載せり、庄の供進せる課役左の如し。

坂北庄

元三雜事

御簾十三間

御座十一枚大文三、小文三

伊與簾二十枚

殿上京筵疊四枚

侍所垂布三反各六尺

砂十兩

節器物

合子百五十大五十、小百

盤三枚

鉢三口

椽手洗一具

三月御八講砂八兩

御舍利講百種物百杯三月晦日勤之、但不入恒例注文臨時課役歟

廻御菜二個毎月、九月、十日

月充仕丁正月四人、十月四人

門兵士

四足六條門、十二月廿个日、西洞院面北門同廿个日、油小路面同上旬、十五个日、楊梅面門廿个日

御更衣疊五枚小文一、紫一、黃一、四月料

彼岸御布施六丈布二十段二季料内、春五反、秋十五反

御神祭神籬一具四月料

半物裝束二具七月七日料

召使給物米十石

移花五十枚

弘安四年閏七月、鎌倉幕府奏して庄地を後深草院に進め奉れり。勘仲記閏七月八日の條に、御息所、御領越前國坂北庄、自關東進本院、此御領本家長講堂領也、年來被進御年貢吳綿云々、不慮御事可謂珍重と云へるもの之なり。

その後嘉元二年七月、伏見院より後伏見院へ長講堂領以下の御處分ありし時、坂北庄の本案職は後深草院妃准后相子の支配と定め、庄の課役注文を交附し、准后より請文を出されたり、此時貢進の課役は建久のものに比し、元三雜事の器物用途直錢四十一貫六百五十文を以てせるを異とするのみ。貞和二年閏九月、光嚴上皇庄内の宮地郷を割て、水無瀬御影堂に寄せ給ひ、法華轉讀料に宛て給へり。宮地郷は宮領とも號し、今東十郷村に大字名を存せり。これより先き建武四年、賴定院宣を申請け、庄内長畝郷内の玄陽名を以て白山に寄附したりしが、貞和四

年長講堂領は輒く他所に寄附すべからざるを以て、此を召返し、再び水無瀬領たらしめたり、玄陽名は長畝村大字玄女なるべし。延文二年に至り、更に御影堂造營料としてその知行たるべき旨を執達し、貞治六年には名内の違亂を止め、應安四年には玄陽里王宗重名、永く水無瀬御影堂造營料として改動あるまじき旨を嚴達したり。室町幕府時代末期に至りては、庄内に稱念寺々領あり、長祿二年同寺々領目錄に「長畝郷内但馬村兼正名内四分一五段一、同松丸名別納田三段」と見えたり、但馬村は東十郷村大字田島なるべし。戰國時代に至りては、堂領始どその名を存するに過ぎず、文龜の頃、長講堂僧衆寺官等の言上書によるに、國主朝倉氏に倚賴して漸く三千疋の年貢を徴したるに過ぎず。宣胤郷記文龜元年九月寺官清高の書狀を載す。

「かしこまり候てうけたまはり候、長講堂の御すうれう千疋つけられ候べきよし仰せ下され候、めでたく存候、やがて申つかはし候、御れう所しかじかとも存候はて、御佛事なにかのさしあたりたる御事ども候はんずるにかやうに仰つけられ候、ありがたく存候、越前の御れう所の事、いぜんくわしく勸修寺中納言に申候

つること、さりぬべき御使まかり下候て申さだめ候はてはかう申候事はかたく存候、たゞ狀などにはことごとくしく申し候ともそのしるしも似はず候、さいしよ胤御使にまかり下候て申さだめにて、あさくら(朝倉)に生(朝倉)をもさせ候てまいらせ候、忠節と存候、そのとしの御ねんぐ候はぬささにあさくら(朝倉)なくなり候て、うちのものはからひ候て、まづ三千疋まいらせ候、をれいに仕候てたゞかやうに候可候、ことには御れう所の名のみ計にて似つる、三千疋ばかりの事にて候はし、申つかはし候程もさうは似まじく候、かやうの事は一たんと御使もくだり候やうに候てはと存候と、御さたも御心もとなく存候て御わたくし迄入候、御ついでによくはく御心へ候て御ひろ(披露)うまいらせ候。(下略)

といへるもの之なり。又庄内長畝郷之内則正名は土豪武曾氏之を領有したりしが、郡内龍澤寺に賣却して寺領となれり。同寺寺領目錄に、長畝郷内則正壹名武曾攝津守寄進武曾左馬助方より買得作識寄進主進退と見えたり、同じく明徳二年には、將軍足利義滿長畝郷料所半濟を、長日御祈禱料所として豊原寺に施入したりき。

坂南本郷

坂南本郷。坂井郡本郷村に該當すべし。中世以降郡内九頭龍河南を坂南郡

と稱す、本郷村その域中にあり、鎌倉幕府時代本郷の地半ば山城石清水八幡宮の神領となれり、吉田文書乾元二年四月の恒例八幡上分米送文を見るに、米五十石にして、内參石の升米關米を除き、四十七石を同社に納入したり。

高椋郷

高椋郷。坂井郡高椋村を以てその地に充つべし。親長卿記によれば、文明三年六月これより先きその地皇室の御領なりしが、幕府之を領知せんとして確執あり、爲めに公武の音信通ぜざるもの三四十ヶ日に及びしが、六月に至りて遂に之を幕府に返進したること見えたり。

黒丸庄

黒丸庄。坂井郡鶉村に黒丸の大字あるもの庄名を存するものなるべし、鎌倉幕府時代以降一條家之を知行したりしが、朝倉廣景入國してこの庄を根據として城居し、遂に占有することとなれり。新井白石の新安手簡に、越前朝倉祖黒丸入道など、一條家の黒丸の庄を預られ候ひしより彼國に竊據し候事は、一條の裝束抄の中にも見え候ひき。と見えたるもの之なり。

長田・小森保

長田・小森保。坂井郡東十郷村に大字東長田、大石村に大字西長田、大石村に大字上下小森あり、蓋し共に舊保の地なり。早くより敦賀郡氣比社領なりしが、鎌

倉時代の初葉、後鳥羽上皇院政の時、社領を擧げて皇室に献じ、御領地となすや、兩保もその中に加はり、爾來皇室を本家とし、領家職は左大臣藤原廣輔に授けられ、次で左大臣藤原良輔に讓與せられたり。建暦二年九月同社政所注進したる、神領作田の所當米已下所出物等總目錄によれば、兩保合して御封米二百餘石、本家領家の總得分八百餘石あり。建長二年十一月藤原良輔の遺領目錄には、長田保の年貢のみにて六百四十餘石を計上せり、良輔は領家職をその妻八條禪尼に讓與し、禪尼は亦九條家の最勝金剛院に寄進せり。良輔又小森保をその親泥せる家人藤原定家に讓與したり。後元弘建武の際に至り、兩保の地頭職、豊原寺の有に歸せり。

池見保

池見保。坂井郡木部村に大字を存す、早くより敦賀郡氣比社領にして、鎌倉幕府時代の初めには、皇室を奉戴して本家となせり。本社御祭御酒料以下十六石を神社に供進したりしこと、同社の建暦二年神領注進に見えたり。

粟田島

粟田島。坂井郡鳴鹿村の内十邑、吉田郡五領、島の内二邑を後世粟田島郷と云ふ。元弘建武の際、豊原寺武家方に黨して戦功ありしかば、粟田島地頭職を寄進

せられしこと同寺記録に見えたり。

小磯部保

小磯部保。坂井郡磯部村あり、その大字に磯部福所、磯部島、磯部新保あり。建武五年八月二十五日、室町幕府越前守護所に牒して、前にその地頭職を近江園城寺に寄附せしも、事行はれざるを以て急に之を沙汰せしめたり。貞和三年園城寺三尾社の造營をなすや、その功程を小磯部保に宛てたり。小磯部保は後に磯部庄とも稱するに至れり、應永十九年斯波氏庄内の地を豊原寺深師大王宮に寄進したりしこと、同寺記録に見えたり。

河和田庄

河和田庄。坂井郡東十郷村に大字河和田あり、今立郡に河和田村あり、その何れなるや明かならず。山城東寺の領するところなりしこと、同寺文安二年の文書に所見せり、又郡内龍澤寺も庄内に所領あり、同時代の寺領目録に、武段島河和田館内東端有之と録せられたり、これ明かに坂井郡の河和田なりとす。

一品勅旨

一品勅旨。後宇多院御領目録に、一品勅旨領家頼泰と見ゆ、坂井郡高椋村大字一本田に宛つべきものの如し、室町幕府時代高椋御料所と云へるもの亦これなるべし。文明三年六月幕府その地を入江某に與へんとし紛議あり、朝廷遂に之

を幕府に返付し給ひき。

河口庄  
坪江庄

河口庄坪江庄。河口庄は和名抄に見えたる坂井郡川口郷を本據とす、今坂井郡本庄村あり、蓋河口本庄の謂にして、大字上番中番下番を特に本庄三村と稱せり、庄に十郷あり、河口十郷と云ふ、本庄の外新郷溝江大口大味新庄關兵庫荒井及び細呂木にして、之を概言すれば、兵庫川及び竹田川に挾雜せる地方の諸村と、更らに北上して細呂宜附近とを籠め、本郡中部の地大略その籠絡に入れるなり。その十郷々名を検するに、今大抵その大字を存せり、即ち本庄の外後世大口郷四ヶ村の内に東西大口大味郷二ヶ村の内に大味新庄郷三ヶ村の内に上下新庄荒井郷二ヶ村の内に東荒井關郷二ヶ村の内に上下關兵庫郷五ヶ村の内に上下兵庫細呂木郷十九ヶ村の内に細呂木あり、溝江郷の本據は今の金津に亘れり。

坪江庄はその名和名抄坪江郷に出づ、後世坪江郷廿七ヶ村の内に坪江村大字坪江あり、その疆域は河口庄を中斷して海岸雄島村に出で、大字梶崎安島の三ヶ浦を籠め、庄内に三國湊あり、その本據は蓋し河口庄と相接したる北金津なりとす。



左に挿入したる見取圖は、大乘院寺社雜事記文明十二年八月三日の條に出でたるものにして、その圖式粗略誤記なきにあらざれども、その當時の庄の位置を察知するに足るべし。圖中北庄川と云へるは恐らく日野足羽の合流せるものを示し、崩川は疑もなく九頭龍川なり、鳴鹿川は竹田川にして、九頭龍川の北竹田川との間に、本庄以下河口諸郷の排列せられたるを見るべし。更らに北境細呂宜を中心としたる部分は、東熊坂より西山荒居の海岸に至り、北は國境を以て加賀に接したるなり。此間に挾雜したる地方は即ち坪江上下郷にして、三ヶ浦三國湊阿古江の海郷相接したるを見るべし、見取圖の未葉に左の注記あるは參考に資すべきなり。

一、金津ハ河口溝江坪江下郷與入<sup>レ</sup>綬也

一、細呂宜ヨリ北ハ則加賀國也

一、坪江上郷ハ山ヲカク、同下郷ハ海ヲカク

一、細呂宜上方ハ山ヲカク、下方ハ海ヲカク

猶兩庄入庄の地は獨り金津のみに止らず、石王名二名半鶴丸名の如き同一の



府中守護所

五里

木田庄  
東北院

山

大野郡也

山

八里

平泉寺

八里

山

豊原寺

山

(、) 從行  
小鏡坂

細呂宜上  
細呂宜下

山

加賀國

關郷  
王見郷

新庄

兵庫郷  
本庄郷

濳江郷

金津

三國湊  
下郷

坪江  
下郷

三ヶ浦

細呂宜下  
細呂宜上

方下

出荒

加賀

足羽庄

一乘殿

長崎

四條殿

河合庄  
三寶院  
相應院

新郷

坪江  
下郷  
阿古江

海海

海

北庄川

崩河

海海

鳴鹿川

海海

シカ、

文書に河口庄之内細呂宜上方とも記し、又坪江庄之内とも記せるを見るなり。  
又大乗院記録によれば、文明年間の村名を列挙せるものあり、再度の注記に係り、且後世その名混びたるもの若しくは變改したるものあるを以て、直ちに今日の地域に該當せしむるを得ざれども、兩庄の區劃を考定する上に重要な資料なり。

文明二年七月十三日

一、河口庄郷の内村名

本庄ニハ

見ねの村 への鳥居田の村 かこなしの村 荒田高濤の村 社頭の前村  
かう田高正の村 高橋の村 貞重の村 今市の村 中濱の村 たうの江(マ)ハ  
たうのわた

兵庫郷ニハ

井向の村 松越の村 中村 上之小郷の村 大島ノの村 上中村 國清の村  
深田の村 中島の村 小郷之村 舟津之村 兵庫島之村 塚寺の村 權現

堂の村 新宮の村 北兵庫の村 馬歸(マ、)の 中野の村

新郷

幡岡前田根上の村

關郷ニハ

島田の村 かうらい田 中村 小路村 つるまる村 千行村

細呂宜ニハ

牛屋村 宇禰一野村 青木村 伊比政所村 宮谷村 西方寺村 たかつか  
村 ひ山村 たかはたけはしや村 吉さき村 今古村 瀧羊谷村 神宮寺

新庄郷ニハ

以上重て可注之注進之分也。

坪江庄の分はその下郷のみの注記なり。

一三國湊

一阿古江金津宿在家

一三ヶ浦梶浦前浦 三保浦

一北方濱坂國方

一小山

一乙部

一牧村

一西谷

一十樂名別物也分ハ

一政所丸方

一鶴丸久恒石王

一油免

一藤澤號三下司名

一石丸末利二名半

一政所方赤尾

一政所方羽室津

一政所方若荷主

一二橋

一各善番頭一郷分

この注記は、大乘院記録の中坪江下郷三國湊年貢夫役等事に出て、年號なけれども卷末雜筆に文明五年とあれば同年の記なるべし。

この兩庄は中世を通じて大和の春日社領兼興福寺領たり、これより先き興福寺は奈良朝時代より平安朝時代の初期に亘り、越前に於て坂井郡その他の地を施入せらるるもの多かりしが、其後益々その地を擴大して、兩庄を占據するに至れり。平安朝時代の中葉、越前に藤原利仁の一流あり、その子孫繁延して勢力あるもの尠からず、彼等は同族の祖神として尊崇せる春日社に、又その氏寺にして春日社を鎮守とせる興福寺の爲めに、土地を施入して以て敬虔の意を表したり。兩庄の規模かくして増大せり、春日神廟記と題する書は、河日本庄奉祀するところの春日神社奉養の次第を略記せるもの、奥書にその祠官藤原國榮、建長元年八

月天永中の舊史によりて之を誌し、寛政七年その裔孫國鴻改記する由を云へり、その述ぶるところ果して建長の古記なるや否や、頗る疑ふべしと雖、從來の誌書概ね之に因り、云ふところ亦全く捨て難きところあるを以て、左に庄園開立に關する所傳を摘記すべし。

(上略) 時六十六代一條院之御宇、鎮守府將軍藤氏利仁朝臣四代苗裔、本國押領使齋藤民部少輔伊傳朝臣爲元祖春日明神取信幾乎厚矣、仍寬弘八年使當庄之德丸之男美左崎者神供百石之料貢獻於南都之本社也、相繼其後爲時朝臣其後爲賴朝臣其後國章朝臣無代有虛載矣、至其後國貞朝臣信之逾醉也、自以爲春日明神者國家之鎮護、且吾家之祖神也、宜請迎乎本國祭之七十四代鳥羽院之御宇、天永元庚寅春二月上達乎天、奏于茲開社場、逆設神宇而啓此旨於寧樂同冬十月遷迎此神靈、時天聽賜輶車中納言時實朝臣也、別當興福寺衆徒觀如僧都並緇侶八十餘員、伊豫法眼入道明神之、大連社官中務丞藤原國等等陪從乎。

神輿來也、相隨社士四百八十人、下茲安置寶輿於此社壇矣、虹梁雨風畫棟雲

遠朱殿繡帷張瑤階翠簾垂寶器玲瓏菱花照膽合鄉之群民歸仰信歡無極矣

(中略) 於此乎、本國之太守十鄉各處建此靈祠祭此神置精舍列社家僧侶都八十餘員、社司四百八十人、庄官二十四家定之神田六百町、寄捨之配分於十鄉也、(下略)。

これに因れば、河口庄より神供を進めたる年は寛弘八年のことにして、爾來連續するもの一百年、天永元年に至りて六百町の神田施入せられたるなり。然るに興福寺の寺務門跡として、中世を通じて庄家に密接なる關係を有したる大乗院の記録によれば、その記入の年代及事情少しく異なるものあり、例へば天正二年十一月その織田信長に進めたる申狀に、河口の庄は春日の神前にて毎日ふたいに一切經の御くしゆあり(供衆)、僧家百人番をり(春日)にてよみ申候、同御神供まで此料所を以て門跡より申付候、是はかすかの神託によりて天下萬人安穩のために白川院御寄進として、康和二年より當年に至りて四百七十五年たいてんなしと云ひ、南都七大寺巡覽記などにも、春日社毎日不退一切經轉讀者、白川院御願也、康和二年七月六日始之、祈所越前河口庄と見え、寛弘元年よりも九十年遅く、天永元年よりは十年を早うせ

り、此等を綜合するに白河院々政の御代の寄進なるべし。而してその寄進には、在國の藤原氏一流が奏言によりしものなること亦信すべきものの如し。この十郷の域内に溝江庄の加はれるは注意すべきことにして、その地天曆四年の注文には東大寺領たり、百卅三町六反七十二歩と見ゆ、ここに至りて同庄の一部を籠むるに至れるなり。而してその總鎮守は、今本庄村大字中番下番入會地に奉祀せる春日神社これなりとす。

次に坪江の庄は河口庄よりも約二百年を遅れて、鎌倉幕府時代の末葉に至り立庄せられたるなり、四所靈壇の法味に供する爲め、春秋二季の新三十講料所として正應元年後深草院の寄進に係ると云ふ。前出大乘院記録天正二年申狀、並ひに南都七大寺巡覽記の云ふところ全く符合してその施入を説けり。勘仲記に「弘安十一年。○元應四月二十一日乙亥、於春日社頭被行始卅講、自今度二季可被行、蓋可爲每年之勤云々、僧侶六十四、皆法相宗也、證義以下院司儲等可被寄料庄云々」と云へるは料庄の名を記さざれども、蓋し坪江庄に該當すべきなり。その總鎮守は今の北金津なる春日神社その遺構なるべし、正應元年立庄の後十一年を

經て、永仁六年南都より勸請せられたるなり、大乘院記録坪江上郷條々に「坪江惣社新春日社」と題し、永仁六年二月六日八所御正鉢御笠山より御出座、同十二日越前國坂北郡坪江郷金津に御下着。」と云へるものこれなり、猶後ること十七年、正和四年には同社並びに神宮護國寺の造營料を寄せたるものあり、以て坪江庄の爲めに護國寺の設置ありたるをも知るべきなり、春日社別當性寶院はその遺構なるべし。

河口庄の面積は春日神廟記に六百町と云へるあり、これ概數を示せるものなるべし、猶別に十郷に分ちて各精細なる記載をなせるものあり、惣講田之覺と云ふ、即ち左の如し。

本庄郷	百十六町五段	新郷	四十四町六段三十歩
王見郷	三十三町七段百四十歩	兵庫郷	八十二町百四十歩
大口郷	五十八町七段三百五十歩	新庄郷	三十四町二段百歩
關郷	四十一町一段六十歩	溝江郷	三十八町九段三百五十歩
荒居郷	西荒井二十八町一段二百七十歩 山荒井の内熊坂五町九段百八十歩	細呂宜郷	九十三町七段二百歩

室町幕府時代に至りて、康正二年造内裏段錢賦課のことあるや、段別五十文の定めとして河口庄に課せるもの三百貫とあり、これによればその庄内は六百町となるなり、永祿六年の反錢調符にも六百町と記せり、然れども立庄の當時には猶これに倍せる地域を占めたるなり、左表は弘安十年庄の公文平氏之を注記したるものに係る。

本庄田合二百九町二段百九十歩

新郷田合八十六町三百歩

王見郷田合五十四町六段九十歩

兵庫郷田合百六十九町七段三百歩

大口郷田合百十七町八段十歩

關郷田合九十三町三百二十歩

溝江郷田合八十八町二百六十歩

細呂宜郷田合二百廿七町三段二百卅歩

荒居郷田合六十町六段二百十歩

新庄段田合六十町八段百九十歩

都合千百六十七町八段二百歩

猶注して「除田成畠定」とあれば、總反別は一層廣大なりしなり、別に河口庄御檢注郷々佛神田注文と題するものによれば、下表の如く記さる、これ恐らく室町幕府時代末期の記録によれるものか。

本庄二十一町六段六十歩

新郷六町七段六歩

王見郷四町三段小四歩

兵庫郷十三町九段半二十歩

大口郷六町九反三百八歩

關郷七町九段十四歩

溝江郷十四町九段小三十六歩

新庄郷三町九段六十二歩

荒居郷七町七段六十歩

細呂宜郷二十二町七段百二十歩

坪江庄の面積は全體を通じてその詳細を缺くと雖、その上郷に屬する分は、立庄當時の田數百五十三町七段三百歩に對して、元應年間の檢注百二十七町九段小と見ゆ、下郷は之を詳かにせざれども、海郷多ければ田數は多からざるべし、又室町幕府時代に至りては、寶徳四年造門跡用段錢賦課歩合によつて之を見るに、段別百文として坪江庄百貫文なれば、一百町の面積を有したることとなり、享徳三年の御曆命講師用段錢賦課歩合は、反別百文にて八十貫文を出したれば、八十町の面積にして、康正二年造内裏段錢賦課歩合によれば、段別五十文として坪江庄三十三貫なれば、六十餘町にして、粗々河口庄の十分一の面積を有したるなり。但し庄内の開墾は絶えず企圖せられたることにして、別納と云ひ加納と稱する



は、皆これ新開地なりとす、殊に阿古江及び三國湊にありては、加墾せらるるもの頗る多かりしなり。然も全體より觀察する時は年代を降下するに従て漸次荒敗の状態に至りしなり。

この兩庄はその面積諸庄の中就中廣大なりしと共に、又記録文書等頗る多く南都興福寺の大乗院に保存せられたるを以て、庄としての興敗を悉知すべきものの如し。以下右史料によりて比較的詳細に亘り、殊にその組織につきて説明せんとす、猶右に先ちて兩庄の崩壊に至りし迄の経過を略記せんに、庄の成立以來鎌倉幕府時代を経て、建武中興の年十二月、既に早く坪江庄の名主等三十講料布施物抑留の訴願あり、雜訴決斷所牒文を越前國衛に移して濫吹を停め、翌二年正月亦河口庄の新郷政所屋に上使國司代守護代等坪江郷の與力を率ゐて濫入し財貨を掠むるあり、次て貞治元年二月には守護足利高經河口庄を押領して、之を臣僚に宛行するに至り、南都大衆神木を奉じて入洛し、偶五年八月高經越前没落と共に事落着せるものの如し。降て室町幕府時代に至りては、應永二十一年八月河口庄職人上洛のことを初見として、職人即ち請所地の庄官等訴訟の爲め

屢々入洛し、偏へに納租の停減を強請し、諸職人中殊に朝倉甲斐、堀江等の武人庄の實權を奪ふに至れり。斯して應仁文明以降に至りては兩庄の壊敗特に著しく納租減少し、兩庄朝倉甲斐氏の戰場となり、遂に庄を擧げて實權朝倉氏の手に移つるに至れり。朝倉氏の後織田信長、一揆の亂を夷げんが爲入國せんとするや、天正二年十一月大乗院愁狀を捧げて偏に兩庄の恢復を懇願したりしが、信長之を納れず、兩庄遂に全く敗滅せり。以下兩庄の組織について考察せんに、河口坪江は各起立の年代を異にすと雖、共に等しく皇室の特旨によりて、興福寺並びにその鎮守たる春日社に施入せられたるを以て、所謂「春日社兼興福寺領」として、その所領となり、又興福寺にはその別當大乗院堀河天皇の御宇寛治二年造立せられ、藤原政兼の男隆禪大僧都入りて門跡となり、爾來一乘院と共に實權を執りしを以て、春日社兼興福寺領の庄園にありては、大乗院は本所として仰がれたり、故に鎌倉幕府時代の末葉正和五年の、越中國東放生津住人沙彌本阿より、坪江郷三ヶ浦領所等に係る陳狀には、三ヶ浦を御領と記し、之に對して本所大乗院家と云へり、この本所は他の庄園と同じく、代官以下の諸員に庄地知行の補任を與へ

たり、長祿四年の寺記に「不帶本所補任致知行條不可然者也」と云へるは、補任の權能あるを示せるなり。この大乘院家が、河口庄にありては前後を通じて約五百年、坪江庄に於ては約三百年間之を領有したる方法、並びに機關等については、もとより時代の前後により劃したるものに非ざれども、以下大乘院の記録によりて、その組織の概略を示さんとす。

此の兩庄は、他の主要たる寺社領と同じく、守護不入の特權を有したりき。正和五年坪江庄の内三國湊の雜掌教顯、その津新につき武家使の入部を停止せしめんが爲めに言上書と捧呈したりしが、冒頭當郷者爲春日社領、勅願二季之御三十講新所、重色異他神領也、仍武家御使不可入部之條、當郷先規之、河口傍例無仔細也、と論じ、唯院宣を帶びたるもの入部せる場合にのみ之を沙汰するなかりしが、武家使に至りては嚴に先例によりて之を拒絶したるなりき、雜掌は猶附言して、昔先例無左右入部、一圓神領之上者、於向後者、被止入部之儀、至津新者、任武家制法爲本所御計固可被停止者也、と述べたる陳狀は、最も明白にその先例を主張したるなり。但し斯る特權ありと雖も、もとより本所の權力消長に附隨するものな

れば、時にその保證を破らるることあり、かかる場合には、本所は幕府に倚賴して更らにその保證を求むるを常としたり。左に掲出したる二通の大乘院文書は、河口庄内兵庫郷に宛て守護不入の令を發したるものなり。

(義教花押)

大乘院家雜掌申越前國河口庄兵庫郷寺門分在之事、早爲守護使不入、地可被全領地之狀如件。

永享十一年十一月七日

これ將軍足利義教の兵庫郷に對する守護不入の保證を表するものにして、次で管領は之を大乘院家の雜掌に宛てて執達したり。

大乘院家雜掌申越前國河口庄兵庫郷寺門分在之事、早任今月七日御判之旨、可被停止使者、入部之由所被仰也、仍執達如件。

永享十一年十一月二十一日

右京大夫(花押) 〇細川持之カ

千代徳殿

但しこの執達あればとて猶武家の押領なきを保せず、斯る場合には、直ちにこ

の「御判」は唯一の特権保證として提出せられたり。長祿四年八月大島民部なるものありて、兵庫郷の公文職を押領したりしが、大乘院家の雜掌は直ちに抗議して之を退けられんことを求め、その前文に「爲守護不入地、可全領知之由、去永享十一年被成下御判於大乘院家候間、致直務沙汰候」と云へるを見るなり。

次にこの兩庄園の如き寺社領地にありて、守護不入の特権を相伴ふものを不輸、即ち庄家一圓の貢租を國衙に輸せざることなりとす、但しこの不輸は不入と異り、その收納の幾分を輸する場合と、一も之を納れざる場合と、その程度種々あり、この兩庄にありてはその成立の趣旨よりして不輸の特権を伴へることは疑なきものの如しと雖、猶少しく明かならざる點あり、室町幕府時代に至りては他の寺社領と同じく、臨時の用途屢々賦課せられたりき。

臨時用途賦課の記録に見えたるは、大乘院寺社雜事記に、寶徳四年造門跡用として反別百文宛河口庄に六百貫文、奉行分廿貫文、坪江庄に百貫文、奉行分五貫文を課したる記事あるを初めとす。續いて享徳三年には、御歴命講師用反別百文宛、河口庄に五百廿貫文、奉行分廿貫文、坪江庄八十貫文、奉行分五貫文を課し、康正

二年にも亦造内裏用として反別五十文宛、河口庄三百貫文、奉行二十貫文、坪江庄三十三貫文、奉行五貫文を課せられたり。その翌康正三年、大乘院門跡尋尊自筆を以て、造内裏方河口坪江反錢到來支配引付を記してその仔細を註せり。尋尊は一條兼良の第三子にして、康正二年入室したるなり。右引付によれば、大内造營として京都より仰出あり、門跡之を取沙汰して、前額を康正二年より三年に至る二ヶ年間に徵收して之を進納し了へたるなり、但しこの反錢の賦課はもとより庄民の苦痛とするところ、延いては寺門の歳入に影響する少からざるを以て、長祿寛正以後幕府歳入の途停減するや、屢々令して之を徵したりしも、其例なしと稱して學侶衆徒の群議を促し、これ神事の違亂を來たすの基なりとしてその徹廢を求めたりき、然れどもその誅求は容易に止まざりしもの如く、例年寺家並びに庄民の愁訴を見たりき。長祿四年春室町幕府重ねて兩庄に反錢を徵したりしが、長祿四年七月寺門の衆徒學侶合議して奉書を捧げ之を拒絶せり、又内宮御造營等の如き特別の場合に際しても、容易に納入を肯ぜず、例へば長祿四年二月内宮御造營反錢を拒絶したる時の如きは左の如き事情あり。

二月二十六日 ○長祿四年

一於内宮反錢者雖爲如何様不可沙汰云云昨日彼使者罷上丁寺社領事爲寺門雖令申無御免上可爲如何様哉珍事題目也坪江庄事大綱河口庄ニ同篇歟

二月二十八日

一就内宮造營事坪江河口兩庄反錢事以抽留木重而御催促迷惑者也仍同國木田庄事如何様ニ被申付哉之由相尋東北院僧正候處于今無被仰出旨由彼僧正返答言語同斷事也所詮此上者兩庄事不可沙汰段勿論歟以外事也。

即ち寺社領の庄園として兩庄の賦課を免除せられんことを乞ひ又木田領が同じく興福寺の東北院としてその沙汰なきを聞きその公平を失せるを難じ遂に賦課の不當なるを云へるなり。而も反錢は其後累年その賦課を見るを例とし文明以降に至るも猶割合に多額の負擔を有したりき文明十年の反錢左の如し。

### 河口庄御反錢計

合三百貫文 但此内二百貫文納申候此内

三十貫國にて札□ 二十貫同

百五十貫竹内殿上申候 以上

百貫文 未進

この段錢と共に屢々別種の臨時賦課あり。例へば軍役等に際して沙汰するものこれなり。守護不入は庄家の特權として保證せられたれども室町幕府の中葉以降にありては南郡の本所往日の威なく守護の出陣に課役及び矢負錢を申懸けられたることあり寶徳三年五月守護の鎌倉出陣に際してその催促ありしが寺家は例によりて之を非分の課役として聞かんとし聽かれざるに及んては大訴に及ぶべしと威嚇せしが結局幕府之を裁斷して課役を止めしめたりき但し矢負錢に對しては遂にこれを禁むる能はざりしもの如し。

南都の本所が庄家管理の爲め設置したる廳舎の重なるもの二ありこれ庄内の各郷に對して興福寺が直接寺官を派遣して管理せしめたる場合即ち直務地と他方にはその地の豪族武人等に受負の組織所謂請所地たらしめたる場合との相違あるに由れり。第一の直務地に對しては檢校所を設け直接派遣の寺官

を置けり、この檢校所にありては、直務地の年貢を集めて南都派遣の寺使に引渡すと共に、又請所に對して南都の命令を傳へ、之を監督せしめたり。次に請所にありては、政所屋を設置してその徴收したる年貢を貯へ、兼てその庄務を執る場所となせり、政所屋或は略して政所とも稱す、設置の總數明かならざるも、一郷一所を郷の中心に建てたるもの如し。建武二年正月河口庄の惡黨、新郷の政所屋に亂入したりしが、その掠奪に歸したるものは、御供米五百餘石、御服綿六百兩、絹十五疋、錢六十五貫その他細々の年貢は注進に及ばずと云へり、以て政所屋が年貢の保管所たりしを知るなり。又建武二年三月坪江庄條々の記すところに「可然之地候云々、申請可よれば、抑上郷政所屋、事便宜、地不候、由難義候之由、可然之地候云々、申請可進年貢之由、下知候、無相違御許容候者、可爲本望候。」とあるによりて、その位置の撰定に關する事情を察知するに足る。

次に在國庄官の組織については頗る錯雜し、同一の庄内と雖時代の前後による必ずしも規を一にせず、殊に室町幕府時代に入り、請所が庄の多數を占むるに至りてより、一層庄官の組織に變化を來したりき、故に以下列記するところのも

のはその概要に止り、必ずしも時代の前後を通じて劃一せるものにあらざるなり。

南都の本所大乘院は、その直務地に設置したる檢校所に檢校職を置けり。檢校職は直務地に於ける本所の代官にして、本所に代はりて庄官を補任し、供料即ち年貢を徴收し、庄務の一切を總括したり、以下列記するところの文書は檢校職の位置を説明するものなり。

新三十講檢校職事可令存知給者御氣色如此仍言上如件恐惶謹言。

建武二年二月十日

參議(花押)

進上 大乘院禪師 ○ 覺御房

これ雜訴決斷所が坪江庄の知行を安堵すると共に、檢校職補任に關して、院宣の旨をその本所たる大乘院家に傳へたるものにして、次で在國の庄官に對して更らに仔細を告知したり、次の文書宛名の大進法眼御房は南都より派遣したる庄官として、新に檢校職たるべき人なるべし。

坪江郷御管領事院宣案文被遺之候、恐被差下飛脚御分并別納云御服色々錢云

御米、嚴密被催促未進、去年御講供料米下分并新供、不日可令下行給候、抑今年御講期日已迫候、御布施并供料御講中雜用等、可令用意給候、所詮仰雜掌、急速可被申左右候、付其可被經御沙汰候、當郷事、學侶連々申旨候、殊得御意、可令下知庄家給之旨候也、恐々謹言。

二月十二日 ○建武二年

兼増奉

進上 大進法眼 御房

又同時に三通の執達狀を以て、一は之を庄官に與へて坪江上郷知行の旨を傳へ、他はその政所に交附して知行并ひに檢校職の定まれる由を告知したり、文面左の如し。

春日社新三十講料所、越前國坪江上郷、如元可令知行給之旨、御氣色所候也、仍執啓如件、

二月十一日 ○建武二年

兼増奉

進上 大進法眼御房

當郷御知行事、院宣家御教書如此、子細見狀候歟、可被相觸、庄家給之旨、所候也、仍執達如件。

二月十一日 ○建武二年

兼宗奉

謹上 坪江上郷政所殿

新三十講檢校職、事院家御教書、宣副院如此、子細見狀候歟、總可令相觸、庄家給之旨、所候也、仍執達如件。

斯くの如くにして檢校職に補せられたる庄官は、請所地の庄官に對してその補任をなせり、又その地下檢校に對してもその許諾を要せしめたりき。應永二十一年寺門事條々聞書には、職人中不帶檢校所補任輩在之、悉有限任料、致其沙汰、可給御補任、由可令下知候、と規定したるが、文中職人と云へるは請所地の公文即ちその代官を指示せるなり。但し長祿四年三月初倉彈正左衛門尉本庄郷の檢校所分に違亂の舉あるや、群議して、庄家諸職人等、悉爲南都之自專、檢校所補任之條、古今規式也、と云へる場合の如きは、廣く直務地請取地を通じて之を包括し、從

つて自專檢校と云へるも、直務地に設置したる檢校所のみを示すものにあらざるべし。

直務地には、檢校職と共に直務使を置けり、文明元年九月、大乘院楠葉元次をして坪江郷を管せしめたる時、元次の事書に云ふ。

一、楠葉新衛門備中守元次申、坪江郷寺門直務使事、望申條々、

坪江之政所被仰付候者、可沙汰條々、

寺門直務之御代官分にて今一人被相副上使、御年貢御服以下地下取納次第ニ可渡其者申候、

一、料足貳百貫文、御綿百卅五屯、此餘者寺門之得御意、可申請候、若此内不定候者、秋之雜用失墜以下不可給候、庄下之義ハ以國方儀堅可申付候。

一、料足御綿以下者、必御意約月々于南都、可送付申候。

九月十日 ○文明元年

楠葉備中守元次

「寺門直務之御代官分」と云へるは、檢校職なるべく、直務使たる元次は、年貢以下を取納して檢校職に渡すべきを約せるなり。又直務地として檢校所存在した

るに係はらず、代官職を置けることあり、同上群議の末文に「爰當庄内本城郷公文政所方年貢事難無殊之違亂檢校所御分爲朝倉彈正左衛門之沙汰致押領云々、去々年比被成下檢校所直務之御奉書之上、彼代官職事爲上意依御口入去冬比被補任御倉奉行初井方畢云、御成敗云、御吹舉上裁違背之條甚不可然、豈無御下知旨哉、所詮早被退彈正之押留任補任之旨須初井知行之御裁許者」と云へるに徴するを得べし。この代官職は檢校職を指すものにあらずして、寧ろ請所地の代官たるものと解せらるるなり。

次に請所地の代官が地下の檢斷をなす場合に之を檢校に申入るるを必要としたる明證は、長祿三年六月兵庫郷公文職請文に「地下檢校以下事申入檢校所如先規可致其沙汰事」とあるによりて知らるべし。檢校の所得は、應永二十年坪江御奉行引付に「當年事は政所未補寺門直務の義にて訓玄を差下候て以所務之内檢校所御得分等をも可支配候」とあるより、又同年坪江上下郷政所職請文に「云供科方云檢校所方不可有無沙汰不法之儀」と云へるにより察知せらるるも、その詳細に至りては明かならざるなり。次に檢校の部下にありて常に庄民に對しそ

の庄務を掌れるものを雑掌とす、雑掌は獨り各郷に配置せられたるのみならず、郷内の一名を大乘院雑掌として交附せられたることあり。寛正五年正月二十日管領右京太夫○細川勝元より、越前守護代治部大夫に執達したる文書に「春日社領、越前國坪江郷内、藤澤名事、早任、今月十四日御判之旨、可被沙汰付、大乘院家、雑掌之由所被仰下也、仍執達如件」とあり、これに在國の雑掌が、直ちに藤澤の一名を付せられたるものなり、又庄内の要地、列へば坪江下郷に發達せる三國湊の如きにありては、別に雑掌を設置して煩雜なる所務を司らしめ、從てその威權頗る大にして、得分も尠からざりしなり。雑掌の職務は年貢供料の徴收にあり、前記建武二年二月十二日雜訴決斷所より、坪江郷代官に交附せる文書に「御分并別納、云、御服色々錢、云、御米、嚴密被催促、未進、去年御講期日已迫候、御布施并供料御講中雜用等、可令用意給候、所詮仰雜掌急速可被申左右候、付其可被經御沙汰候」とあるによりて、その一斑を知るに足るべし。その得分に至りては充分に之を記したる資料なしと雖、建武二年注進の坪江上郷年貢の中、御服、錢貨を除き、米三百九十二石餘につき、庄務雑掌給五十石と記せり。三國湊の雑掌にありては、庄内各郷の雑掌

に比し、別途の收入夥しく、文明五年の年貢帳に徴するに、夫役錢二十七貫文、鹽船津新十八貫文、北河口津新一貫文、津新樽二百餘を得分としたるなり。

庄民即ち百姓と庄官との間に、直務地、請所地を通じて名主職あり、本所たる大乘院の宛行によりてその職を命じ、名主職は年貢の一部を徴收して、之を南都に送付し、所得としては庄内地を知行せしめられたるの如し、左の文書は之を證するものなり。

宛行

越前國坪江郷之内未泉名主職事、

河口庄兵庫郷之藤澤別納事、

合兩所者、

右任當知行之旨、南都御年貢等、無相違者、長畝之郷河和田光稱寺、知行不可有相違者也、仍執達如件。

長祿二年 戊寅十二月十三日

但し名主職は、土地の宛行を受けたる庄官とは云へ、雑掌と異り各名の長たる



家柄なるを以て、較もすれば權を挟みて横暴の舉に出づること少からず、建武元年十二月の雜訴決斷所牒するところによれば、名主は庄民より納入したる供料以下を抑留して之を雜掌に致さず、彌々濫妨すと云へり、翌二年正月河口庄亂入の狼籍人交名にも名主四人あり。同年二月坪江上郷の檢校に宛てたる啓文には、坪江上郷別納名主等、云、年貢、云、御服、色々錢或全未進、或未究濟之間、仰政所催促之所、別納地稱非政所口入之限、不及問答之間、無處于沙汰、云々、事實者太無道也、とありて、別納地は政所口入の限りにあらずとの理由を陳述したるも、その亡狀は更らに決斷所の牒狀によりて、別納地未進、事院家御教書如此、子細見狀候歟、任被仰下之旨、急速被相觸、名主等各別可被召起請文之由所候也、とせられ、以て政所に執達せり。此等の事例によれば、かかる名主の亡狀は、庄務の壞敗に附隨して起りたる現象にあらずして、名主がその位置を倚んで雜掌を苦しめ、庄務を亂したるなるべし、茲に於て本所にありては最後の手段としてその横暴を戒むる爲めに、場合によりては之を追放せしむる規定を設けたり、應永二十一年九月河口庄事書の内に、坪江郷名主、事年貢不法之輩候者、堅加下知、可致嚴密沙汰、と云ひ、又、名

主等、若、有、不法之儀者、取放其名、可返追寺門、と云へるを見るなり。以上の外雜掌と並びて下司の名目あり、又名主と殆ど同じく、唯その稱呼を異にせる刀禰あり、されども此等は散見するもの甚稀なるを以てここに述べず。

次に此兩庄管理の最も普通の形式として、鎌倉幕府時代より室町幕府時代を通じて行はれたる、請所地の庄官について之を列記すべし。請所地に於ける庄官は、公文及政所を以て組織せられ、政所屋にありて庄務を執るを原則とす、之を總括して職人と稱す、寺門、事條々事書の中に左の記事あり。

應永二十一年八月二十二日、河口庄職人上洛、

- 本庄郷 公文 堀江石見入道 代官五位
- 細呂宜 公文 堀江帶刀 代官森上
- 荒居郷 公文 上方帶刀 石見入道
- 溝江郷 公文 堀江三郎左衛門代 新補不上洛
- 新郷 公文 守護代甲斐美濃入道 押持之
- 新郷 公文 甲斐帶刀 上洛
- 新郷 公文 織田主計 代平方上洛

關 知足院公文 島田政所 代西畑上洛

王 見 甲斐持之公文 富田上洛 政所 島田彌三郎

大 口 公文 政所 眞鍋上洛

兵 庫 多聞院 公文 政所 小泉 應島與五郎上洛

一、職人等二十三、二十五、二十七、二十九、三十日對面問答多重了對面使者顯覺殿僧都(下略)

これによる時は、庄内各郷に亘りて公文及政所あり、職人はその總稱にして、地方の武人殊に守護代がその公文となれるものあり、又京都南都の有力なる寺院がその職を有するあり、或は公文政所の兩職を兼帶せるものあり、各自その代官を置きてその庄務を執行せしめたるなり。職人は又別に代官とも云へり、但し公文政所の下に設置したる代官とは全然別稱なりとす、大乘院寺社雜事記に、

一今日 ○長祿三年七月二日 德市法師下向北國細品宜上方公文政所、鶴丸名石王名、連置小山三浦等、此間大館兵庫致知行分事、年貢無沙汰上者可改代官職、年貢公事物等不可渡彼代官之旨、仰地下了。

と云へる文によれば、年貢を無沙汰したる大館兵庫は細呂宜上方の公文政所に於て、代官と稱せられたるなり。又同年八月八日、山形加賀入道を代官として所々の地を知行せしめたるに對し、その請文には、請申越前國河口庄之内細呂宜上方公文政所職事と云ひ、その納入すべき年貢物の中には、糶二袋事とありて、註記して、公文政所兩職事となし、その末文には、若背請文旨者、早可被改御代官職候と誓記せるによれば、公文政所即ち代官なり、この代官は公文政所何れか一方の場合にも亦適稱せられたり、例へば長祿三年六月一日附熊谷持直の兵庫郷公文職請文に、右以公文職得分内云々未進不法候者、御代官職事可被召妖候と云へるにて明らかなるべし。

次に公文と政所との職務上の區別は甚だ明瞭を缺けり。室町幕府の時代を通じて此二職は唯代官若しくは職人と稱せられ、唯其名稱の區別のみを存して、一郷内に並置せられたりと云ふ外、明かに知り難し、思ふに一般庄園の庄官名を襲用したるに止り、始めより劃然たる職務の分擔を命じたるものにあらざるべし。公文政所は既に述べたる如く、庄内一定の地域を請所としてその地に臨み

たり。但し請所と云ふも必ず一郷全體を包括したるものにあらず、上記應永廿一年河口職人上洛の條によれば、河口の十郷總べてが請所たりし如く察せらるるも、實際には各郷とも直務地並立したるなり。例へば文明五年坪江下郷の村名十九を列擧し、その中五ヶ村にのみ政所と註記せるを見るなり。斯くして公文政所は南都の本所及び其檢校所の監督の下に庄民に接したり、長祿三年八月山形常祐の細呂宜上方政所識請狀に「地下檢斷事、任例申入、門跡可沙汰」と云ひ、同年六月熊谷持直の兵庫公文職請狀にも「地下檢斷以下事、申入、檢校所如先規、可致其沙汰」と述べ、應永二十一年八月河口庄職人の請文に「就名主百姓不可懸、非分典役」と誓ひ、同年九月同庄檢校所より寺官に差出せる定書に「職人等捧請文、諸篇治定云々、若背請文之時、隨約承可致其沙汰」となせる、此等の文言を繰合する時は、本所との關係を知るに足るべし。

代官の補任は、次に列記したる文書の順序によりて行はれたり。第一に南都寺門、即ち興福寺の宛行狀を要としたり。

宛行

(寺主  
花押)

兵庫郷公文職事

熊谷上總介持直

右任請文之旨、所補任公文職也、仍執達、如件。

長祿三年五月十四日

次に南都より郷内の名主百姓にその旨を告知したり。

兵庫郷公文職事、熊谷上總介被仰付候、可得其意旨、被仰出候也、恐々謹言。

長祿三年五月十四日

專清

當郷名主百姓御中

上記宛文に對して請文を出せり。

請申春日社一切經料所、越前國河口庄之内、兵庫郷公文職御直務、御代官方事、

合陸拾貫者、

右以公文職得分内、毎年十一月中仁可執達上候、萬一陸十貫文内、雖爲少事未進不法候者、御代官職事、可被召戻候、其時不可申入一言、子細者也、仍爲後日之請文、如件。

長祿三年六月一日

熊谷上總介持直(花押)

これ、新に兵庫郷を請所としてその公文職に補任せらるべき熊谷持直の請文なり、得分の中六十貫を南都に上納することが、その条件たりしなり。猶年貢納入の細則につきても請文を出し、ついでその補任料納入について誓約せり、補任料は又任料とも云ふ、新にその職に補せらるる時納入すべきものとす。

○上略兵庫郷公文職、地下無爲仁、請取候者、御補任料千匹、來七月中仁進上可申候、此分可得御意候、恐々謹言。

六月二十四日 ○長祿三年

熊谷上總介持直(花押)

抽留木殿 進上

これ故障なく下地を請取らば補任料千匹を納入すべしと云へるなり、抽留木殿と云へるは檢校なるべし。この代官の請所は頗る複雑にして、僅かに一郷の一部に止ることあり、例へば長祿三年六月僧光宣に請所を與へしことを記して、「兵庫郷政所請口七十貫文之内二十貫文、事仰付之、仍於地下て可請取候」と云へるは、七十貫の地の中二十貫を割きて許與したるものにして、残れる五十貫は、又別

人に之を許與せるなり、即ち同年同月五十貫の地を熊谷持直に請けしめたるなり。この請所が多くの名に亘りしことは、既に應永廿一年八月職人上洛の名列に見えたるるところにして、別に猶各名に亘りてその貫高をも明記せるものを擧ぐべし。

請申越前國坪江庄之内所々御代官職事

合

- 一 石王名 御年貢、毎年十五貫文事、
- 一 二名半 御年貢、同貳拾貫文事、
- 一 鶴丸名 御年貢、同五十貫文事、○下略

長祿三年八月

山形加賀入道常祐(花押)

又公文政所の兩職に亘り之を請受けたる例は、大乘院寺社雜事記に、八月八日 ○長祿 一、山形加賀入道參す、爲代官所々仰付之、請文同進之、請申越前國河口庄之内細呂宜上方公文政所職事、○下略と云へるもの之を示せり。而して比等諸職の宛行は、本所に對し定められたる義務を完全に行ふことによりて許可せら

ることなれば、甚しくその條件に違犯せる場合には、直ちに請所を召放されて、直務地に變ぜしめたりき、これ代官の出せる請文に明記せらるるところにして、猶その實際に徴するに、長祿三年四月興福寺學侶衆議して、細呂宜上方その他の代官たりし大館教氏の違法を難じ、越前國河口庄之内○中略代官職事、以請文望申入之間、雖仰付大館兵庫頭教氏、去年分之内未進不法有之間、神事法會之所出分、不能下行、仍及御祈禱違亂條言語道斷次第也、所詮背請文之旨、被改候御代官等被仰付別人者也、と云へり。又所務違亂の爲め直務地となせる場合は、同書に、○上略細呂宜郷、付橋賃、鶴丸○中略等事、早退大館兵庫頭跡代官違亂、如元、可被致直務之由所被仰下也、仍執達如件、寛正四年十一月二十五日、と云へる例あり。又代官の辭退によりて當然直務地となる場合あり、同書○長祿四年九月十二日坪江郷之内、此間大館兵庫方請申二名半事、兵庫辭退之間、可有直務旨、加下知、と云へるものこれなり。任料不足する時は猶請所たるを得ず、應永二十年坪江郷奉行引付によれば、その政所任料は一萬正の定めなりしが、決局八千正にて之を認容すべきに至りしも、猶減額を乞ひしかば、寺門にては、此分尙御難義候はば、當年事は政所未補寺門直

務之義にて、調立を差下候て、以所務之内、檢校所御得分等をも可奉支配候、と云へり。而して此任料は一日納入したる時は本所として之を返附せざる規定にして、寛正四年七月その越前在國の雜掌に充てたる執達文によれば、坪江郷代官職改替任料貳百余貫文事、以同國所々預置之年貢、可致勘辯之由、去年十一月十三日雖被成奉書、南都領代官得替時、任料返辯無之旨、永享年中以來數十度之例勘進候上者、於被奉書者、被召返之訖、云へるなり。

斯くの如くにして補任せられたる代官は、本所と譜代關係を有するに至るものまゝあり、斯る場合にありては、その代官は種々の特典を有したるもの如し。「親の跡を子息相續の時は、餘人新補には相替候事も候やらん、且河口方にも左様の例證も候か」と云へるは、應永二十年坪江郷政所任料について異儀生じたりし時、その先例を述べたる言にして、次の文安三年兵庫郷代官職補任狀にありては、代々の由縁を視ること重かりしを知るに足るなり。

○上略 右當郷御代官職者、被仰付應島次郎右衛門尉久重、處也、然者任請文旨、每年御年貢七十貫文、無不法懈怠、可致其沙汰、依有代々由緒御契約上者、永代不可有。

改動之儀者也。萬一就公私有御違變之儀者、當國御公領之内、雖爲何在所付望申可被仰付御代官於久重者也。仍爲後證、契約之條如件。

政所公文の年貢役は之を總稱して本役と云へり、若し本所に大事ある時は、先づその本役につき沙汰する定なりき。以上主として請所地に宛行せられたる代官職につき、その本所との關係を見たりしが、その請所地は元來宛行せられたる土地そのもの即ち下地、並びにその代官職としての得分總べてを併せたるものなりしも、他の庄園にも見るが如く、この兩種のものは分たれて別種のものとなれり。應永二十年七月十一日高屋俊頼の坪江庄政所職補任請狀に「坪江上下郷政所職事被仰付候之條、畏入候、但御補任には成阿孫賀々壽丸と申給了、下地者高屋拜領無異論候、自然之題目出來候時更に不可混亂賀々壽丸候、且爲後日之相亂請申入之狀如件」と見え、又大乗院日記目錄嘉吉二年五月廿七日の條に「越前國坪江郷春日新卅講祈所政所職事和田美濃守補任也、下地清俊法眼知行畢」と云へる、皆同一の請所地に、二種の得分あるを明示せるものなりとす。請所地の庄官は以上公文政所の下に別に別に代官あり、これ前出應永二十一年八月河口庄職人上

洛の條下に見ゆるところにして、公文政所に代はりてその所職を代掌せるものの如く、當時上洛せる十郷庄官の内その半數は代官なり。その他の庄官については職掌明確を缺きたれども、田所下司番頭の名あり、各自一定の得分を有したりき。大乗院尋尊記文明五年坪江下郷三國湊貢夫役等事諸職下郷分の條下に、

「公文 田所名一丁一反 下司 番頭 阿古江一人 牧村一人 西谷一人五反  
石丸一人五反 郷分一人各善 政所」

と見え、又同書卷末に年貢收納に關する斗代目安ありて、行司得分の目あり、金津宿在家二十二字と記せる内譯には「一字番頭」とあり、此等は必ずしも各政所に組織正しくその所職を置きたるにはあらざるべきも、必要に應じてその設置を見たるならん。

以上請所地の代官とは全く別種のものにして、一郷内に於ける社務職を、代官の名目の下に補任せしむることあり。この社務職は、恐らく郷内の神社によりて生ずる特定の收入を目的物として、受負の組織を以て請所となしたるものなるべし。例へば長祿三年八月石河宮治なるものありて、坪江郷の内鶴丸名の社

務職を命ぜられたることあり。その請文の一節に、於御年貢者毎年堅千疋分無不法之儀可執進之任、就中地下所務、徳分過分候者、千疋之上江可増進申若無沙汰之儀者、可被改御代官候と云へるを以てその性質を了知せらるるなり、即ち本所にありては徳分が過分ならば定額の外に増進せしめたるなり。

年貢供料その他一切本所への納入物は、檢校若しくは代官によりてこれを檢校所政所屋に集め、南都より使者來りて之を收納したり、門跡御使下向寺官下國算用など云へるものこれなり。寺門の使者は別に代官に請所を打渡しの爲めにも屢々下國したり、故に金津宿には定使宿の設備ありたるなり。年貢供料の納入については一定の期限を劃したり、即ち綿絹繻以下の雜供物は、毎年七八月を以てし年貢は十一月を例とせるなり。

鎌倉幕府時代より室町幕府時代の末期に至るまで、記録の示すところにより年貢供料の納額を見るに左の如し。

河口庄にありては、鎌倉幕府時代末期の河口庄田地引付の記すところによるに、各郷の所得左表の如く總てに亘りて分米は反別九斗の定めなりき。

郷名	分米合計	別途所得米合計
本庄郷	三百二十二石四斗五升八合	三百五十三石六斗四升五合
新郷	二百三石六斗三升八合	二百三十六石四斗七升一合
王見郷	百六十九石一斗六升五合	百七十六石四升二合
兵庫郷	四百三十七石六升	四百九十八石四斗四升四合
大口郷	三百五十四石二斗八升五合	四百三十三石五斗三升五合
關郷	百六十一石二斗一升三合	二百十三石九斗四合
溝江郷	百十六石三斗一升五合	百二十五石五斗四升
細呂宜郷	三百六十一石二斗八升五合	五百四十四石一斗七升五合
荒居郷	八十九石七斗九升五合	二百十九石一斗
新庄郷	二百三十九石四斗四升	二百八十一石三斗四升
計	二千四百五十四石六斗五升四合	三千八十二石一斗九升七合

即ち南都へ運上せらるべき分米は二千四百餘石にして、其他別途の收納六百二十餘石通計して三千餘石の所得ありしなり。

室町幕府時代に至りては、應永二十一年の運上を計算せるものあり左の如し。

溝江郷	百貫	細呂宜	百二十貫
本庄	百石	○以上熟所	
荒居	五十石	兵庫	百九十五石
大口	百六十石	新庄	七十石
王見	四十三石	關	六十石
新郷	二十一石餘	合計	二百二十貫 六百九十九石餘

年貢は都合によりて之を和市して錢貨に代へたれども、和市の價定まらず、今その總額を計上すること難し。これより後長祿二年の算用狀に、石別七百文和市と見ゆるものあり、多少の標準となすに足るべきか。室町幕府の末造より戰國時代に至りては十郷に亘りて歳々の運上を皆濟せること稀なり、左に年代を追ふて大乘院記錄に散見せるものを列記すべし。

長祿二年	溝江郷	年貢米百一十一石餘	〇七十八貫	石別七百文
	王見郷	年貢米	三十八貫餘	

寛正三年	細呂宜	年貢	百四十四貫	
文明二年	細呂宜上方	年貢	四十貫餘	綿十七屯 絹
	溝江郷		二十貫餘	
文明十一年	細呂宜下方		五貫	
	溝江郷		五貫	
	河口庄	〇本庄	四十貫	
文明十年	細呂宜下方		三十五貫	綿四屯
	細呂宜上方		三十貫	絹二卷
	溝江郷		十三貫	
	藤澤名		十貫	
長享元年	細呂宜上方		二十五貫	
	細呂宜下方		四十貫	
	吉崎		十貫	
	山荒居		八貫	



溝江

五貫

マキ村

七貫

藤澤

十五貫

運上の停減甚しきを見るなり。

猶河口庄にありては、文明十二年の庄園圖の示すが如く、庄内細呂宜郷は北方國境に接し、北陸道之を貫き、險要を扼するを以て、關所を設置して通行の旅人より關料を徴收したり。大乘院寺社雜事記應永二十一年五月二十四日の條に左の記事あり。

一細呂宜新關所、事爲十郷可被却由令申旨、大館兵庫注進狀到來、仍不可然旨、成十郷奉書了、一段以上意被定之處、及私沙汰以外次第ナリ。

これを以て見れば、細呂宜新關は庄民としてはその不便を免れんが爲めに設置を難ぜしも、關料頗る多額に上りしと見え、本所としては長く之を設置したりしなり、長祿三年八月山形常祐の細呂宜上方政所職請狀には新關料卅貫文と見え、寛正二年注文には三十五貫文、同三年三十五貫文とあれば、隨所に之を増設し

たるなるべし。

又寛正四年の細呂宜庄直務の執達狀には、その橋賃を得分として掲げたり。かくの如く關料と云ひ、橋賃と云ひ、通行税が本所の固定せる得分となりしなり。その他各郷の土産を納ること亦多し、應永五年九月の注文によれば、本庄郷分に繻アユカワトヒイヲメシノマス、白ヲ布綿、皿蠶、チマキクサ、ホシカホネ等の名目あり。又夫役錢の附課あること他の庄園と同じ。次に坪江庄にありては、反別二百卅文として、弘安の年貢分錢定一千四百八十一貫三百六十七文を計上し、正應六年には反別四十文を増加して、一千六百四十七貫百四十七文となれり。別に坪江上郷條々によれば、弘安立庄當時の年貢米一千三百四十九石五斗六升六合、御服綿五千五百二十兩一分四朱、色々用途二百四十八貫百五十四文なり、その後三十年、元應年間の檢注によれば、年貢米七百六十五石二斗八升、御服綿三千五百六十九兩一分三朱、色々用途百七十五貫四百九十一文に減少せり、元應の後十餘年、建武二年の坪江上郷年貢注進には、年貢米三百九十二石四斗七升四合六勺、御服三千七百十四兩二分五朱、色々錢二百一十一貫四百十三文となせり、その

注記によれば、これ元享の所定にして、近年は少々減分とありて、之を元應年度のものに比較するに、御服色々錢に少額の増加を見たるも、年貢米に至りては半減せり、これより以後庄の全部に亘る算用狀見ゆるなし、唯二三名の運上を徴するものあるのみ。

長祿三年	坪江下郷ノ内 石王名	十五貫
	二名半	二十貫
	鶴丸名	五十貫
長祿四年	二名半	米二十三石 御服五十七兩餘 錢四貫餘
寛正二年	三ヶ浦	九十貫
寛正三年	鶴丸名	二十貫
	二名半	十貫 同本役十貫餘文
	三ヶ浦	八十貫
文明八年	鶴丸名	四十五貫五百文
文明九年	鶴丸名	六十五貫

文明十年	鶴丸三ヶ浦	三十貫
長享元年	鶴丸三ヶ浦	九貫

長祿より文明に至る、前後僅かに三十年に過ぎざるも、運上の陵夷せること斯くの如し、試みに同一名の年貢を比較するも、停減の差額甚しきを見るなり。

猶南部の貢物は米、錢、綿、絹等の外、土産を輸すること頗る多し、例へば文明五年坪江下郷三國湊等の年貢夫役を検するに、三國湊に越中網鮭能登鯖、鶴飼鮎、鮎三ヶ浦に鮎桶、鮎ヒシヲ能登鯖、北方に鹽、鯨、差網鮭能登鯖、薯、菰、牧村に油、鴨、鯨、飛魚、差網鮭等あり。又夫役地子錢、長者錢を徴收したり。

春日社一切經轉讀料所としての河口庄、同じく春秋二季三十講料所としての坪江庄の收納は、以上述べが如く漸次停減して、遂に室町幕府の末造に至りては、その費目辯ずるに由なく、大法會の儀行ひ難きに至れり。今建武二年の坪江上郷年貢計算を以て之を稽ふるに、三十講一季の供料二百七十五石六斗を要するに、同年の年貢等三百九十二石餘に過ぎず、この外御服色々錢の供進ありと雖、定額より減少し、社家方臨時所進方々恆例等の費用を通算するときは、その供進

は當時に於てすら豊富なる能はざりしなり、新開の地所謂別納の如きも、漸次増加したれども、庄民は容易に其賦課を肯せず、建武二年二月雜訴決斷所より、坪江庄の檢校に充てたる執達狀によれば、坪江上郷別納の名主等、年貢以下の供物を究濟せざるを以て、政所をして催促せしめたるに、別納は政所より口入の限りにあらざる旨を答へて、之を拒絶したり、これ事實とすれば無道の甚しきもの、別納に對しても代々沙汰すること所例なれば、直ちにその儀を止めて供進すべきを嚴達せり。次に本所はその庄官をして一庄の支配せしむるにつき、如何なる注意を拂ひしやにつき、一覽を與ふるにもとより充分と云ふことを得ず、建武二年政所出すところの達狀に「所務は一大事也、大様無沙汰の事あらば爲當時爲向後可〔 〕能き先例をも尋ね、學付と文書をも見開、見道理の分こまやかに問答して可致注進事」と云ひ、代官の請文に不當の年貢徵收をなさざるを誓へることあるのみ。

庄内を貫流する井手、即ち用水路の開鑿修繕等については、庄家として最も意を注ぎしもの如し。建武二年二月本所より政所に達したる事書に「井口修理に御年貢を可被立用之由、今度申入先規をたつねて可申事、井口修理のわつらひの分内々實檢して可注進事」と云ひ、又「井手修理事、可爲庄家之沙汰候歟、但公方食事等、少々御沙汰事候哉、御不審候、可注進先例、可令下知所候」と云へるを以て察知すべきなり。この井水の本幹は、即ち十郷用水にして一庄の開発は、該用水の鑿通によりてなされたるなり。春日神廟記は頗る神秘的の傳説を以てその鑿通の次第を傳へたり。

「國等○藤原熟察昔在親王○大迹相此地開田養民之志雖欲啓田、無可得水之便、以每病焉一日作此念、而沐浴齋衣參籠乎神殿、竊訟此旨、一七日、夜誓而不去、奇哉、神感不虛、至於滿願、日薄暮、庭際有白麋鹿來、一夜止于林下、其夜國等假寐之間、神容威嚴而貌奇、靈親告言、汝以社稷撫民之志、所歸所睽、昧之九頭龍川之水、上往以可尋必有得水之奇驗、此處東西山與海之間、正膏腴之地也、託託夢忽醒、心戰、躬汗、悅豫、踊躍、拜謝而下階、則麋鹿亦遲曉向東去也、後人謂白山途中見之者衆矣、自爾國等數里取路、上于河源、至山下、則麋鹿加八尺幣引、七尺棒、以相嚮、國等愕然、伏地自謂是必」

神感所諭示耳相隨去而今此地曰山鹿村往遂到於水頭則麋鹿起于水中之  
岩而鳴三聲然後復向西往是以此地曰鳴鹿岩曰阿伽岩復屬之往彼猶往不止  
相逐往數里而遂到手木庄之藤澤村麋鹿捨二物一便隱矣於此乎收棒窠以爲  
塚而今是曰鹿塚民崇之如神也國等携幣歸家自追憶神慮之夢託議于衆社士計  
於郡民覓其鹿迹以幣爲標鑿堰通水啓田晴然後往々村落出民屋成蓬戶竈烟  
起鞏門桑梓茂耕耘鋤犁十鄉之農夫咸用此水稼穡矣

その江口初め鳴鹿にあり之を鷹鉾江又は久米田江と稱し古江とも云へり後  
九頭龍の下流五領島の地域に更らに水路を鑿通し之を五領江口又は新江と稱  
したり。享徳年中に至り河口の民新江の水路を専らにせんとし久米田方古江  
の百姓と相争ひ互に一方を塞がんとし久米田方には豊原の衆徒ありて相争論  
し守護代甲斐美濃入道裁斷に苦しめることあり享徳二年別會引付に論争の仔  
細を詳敘せり。この用水は庄家滅亡の後も連續して爲政者の周到なる保護を  
受け以て今日に至れり。

兩庄設置以來の盛衰はその田數本所供進の錢穀の數を以ても一斑を卜知す

るに難からず斯くして室町幕府時代以降本所の勢力失墜に伴ひ武人跋扈して  
守護不入の禁制を犯すもの續出し加ふるに災害頻りに至り遂に天正の初年衰  
滅するに至れり。

國富大庄

國富大庄。天曆四年及び長徳四年の東大寺庄園目錄に坂井郡國富大庄田卅  
七町七反卅歩と見ゆ所在明かならず蓋し奈良朝時代の末期同寺の設置したる  
寺田の連續したるなり但し當時既に其田荒廢して熟田幾くも存せざりしなり。

國富小庄

國富小庄。天曆四年及び長徳四年の東大寺庄園目錄に坂井郡國富小庄田卅  
六町一段百八十歩と見ゆ。所在明かならず設置及びその後の事情大庄と同じ。

鯖田庄

鯖田庄。天曆長徳の東大寺庄園目錄に見ゆ。即ち坂井郡鯖田庄田十七町四  
反二百九十歩とあり所在知るべからず。

小榛田庄

小榛田庄。天曆長徳の東大寺庄園目錄に見ゆ。坂井郡小榛田庄田卅七町四  
反四十歩とあり所在明かならず。

田宮庄

田宮庄。天曆長徳の東大寺庄園目錄に見ゆ坂井郡田宮庄田五十三町七反三  
百二十六歩とあり所在明かならず。

## 第二節 若狭の庄園

通觀

若狭の庄園は之を越前に比較するに、大體に於てその地域の狭小なる丈け、奈良朝以降に於ける諸大寺の施入、並びに寺社田の占定等は、その規模の大なるものを見ずと雖、平安朝の末葉に至りて山城、近江等隣國の諸寺盛に入部し、朝廷に乞ひてその寺田を設定し、鎌倉幕府の開設せらるるや、その御家人各庄に地頭たり、殊に北條氏その得宗領を各郡に占定するに及び、殆ど一國を舉げて幕府と密接の關係を有するに至れり。

今東寺百合文書所收文永二年惣田數帳に據るに、當時若狭に於て幕府關係の所領二千二百十七町を算せる中、概して不輸の地内譯庄田六百三町餘、賀茂賀斗立石織田佐古の各庄、山西山東の兩郷あり、新庄四百七十餘町餘、立石和田、爪生鳥羽名田、前川、安賀、三宅、倉見、吉田、向笠、西津の各庄、國富、恒枝、永富、藤井、今重、田井、得吉、長晴、梶若岩、松津々見の各保、山東、山西兩庄、長晴名、太興寺、興道寺、田井浦寺、社田五百三十七町、合せて一千六百餘町に達し、その餘六百餘町と雖、地頭の得分相交は

り、國領としてその官米を國庫に收納せらるるものは、殆どその一部に過ぎざりしを見るなり。而して若狭にありても、各庄を通じてその起源發達組織等を具體的に敘述し得べき文獻を有する庄保はその數多からず。故に以下大約記錄文書に見えたる各庄關係の事件を列記して、庄園としての經過を敘するに止めんとす。唯若狭にありてはその地形の關係上、峽谷平原と相交はりて適當に各部落を劃して一庄を唱ふるもの多く、藩政時代に至るまで各その故名を存したりき、次の郷庄遺構圖は租當時の庄園各地域の區劃を示すものなり。

### 遠敷郡。

今富名

今富名

遠敷郡今富村その故名を傳ふ、今富村並びに小濱町雲濱村の一部舊域に當るべし。名は一に税所今富名とも云ひ、或は齋所今積ともなせり、税所とは蓋しもと國衙領たりしことを表はすものなるべし。源賴朝建久中諸國に守護を設置するに當り、名の大部國衙領より轉じて守護領に移され、若狭の守護は同時に名の領主となれり、始め守護稻葉時定所領として知行したりしが、建久七

年八月得替して島津忠季之を領し、税所代並びに公文を派遣して管治せしめたり、税所代は國衙領たりし時の官名を襲用したるものなるべし、忠季の後信濃前司行光知行し、後忠季還補してその子忠時に傳へしが、寛喜二年罪ありて召放たれ、北條經時之を領せしより、鎌倉幕府の終りに至るまで北條氏代々之を傳領したりき、所謂得宗領之なり。但し代官職としての得分は、經時の後時頼に至るまで、忠季の寡婦若狭尼に與へられ、代官の下に税所代公文等ありて、庄務を掌管したるなり、之を國代官と云へり。その後國代官職は伊賀光政・工藤果曉・澁谷重光・工藤貞祐等之を賜はりて幕府の終りに至れり。文永二年若狭田數帳には國領今富名五十五町百歩となし、地頭得宗御領と云へり。

元弘三年王政復古して藤原公賢若狭國司となるに及び、再び税所今富の名を存し、目代・小目代税所を國司より任命して、一時全く國衙領の舊制に復したり。これより先き、名の海港たる小濱は漸次發達してその首邑となり、守護代名の代官等多く茲に入部するに至れり、その初見若狭國守護職次第に、自建武三年七月二十五日尾張式部大夫殿小濱へ入部とあるものこれなり。建武以後若狭一國

欠

# 欠

武家方の勢力圏内に入るに及び、名は舊によりてその守護領たり。山名細川二氏の如く、時に宮方歸降のもの守護として之を領有せしことなきにあらざるも、明德以後一色氏守護たるに及び、其領子孫相紹ぎ、遂に武田氏の傳領するところとなれり。但し今富名の一部並びに小濱の一部は、この期間皇室の領知せらるるところとなりしもの如し、その關係明かならざれども、小濱に對しては既に應永十九年南蠻船の入津に際し、その公事錢を納入せしむべき沙汰あり。武田氏守護時代に至りては、供御料錢徵收の爲め小濱並びに今富名に使節の下向頻々たり、羽賀寺年中行事によるに、同庚寅、○享祿三年年秋、大裏進懈怠、反錢と號而今富寺社百姓等計被懸也、此夏勅使中御門庭田殿下向と見えたるものその一例なり。城内大社巨利多し、文永二年若狹田數帳によれば、小濱八幡宮田二町七反、妙樂寺湯田二反、性興寺三町七反餘、谷田寺一町餘を領有したり。羽賀寺文書によれば、室町幕府時代の初葉、雲月宮即ち竹原天神社の田三町は、國富庄の羽賀寺に寄進せられ、其後連續してその地を納るもの多かりき。

國富庄

國富庄。遠敷郡國富村の大部並びにその附近を籠めて一庄をなせり、庄内別

に栗田保あり、今大字栗田高塚の二區之に當る、文永二年の田數帳に十三町二段三十步地主御家人和久利又太郎と見ゆるもの之なり。庄の大部は、鎌倉幕府時代の初め、建久六年太政官々符を若狭國司に下して、犬熊野荒浦一所と共に、庄地を吉原安富に與へて、長く之を傳領せしめたり。其四至東西北の三方並びに山南方次吉亦神女崎を以て限れり、勝示を打つもの五本、城内の田地二十五町三反餘、荒田八町八反餘、常荒三町餘、桑並びに在家あり、犬熊野浦は嶮岨山野の地、三町の田一町の荒島を有するに過ぎず、この地元來は吉富氏その私領として、永萬元年保號を立て、其年二月廳宣によりて留守所に國衛使を停止し、その保二百石を使補保となし、其内十五石を國庫に辨濟せしむ、爾來開發頗る力めたりしが、士民切りに保内に入作して自由の所行多く、保司の行動に従はず、官物を對捍し、雜事を勤めざりしかば、子細を勒して之を國司に訴へ、その結果一圓知行の旨廳宣によりて之を決したるなり。犬熊野浦は之より先き既に若狭國司平經盛の時、國富庄分に加へて知行せしめたるなり。吉川文書の示す所によれば、庄の特權として調庸雜庸國中大小の雜事、並びに神宮役夫工造内裏造御願乳牛役大嘗會勅

事院事以下盡く之を免ぜらるる事となれり。鎌倉幕府は之に對して地頭を置きたりしが、其濫妨屢次なりしかば、令して其非法を停止せしめたり、斯くの如きこと一再にして止らず、承元々々年十二月幕府下知して地頭有盛の濫りに百姓を使用するを難じ、庄民の耕作物を冒すを禁じ、總べて前地頭時貞の時の例に従はしめ、十一箇條の違亂を列舉したりき。その後十年を経て、建保四年八月再び地頭を戒飾し、十六條の非法を列舉し、殊に臨時の重役徵收を警めたり、幕府即ちその成敗の狀を太政官廳に復申し、太政官廳は將軍の下文に任せて地頭の非法を停止したりき。承久三年同十月にも、地頭代時永の狼籍を禁じたることあり。文永二年若狭田數帳に、使補保所々百五十三町餘の内國富保三十三町三反餘あり、元弘三年五月王政復書の後、新に小槻○壬匡遠をその地頭職と爲せり。その繪旨官符案によれば、地頭職に注して高時法師跡と云へり、之を以てすれば、鎌倉幕府時代の末期には地頭職は北條氏の知行たりしなり。元弘の後も猶惡黨の濫妨止まざりしが、建武四年七月元の如く知行すべき旨の院宣あり、曆應二年九月の執達狀によれば、領家方勝林寺田十町國所として兵糧料所に宛行せられし



が前例を以て領家に送付せしめられたり、その年貢米として壬生家に輸せられしもの、曆應三年分二十一石餘を算し、曆應二年十月注進の本所算用狀には年貢五十五石餘と見えたり。觀應三年八月の沙汰狀によれば、當時同庄の本家は山城法花堂を載けるものの如し、但し應永以降地方の争亂と共に、知行の違亂絶えざりしが、幕府朝廷屢々之を戒めたりしも行はれず、應永三十二年八月前官長者彦枝の言上書によれば、三方山城入道の非違押領最も甚しかりしもの、の如し、永享十年二月にも守護代三方の濫妨につき、小槻晨照愁狀を捧げたりき。其後寛正六年七月晨照に對してその領家職一圓を安堵せしめ、文正元年七月守護武田信賢に命じて非道を遏め、文明元年十一月更らに幕府その庄内に人夫役及び公事物の違亂あるを禁じ、更らに守護武田氏に命じて晨照の孫雅久にその領家職を交付せしめたること壬生家文書に見えたり。又同十三年十月には庄の領家職内松林院領を以て御料所となし、雅久に預けしめたりき、當時庄の組織頗る、複雑にして別相傳分として守護請三十貫文在務及三十貫と見えたるは知行の請負制の行はれたるを知るに足るなり。諸役免除の特權も亦行はれず、康正二年

西津庄

造内裏段錢并國役引付には、國富庄段錢八貫三百五十文速成就院と見えたり。

西津庄。遠敷郡西津村あり、蓋し庄の根本なり、山城神護寺緣起によるに壽永三年散位安倍資良其地を後白河法皇の院領に寄進し、院は山城神護寺領となし給へり。源頼朝同寺の僧文覺に宛てたる書狀に、若狭國西津はたか(富雄)をの御領にてあむなるなり、それをやうく(仰)にいひて百姓などあむとせぬよし申すなり、藤内朝宗はこれよりおほせ(仰)なとかふうぬ(察)ひか事などはすへ(安堵)からす、いなむ(稻村)らとかやいふものさやう(京)にあん(止)なる、と(文)ひへ(賢)きなり、あなかし(詳)こ。四月四日(年不詳)と見え、庄内の領知につき配慮するところありしなり、藤内朝宗は比企氏にして當時その庄官たりしなり。建久七年八月若狭守護稻葉時定、頼朝の勘氣を得て所職を免ぜられしが、渴命所として西津庄を附與せられしこと、税所今富名領主代々次第に見ゆ、これ庄の地頭職得分の一部を云へるなるべし。其後北條重時寛喜三年若狭守護に任ぜられしが、西津開發を守護領として知行したり、蓋しその地頭職の得分を領したるなり。その以後連續して西津庄は開發を籠め、擧げて北條氏の地頭職知行即ち得宗領となれり。又預所職としては、庄の寄進者たる

安部資良の孫に當れる盛員の嫡女補任せられ、之を子孫に傳領せしむることとなれり、貞應元年十二月神護寺西津庄の庄官百姓等の所に狀して、右預所職補任につき告知し、その下知に従ひて年貢以下公事沙汰をなさしめたりき、次で嘉祿二年九月神護寺二條女房に對し、先に罪過なくして官給田二十石を改定せられたるを僻事なりとして、本の如く領知すべきを云へり、而して二條女房に注して、病腦至極之間毎事忘却注進也と云へり、これ盛員の嫡女と云へるものに該當すべきものの如し。

その後正應元年六月、左衛門尉藤原親盛重代相傳の所帶たる西津庄の下地半分を、賀茂の民部卿律師に讓與したる讓狀神護寺文書にあり、庄の一部を得分として神護寺より得たりしならん。庄の面積は若狭田數帳によれば文永二年の頃十七町九反餘にして、領家高雄神護寺地頭得宗御領と明記せられたり、これ高雄領の總面積なるべし、又元徳二年の地頭御年貢目錄によれば、元應二年の取帳定二十町四反半内諸神田諸給等を除き、殘田十四町餘分米五十二石餘を輸したり、大音文書によれば、其他鹽濱三町餘ありて分鹽十四石餘代錢六貫文を出せり、

若狭國西津は、たか  
の御領にて、あむなる  
なり、それをやうに  
いひて百姓なとあむとせ  
ぬよし申し申すなり、藤内  
朝宗はこれよりおほせなと  
かふらぬ、ひか事なとは  
すへからす、いなむらと  
かやいふものゝさやうに  
あんなる、とむき  
なり、あなかし。

四月四日

文覺聖人御房  
頼朝

○頼朝  
神列朝



畑地としては元應三年所定元徳四年畠目録によれば十一町七反を計上したれども、多く之を屋敷地に充て地子錢を輸するは頗る小額に過ぎざりしなり。庄の特權としては嘉禎元年十月神護寺領八箇所の一として、大嘗會役を免除せられ、元弘三年六月には、武人の庄内に濫妨するを禁ぜられ、貞和元年には室町幕府令して役夫工米を免除し、その旨守護大高重成に執達して、代々勅免の地として彼役を免ぜらるゝの由、文治以來の公驗分明たれば、大使寺の譴責を停止せらるべしと云へり。但し鎌倉幕府時代を通じて、諸役免除の特權を保持したるには非ずして、或種の諸役を納附せしめられたるなり、神護守文書收むるところの執達狀一通、年紀を記さざれども、鎌倉幕府時代末期のものに、同寺領役大會工米奏聞のところ、西津庄等建永弘安兩度の配符に載せたる上、一同の法に任せ免除せらるべからざる旨を云へり。又遠く東方沿海の地田鳥浦庄内に籠められしこと、既に秦文書建暦三年十月の補任狀に、西津御庄内多鳥浦住人に下すと見えたるを以て證とすべし。

太良庄

太良庄。遠敷郡國富村に大字太良庄、太良庄、太良ありて庄の故名を存せり、南

方北川を以て割り他の三方山を以て圍まる、一庄開發の次第は正安二年五月庄内國友名の百姓職たる源國友の申狀に據れば、聖德太子天王寺御建立年之丁未之年二月二十二日より若狭國遠敷郡平庄打開輩次第元は新武藏守源朝高と述べ、國友に至るまで二十一代を數へ、如是之輩無別子細領知仕候了と云へり、國友は當時庄内助國名の百姓職たり、文中平庄は即ち太良庄を云ふなり、但しその叙言必ずしも信據するに足らざるが如きも、二十一代相傳の由を詳記したるを以てすれば、開發領有の年代頗る長きを知るべし。又庄の一部は樂師寺の僧大法師顛雲、その地に藥師堂を建立して十三年の星霜を送り、國宰の繁運と三郡の安穩とを祈りしが、文治二年二月留守所に裁判を請ひ、藥師堂所在の地無主の荒野一町五段を開發して佛性燈油料に宛てんと云へるに起源せり、即ち在廳下文を以て之を許可したりき、この無主の荒野一町五反と云へるもの蓋し太良庄の一部なり、國友の祖開發せりと云へる平庄等と共に包括せられて、共に一庄をなせるなり。但し治承二年雲巖に太良保公文職を補任したる狀あれば、文治二年以前既に庄の大部は立券を了したるなり。その後承久三年に至り高倉天皇の皇

妃七條院を本家に奉戴し、院内の佛堂たる歡喜壽院の領となし、安貞二年七條院崩御の前御室道助入道親王に讓與處分し給ひしが、延應元年に至り再び觀喜壽券院領となり、又仁和寺の所管となり、立券して山城東寺に施入せられたりしも、猶國使の入部止まざりしかば、仁治元年更らに寺領たることを告げしめたり。東寺百今文書太良庄々御宣旨案一通は、七條院奉戴の事情を詳かに告べきものなるを以て左に引用すべし。

(端書裏)  
若狭國太良庄庄號宣旨案

左辨官下若狭國

應永爲歡喜壽院領、停止檢非違使諸院宮諸司國使等、圖入、勅事院事以下大小國役當國太郎庄壹處事、

右得七條院廳去月日奏狀、備謹檢案内、以相傳之庄園爲建立之寺領、古今之勝躅院宮之佳例也、爰彼院早雖、遂供養之儀、未定置佛聖之備、勤修非一寺用惟多、仍以此御領、欲宛其用途、抑件庄園等相傳、由緒田地四至等各載于本文書矣、本自無課役之煩、又雖爲甲乙之妨、爲固後代之牢籠、所申明時之風綸也、望請天恩、因准榜例、以件庄

園等、永爲彼院領、可停止檢非違使、諸院宮諸司國使等、闖入并勅院事以下大小國役等之由、被下宣旨者、將令勸萬代之御願矣者、權大納言源朝臣雅親宣奉勅依請者、國宜承知依宣行之。

承久三年四月一日

大史小槻宿禰在列

右少辨藤原朝臣

次で仁治元年十一月の下文によりて、その保長く東寺領たることを定めたり。

左辨官下教王護國寺

應任二品法親王家寄進狀、永爲<sub>當寺領</sub>停止勅院事大小國使郡使入部宛置公家

御祈用途若狭國太良保事

右得彼寺三綱今月十日解狀、備得二品法親王家寄進狀、備當國者式乾門院之御分、當保者本是觀喜壽院之領也、一旦雖有被國領之事、重被申子細之間、可爲法親王御領之由、所被奉免也、以之被寄進當寺、以其地利宛寺用勤行公家御祈奉資、天長地久之御願、可祝繼嗣繁昌之御運、加之不忘七條院之御願、欲翊三菩提之妙果、云々、寺官等各以歡喜所經奏聞也、望請天裁、任法親王家御寄進狀、以件保永爲當寺領、爲公

家御祈用途、積三密之薰修、祈萬乘之德者、權中納言藤原朝臣冬忠宣奉勅依請者、同下知彼國既畢、寺宜承知依宣行之。

仁治元年十一月二十日

大史小槻宿禰在列

少辨藤原朝臣在列

斯くして、教王護國寺の寺官を入部せしめ、鎌倉幕府の地頭を設置してその得分を領有せしむることゝなれり。文永二年の若狭田數帳に、太良保地頭得宗御領、領家東寺觀喜壽院領御寄進と云へるもの之なり、其後教王護國寺即ち東寺は故ありてその領有を離れたりしが、正安四年再び返附せられたり。室町幕府の初葉には山城清涼寺も庄内を分領し、雜掌を派遣したりしが、建武四年幕府は若狭守護に謀して全く教王護國寺に複せしめたり。東寺文書建武四年五月十九日の執達狀に、若狭國多良保事、先日被寄進東寺之間、於嵯峨清涼寺分者、所被立替他所也、早可被退清涼寺雜掌、云々と云へるを以て察知すべきなり。應仁大亂以降庄の安全亦期すべからざるに至りしを以て、山城醍醐寺に托したりしが、文明十年三月天下靜謐の旨を以て返附せられ、以て武田氏の時代に至れり。

庄の面積は文永二年の檢田に太良保二十五町八反四十歩を算し、降て應永の頃亦同じ、但し東寺の領家分として領したるは、建武元年に田數十九町百歩應永の頃十二町九反二十歩と云へり、正安二年五月源國友申狀に庄の四至を擧げ、田數百二十三町七反歩と見え、たれども、恐らく二十三町七反歩の誤記たるべきか。年貢米の運上は弘安元年に百十八石餘、文永二年に百四十一石餘、建武五年に百六十一石餘、貞治元年に百六十三石餘、應永四年に百六十三石餘を計上せり。庄の支配は、領家としては東寺より雜掌を庄内に入部せしめ、庄務の一切を辨ぜしめたり、又地頭方としては代官を派して事を執らしめたり、地頭の初見せるは出羽前司家長にして、建仁三年遠敷郡内九ヶ所の地頭となり、太良庄その中にあり、職を有すること十七年、其後永仁の頃若狭次郎忠兼その職を知行し、次て北條氏の領するところとなれり、文永の檢田帳に地頭得宗御領と云ひ、建武二年庄の雜掌言上書に、當庄地頭職者爲同高時法師之跡と述べたるもの之なり。東寶記によれば、元弘三年九月鎌倉幕府滅亡の後、醍醐天皇地頭職を併せて教王護國寺に寄進し給ひ、不動堂不斷護摩料に充てしめ給へり、然るに松田與一なるもの

ありて論旨を申掠め、地頭職を私したりしが、建武元年七月之を還附して寺家に與へたり。その後兩朝對立若狭の地攻戰寧日なく、庄の所屬定まるなかりしが、正平六年九月には宮方その地頭職を東寺供僧に安堵したることあり。庄内には別に公文職以下諸種の庄官ありて、各その得分を傳領せり。

公文職は治承二年二月僧雲嚴を補任せしを初見として、建曆元年三月には中原時國に附與し、建保四年十二月中村尼公の補任せらるゝところとなれり、相傳の事情は東寺百合文書中原氏女申狀案に、右彼庄公文職者爲僧雲嚴相傳、職之條國中無其隱、代々國司御時給補任狀之條炳焉也、而雲嚴依無子息、以右衛門尉時國爲養子、松殿御任之比給御下文畢爲時國在京身之間、建保四年申給御讓與堂中村尼畢、略と云へり、公文職として知行したりし田地は、雲嚴以來庄内の未武名二町四反餘なりしが、中村尼に至りて三町の給田となし、舊によりて觀喜壽院の修二月雜事及び領家役を勤仕せしめたり、公文職は又代官職を兼ねることあり、延文四年六月地頭方の代官職たりし法橋禪舜は庄の公文たりしなり。又代官の得分として庄内未武名の名主職を與へたりき。

次に庄内の各名には名主職あり、未武名にありては僧雲殿以下公文職たりしもの之を兼領して之を傳へしが、鎌倉幕府時代の中葉以降、東寺補任するところの非御家人に對し、地頭方は之を排して御家人に與へんことを訴へたることあり。庄内勸心名には弘安元年四月小槻重眞及源守清を定補せり、助國名には同年五月國安なるものを以て傳領の由緒に任せ名主職としたりしが、地頭方の代官石見房覺秀之を押領したりしを、元弘四年に至り國安の裔孫國正之を復せんことを寺家に訴へ聽されたることあり、覺秀之を争ひ訴陳年を超えしが國正の訴狀には、當名主職者爲先祖相傳之地、至干國正等已及二十六代、令耕作と云へり、又覺秀の訴狀には任料を納入して名主職を補任せられ、寺家並びに地頭に對しては年貢を納入して忠勤すとあれば、粗その職の性質を知るに足るべし。又庄内實俊名にありては貞治四年八月同名主職善日女の申狀に重代の相傳如元、相違なき由を述べたり。

次に百姓職あり、その補任狀には名主百姓職と連記せられたる場合多し、正安四年四月國友に與へたる東寺政所の補任狀に、太良庄内助國名主百姓職事と云へるものその例なり、その後建武元年裔孫國正寺家より名一圓の百姓職を補任せられたり。次に預所職あり、領家よりその職を宛行して年貢以下の所役を沙汰せしめたり。次に綱丁職あり、年貢の運送等に從事する爲、領家方より之を宛行したるもの、如し、康安元年東寺より綱丁職を宛行したる狀によれば、御年貢運送等、任先例、可其沙汰、偏公平爲先、殊可抽都鄙之本役者、庄家宜承知、敢勿遺失と云へり。

庄の特權として、國使又は守護使不入の地たらしめ諸役を免除せしめたりしことは、前出承久三年の下文に明記せられたり、其他文永六年八月庄の雜掌言上するところによれば、大番役の勤仕その例なしと云ひ、文保二年十一月には建久以後の立庄は大嘗會用途を勤仕すべきも、その寺他に異なるを以て免除せられ、永和三年六月には若狭の一ノ宮たる上下宮流鏑馬役勤仕を免じて、一國平均之所役等悉以被免之條、度々、勅裁並御教書等載而明白也と云ひ先例を特記したり。但し室町幕府の中葉に至りて漸くその特權を保持し難きに至り、永享六年三月將軍義教書を發して嚴重に守護使不入の地たらしめたり、その後寶徳二年には



臨時課役を免ぜられ、享徳三年には段錢を除かれ、寛正二年には外宮役夫工米をも催促するを停止せられ、文明十八年段錢棟別錢臨時課役を併せて徴收するなからしめたり。而も當時兵亂の世諸役免除の特權を與へられたりしとは云へ、その安全の遂に期すべからず、既に應安四年には兵糧錢を地頭領家分として納入したりしが、文正元年には御教書を發して段別八十文の大嘗會要脚を入れしめ、難澁に於ては使者を入部せしむべしと云へり。

代官としての庄務の一斑は、延文四年六月地頭方の代官職を請申したる公文法橋禪舜の請文によりて察知するを得べし。即ち庄務は年貢の沙汰を第一とし、撫民愆法を根本として不法の懈怠をなさず、都鄙の沙汰は内外の秘計を廻すべく、檢斷の物三分ノ二は寺家に進め、三分ノ一を代官の徳分となし、名主の補任は寺家の下知を仰ぎ、拜領の所務職もその實なき時は他人に之を命じ、代官として年貢を犯用したる時は所職を改めらるべく、武家の力を藉りて寺家に向背し、庄家の違亂を引出し年貢を失墜することなく、又百姓の言に聽きて寺家の爲めに公平を失することなく、代官の所役は先例に任せてその沙汰をなし、所定の代

官徳分の外公平を期すべしと云へり。之を要するに、寺家の爲めに専ら忠實を計りて、年貢納入の安全を期するにあり、殊に、撫民爲先、愆法爲本、不可有不法懈怠事の一條を示したるは注意すべきことなるべし。

而も鎌倉幕府時代以降通じて庄内の實狀は地頭の横暴と庄家窮亡となり、即ち建治二年十二月には、庄の雜掌、地頭若狭四郎入道定連の非法五ヶ條を列擧して之を糾彈せるあり。元弘三年冬には、新に補任せられたる地頭並びに雜掌等入部せんとせしが、前地頭の代官等惡黨を集め城廓を構へて抗爭し、庄家に亂入し貢米を掠むるなどの事あり。建武元年八月には庄内の百姓六十名連署し一味神水の上、地頭代脇袋太郎地下代官順生房の惡行十三條を擧げて之を言上し、所詮向後に於ては當庄の地頭代と奉見すべからずと云へり。

庄内窮亡の實狀については、建武元年七月百姓寺書を東寺に奉りて賦課の繁苛なるを陳べ、關東領の時に比してすらその負擔大にして、或は修理用途を課せられ、前例なき新田畠地に地子を賦課せられたるを疏陳せる愁狀あり、狀中明王聖主の御代となり諸國の所務舊里に歸還し天下の土民百姓等喜悅の思をなせ

るに、賦課新增農業の最中呵責せられて愁吟絶えずと云ひ、當庄は御寺以往未代の御領隨て百姓は未代の御器なり争てか御哀憐なからんやと述べたるなど庄民の苦痛想ふべきなり。其後康安元年細川清氏の兵火あり、庄家概ね烏有に歸し、年貢資財雜具等掠奪せられしを以て、百姓等の年貢米の未進を督促せらるゝと雖一粒も殘存せざる窮狀に陥れることを注進せるあり、斯くの如くして遂に戰國時代となれり。

名田庄

名田庄。遠敷郡に口名田中名田奥名田村ありて故名を存す、山城徳禪寺文書に若狭國名田庄事と題し、上村坂本中村下村以上號上庄、知見三重田村以上號下庄、以下村爲惣庄、庄以田村爲惣と見えたり。今大字奥坂本國坂本中下は奥名田村三重は知見村に屬せり、又中名田村に田村川あり、これ舊庄の名を傳へたるものなり。別に庄内に須惠野村あり、今口名田村に屬せり、又井上あり、今奥名田村に屬す。又庄の四至を記して、限東大河、限南丹波山、限西上林山、限北武味山、と云ふ、大河は南河にして、上林山は丹波國何鹿郡の群山を指示せるものなり。藩政時代には今の國中奥中名知見の四村を名田庄と概稱し、別に奥名田村に當る部分を特に名田庄と稱した

りき、これ故庄の大概となすべきものゝ如し。總庄の面積文永の頃五十七町六反餘あり、正中二年十月庄内田村河成檢注文によれば田村分の面積あり、即ち城内延吉名重延名貞遠名守房名國房名守延名守道名時清名國友名貞房名友延名貞守名國次名を合せて本田十一町餘を算したるなり。

庄の根本開發領主を盛信入道と云ふ、開發して以來私領として相傳し、代々の國司より免判を申請して牢籠せらるゝところなく知行し來りしが、仁安三年十一月後に高倉院の女官となりし伊豫内侍の所領攝津國野間庄と交換してより、庄は内侍の知行するところとなり、安元々年その女大姫に讓與し、大姫は建保三年庄内須惠野井上を除きて之を五辻實忠に讓れり、實忠は正嘉二年又外孫三條實盛に讓與したり、此時の讓狀に蓮花王院領若狭國名田庄となせるを以てすれば、當時領家として山城蓮花王院を載きしなるべし、文永二年若狭田數帳に名田庄本家近江圓滿院と見ゆ、即ち圍城寺の塔頭圓滿院を本家となしたるなり、同じく文永二年に至り實忠田村の内四名を聖丸と云へるものに與へ、實盛は嘉元元年田村の内九名を龜山院の宮人權大納言典侍に上りて領知せしめ、嘉元二年田

村は擧て典侍の腹なる高辻宮に相傳せり、延慶三年庄内田村下村及び兩村の別納地高辻宮他界せらるゝにより、院旨を以て後二條院の後宮萬秋門院に讓與せられ、正和四年には一庄の地花山院中納言に讓られ、龜山院の御菩提料所として領知せしめ、佛供料として毎年一千疋を納れしめたり。文保二年には更らに後宇多院の院宜を以て權大納言典侍の知行たらしめ、名田庄内田村下村同別納井上度々の聖斷にまかせて知行相違あるべからざるよしを傳へたり。元弘三年には再び花山院前中納言の同地知行相違なからしめ、花山院前中納言は貞和四年相傳の地の本家職を山城國德禪寺鎮守に、領家職を正傳庵へ寄進し、管領あるべきを約し、文和二年再び寄進狀を出して一期の後領知あるべきを云ひ、延文四年亦その旨を傳へ、延文五年に至りて舊の如くその身の生前より領知せらるべきを云へり、寄進狀左の如し。

寄進、若狭國名田庄内下村并田村同別納等事

右件、村々者覺圓相傳之私領也、然而相副、勅裁以下、證文等、於彼兩村、本家職者、奉寄進、德禪寺鎮守春日大明神、於領家職者、令寄附正傳庵料所也、覺圓一期之後、可

被致管領者也、云後昆、云佗人、更不可有其妨、仍寄進之狀、如件、

文和二年正月二十二日

覺圓○花押

覺圓一期之後、可有御管領之由、雖載寄附狀、自當時、可有御管領之狀、如件、

延文五年庚子後四月二十三日

覺圓○花押

覺圓は花山院前中納言の法名なり、かくして綸旨を下して、德禪寺徹翁上人に知行相違なからしめ、幕府も康安二年知行安堵狀を下したり、然るに貞治二年彈正親王應言上して、田村は覺圓より親王家に下村は義享上人に讓與せられたりと稱し、覺圓の讓狀案並びに義享上人へ附與したりと云へる書狀案とを副進して、德禪寺より召返なるべき由を云へり、但しその理運もとより、德禪寺にあり、貞治五年九月幕府渡狀を致して、下地を寺家の雜掌に附せしめたり。

庄内須惠野の地は合せて四半名あり、須惠野名窪谷名伊加谷名日阿名、奥名田の畠住家山野河等を籠めたり。大姫御前建保三年百貫文の値を以て山城禪林寺禪尼に讓與し、實深を経て覺雅法印に傳領し、正應五年覺雅之を大藏郷阿闍梨に讓り、次で正和三年經乘法師の知行に歸し、元徳三年又成重の領するところと

なり嘉暦元年には憲家僧都、同四年には勝深僧都之を領し、次て建武二年には、雜訴決斷所牒して更らに其地を成重に附し、同四年その地の領所職を成重に安堵せしめたり、大姫御前以後連續して蓮花王院御領と號したれば、庄内他の地と共に本家職として載きたるなるべし、其後の傳領分明ならず。

知見村は五辻實忠、文永四年別當典侍局に讓與し、典侍局は正應五年大炊御門入道三位に付し、三位は元享四年之を藤原氏女に讓れり、同じく蓮華王院を本家として載きたり。

坂本村は五辻實忠の妻信解尼之を傳領したりしが、觀應元年に至りて藤原清季に奉公忠勤を誓はしめ、その子孫に相傳相違なき由を執達せり。

井上村は三條實盛の領するところなりしが、之を藤原氏女に傳へ、四代の相傳を経て、貞治二年藤原行清村一圓を擧げて山城國德禪寺塔頭正傳庵に寄進したり、但し代償として錢五十貫文を得たるなり。

庄の特權としては、立券に際して守護の不入と、諸役の免除とを保證せられたるも、次第に行はれず、貞治六年には將軍義詮制狀を發して、鎌倉幕府以來代々成

敗の例に任せて守護使の入部を停止せしめ、應安六年康應元年の兩度又武人の濫妨を禁めたることあり、文明八年には幕府書を武田氏に致してその押妨を責め、その綺を止むべきを云へり、但しその禁制は行はれたりや否や、大永の頃に至りては庄の窮亡益甚しく、德禪寺は漸くその地の豪族に倚賴して年貢錢の少額を納入し得るに過ぎざりしなり。

松永保

松永保。遠敷郡松永村ありその名を存す、文永二年若狭田數帳に松永保四十

七町七反七十歩と見ゆ、東西兩郷に跨り一庄を立てたるもの、如し、即ち東郷に四十二町餘、西郷に五町六反餘を有せり、鎌倉幕府時代の初め、賴朝派するところの地頭宮内大補重賴國命に隨はず、庄内にありて非法を事したりしかば、國司之を記録所に訴へ、記録所即ち旨を賴朝に報じ、賴朝奏して裁許を乞ひ、朝廷重賴の不法を禁めたることあり、其後領家は山城東寺にして、文永の頃は地頭多伊良小太郎之を傳領したりき。室町幕府時代には皇室御領となれるもの、如く、永享十二年八月後崇光院御領目錄に、若狭松永庄一圓百餘貫と見えたり。

恒枝保

恒枝保。今その地名詳かならず、太良庄に接し西郷の一部たり、志萬卿の内を

籠めて鎌倉幕府時代の中葉にありては廿四町餘の面積を有せり。文永二年若狭田數帳によれば、領家は山城嵯峨法家堂にして地頭は得宗御領即ち北條氏の領するところなり、公文職の沿革については同じく田數帳に「公文御家人井口二郎入道跡、恒枝五郎傳領之處、就鹽飽新右近、訴被付地頭了之間、依五郎訴申、重新經御沙汰、最中也」と云ひ、百合文書文永六年十一月の注進狀には、その地三町余太良庄に拜領せられたるを訴願せること見えたり。

玉置庄

玉置庄。遠敷郡野木村に玉置の大字を存す、故庄はその附近より更に今の三宅村の一部を包括したるなり、元暦元年十一月源頼朝その地を近江國菟城寺に施入してより同寺領となれり。その地元來平家の沒官領たりしが、後白河院より鎌倉に預け給ひしを、同寺を崇ぶ爲之を寄進したるなり、但し一庄の下司職にありては鎌倉より沙汰をなすところと定めたりき。

文永二年若狭田數帳に、菟城寺領菟城寺沙汰八十三町三反二百六十四步、玉置郷六十三町七反七十六步とせるもの之にして、相若保十四町一反余、岩松名五町五反余を籠めたるなり、又六十三町七反余の中には本田四十六町二反余の外新

開十七町五反餘を有したるなり、延武三年九月院宣を以て所々の知行相違あるべからざる旨園城寺に進達せしめたりき。

三宅庄

三宅庄。遠敷郡三宅村に大字三宅あり、蓋し故庄の根本たるべし、文永の田數帳に二十一町七反餘を算し、本家は山城長講堂領たり、即ち皇室の御領たりしなり、連續して室町幕府時代に至りしこと看聞日記永享六年の條に見えたり。

瓜生庄

瓜生庄。遠敷郡瓜生村に大字瓜生あり、鎌倉幕府時代本家に近江圓滿院を載き、面積三十七丁を有したり。吾妻鏡仁治二年の條に若狭四郎忠清所領若狭國依生庄とあるは庄の地頭職たりしなるべし、又依生とあるは瓜の轉訛なるべきか、文永二年田數帳には作生に作れり、同じく轉訛なるべし、又康正二年造内裏段錢並田役引付に、菰生庄段錢三貫五百文沼田彌三郎殿となせるものも、同じく瓜生庄ならん。

安賀庄

安賀庄。遠敷郡瓜生村に安賀里あり、蓋し庄の舊名を殘せるものなるべし、本家として近江三井圓滿院を載き、鎌倉幕府時代の中葉六十七町四反餘の田地を籠めたり、室町時代にありては庄内に御料所あり、永正二年十二月幕府近江の朽

木竹松に執達して、同庄の年貢錢保坂關等にて違亂ありしを止めたりしこと朽木文書に見えたり。大館常興の日記によれば天文九年三月去年の公用として五萬疋を納入し、四月亦一萬疋の納入を見たりき。

須惠野

須惠野。遠敷郡爪生村に末野あり、室町幕府時代山城醍醐三室院之を領したりしこと、文安六年の同寺領目録に見えたり。

吉田庄

吉田庄。遠敷郡爪生村に上下吉田あり、文永二年田數帳に吉田庄十八町九十八歩、地頭若狭兵衛入道跡海杖名手御家人傳領也と見えたり。

鳥羽庄

鳥羽庄。遠敷郡鳥羽村に大鳥羽あり蓋しその本庄か。鎌倉幕府時代の中葉五十餘丁を藏めて一庄をなし、三井圓滿院本家として之を領有せり、室町時代には庄内金輪院領あり、康正二年造内裏段錢引付に鳥羽庄段錢七貫文金輪院と見ゆ、又六貫文麴井殿鳥羽上保段錢と見えたるは庄内を分領したるものなるべし、又朽木文書によれば文明九年四月金輪院知行分年貢の内契約切米二百八十分の代官として朽木信濃等の補任せられ、請文を出せること見えたり。

賀茂庄

賀茂庄。遠敷郡宮川村に大字加茂あり、平安朝時代の末期に當り山城賀茂別

當社を勸請し、一庄賀茂社の社領となれり。文永二年若狭田數帳に賀茂庄三十五町を挙げたり、同書に國領賀茂社四町三反二百二十歩除一町一反百三十歩内神用一町となせるはこれ社領たりしことを示すなり。戰國時代に至り無縁のもの相競望し又天文、永祿中土豪白井民部丞等違亂のことあり、幕府屢制狀を下して之を禁じたりき、即ち天文十二年十二月にはその庄賀茂社祠官森左京大夫知行分を競望のものあり、幕府令して之を退けしめたりしが、同十八年九月森氏逝去し爲めその遺跡社中として之を取立て公武の祈禱を精誠すべき旨定められたりき。斯くしてその年十二月同社祠官慶松丸に所務を全うせしめ併せてその旨を國主武田氏に執達したりき。同十九年三月社領競望のものあり、幕府仔細を判じて之を退けしめ、同二十二年十二月には更らに同庄に對して、寺社本所領借問の所例を破りて特に先代成敗の旨に任せ全領知を全うせしめたりき。その後永祿十一年十一月の幕府執達狀によれば、更らに同庄の諸公事を免除し守護使不入の地として祠官に知行せしむるところあり、又同十二年三月幕府の執達狀には同地の土豪白井民部丞に宛て建仁寺十如院雜掌の申狀を載せ、若州

賀茂庄本家分代官職、事數代任存知之旨被成奉書之處及異議云々と云ひ、又森左京大夫に宛てたる執達狀には、白井民部丞に同狀を出せるに對し競望なきの由を云ひ、代官職は先々の筋目により十如院雜掌に仰付くべしと云へり。

## 宮川庄

宮川庄。遠敷郡に宮川村あり、村内の大字本保奥本保新保竹長、大谷等同庄關係文書に散見したれば、賀茂を除くの外同村は概ね庄内の舊域なるべし、壽永三年四月院廳下文山城賀茂別雷御領庄園に若狭國宮川庄競馬料矢代浦と見え、同社四十二箇所神領中の一たり、矢代浦とあるによれば、北海岸矢代浦をも庄内に籠めたるなり、これ賀茂庄が別雷社の社領となりし緣故を以てその隣地として社領に籠められたりしなるべし。嘉禎二年四月留守所下文案に爲宮河社領、既經百餘歳と云へるを以てすれば平安朝時代の末期既に社領となれるなり。同時に源頼朝下文を下して院廳下文の旨に任せ庄内の狼籍武士の濫吹を停止し、神事の用途闕怠することなからしめたりき、翌文治四年九月頼朝若狭國司宮川保の地頭宮内大輔重頼國命に従はざるを以て、非法を停止すべき由院宣を奉じて事の仔細を吟味せんとし、又同保の住人に下文を致して先例に任せ國衛の課

役を勤仕せしめたりき。嘉祿元年六月左辨官院宣を加茂別雷社に下し、神主の族久子に同庄の預所職を相承せしむ、右預所職は元來鳥羽院の時神主保久の女上總に知行せしめたりしを傳領したるなり。天福二年十月兩六波羅宮所地頭代に令して、延曆寺宗慶阿闍梨の庄内大谷村矢代浦に濫妨し割取せんとするを禁めしむ、これより先き六月延曆寺牒して其妨を停止したれども、狼籍猶止まざりしなり。文曆二年六月兩六波羅亦若狭守護代に別狀を出して、宮川新保の地頭代社領宮川庄内大谷村並矢代浦を押領し、山島地子を責取るを以て濫妨を止めしめ、仔細あらば參決すべきの由下知を加へ、請文を取進せしむ、その七月兩六波更らに新保地頭代に宛て、閏六月の陳狀に、大谷村は前地頭の時既に進止を止められ、矢代浦は關東給七ヶ所浦の一なりと云ふも、申狀は信用するに足らざるを以て所帶の證文を進覽すべき由を云へり。嘉禎二年四月、庄内大谷村並散在の神田、國衛の檢察に會し、窄籠せられんとしたりしかば、留守所狀して前例によりその煩を停止せしめ、延應元年九月にも留守所に廳宣して、更らに國使の入部を遏めしめたりき。弘長二年七月に至り、院宣を以て預所職の知行相傳にいて、向

後傳領の仁は官仕すべき由を定め、賀茂神主に執達し、同年十二月同庄別納の地として、年貢社役の外社家の妨あるべからざるに、他の社家の妨あるを聞き、院宣を以て違亂を遏めたりき。延慶三年十月洞院實泰の書狀によれば、同庄手繼の正文は、叙覽に供せられたるなり、これ相傳について訴訟ありたる爲なるべし。次で正和元年三月には伏見院の院宣を以て、宮河庄神稅並びに公文職神田替として計り宛つべきの由賀茂社片岡祝館に狀せり、降つて永享二年十月には足利義教教書を以て庄の本案職を禰宜片岡富久に返付し、元の如く領掌神役を専らにせしむべきを狀し、管領斯波義將眷族守護一色義範にその旨を沙汰せしめたりき、永享九年九月幕府大和に出軍するや、兵糧反錢を同庄に賦課し、譴責に及びしが、次でその催促を止めしめたり。戰國時代に至りては庄官の競争堪ゆることなく訴訟頻出したりき。戰國時代には庄内に御料所あり、大館常興日記天文八年閏六月栗屋左京亮の申狀として、宮川御公用未進近日可令皆濟と云ひ、七月右公用錢四千疋到着の旨あり、翌九年正月三月續いて一萬疋を十年十二月二千疋を納れたること見えたり。

津々見保

津々見保。所在明かならざれども遠敷郡今富名の一部なるべし、鎌倉幕府補任するところの若狭國最初の守護惟宗忠季は津々見を稱し、その子忠時亦同じ、これ保名を用ゐしならん、文永二年田數帳に卅八町六反餘を記し、關東御一圓御領となし、地頭伊賀式部二郎左衛門尉跡と見えれば、北條氏之を傳領したるなり。大興寺、遠敷郡松永村に大字名を存す東郷の内なり、鎌倉幕府時代近江國天台無動寺知行してその領家たり、文永二年若狭田數帳に、十一町七反を有せること見ゆ。

開發保

開發保。遠敷郡西津村の内なるべし。文永二年田數帳に國領開發保十六町九反五十步定田七町六反十步地頭得宗御領と見えたり、若狭國守護職次第寛喜三年北條重時の守護領中に保名初見せり。

富田郷

富田郷。遠敷郡口名田中名田村に亘り所在を求むべし。文永二年田數帳に富田郷百二十八町七反七十步地頭德宗御領と見ゆ、郷内寺田神田の存するもの多く、從て寺社領二十町に達せり。



大飯郡。

加斗庄

加斗庄。大飯郡加斗村後世加斗庄と稱したるの地、大字本所ありて庄の本據を示せり。文永の田數帳に本庄の内賀斗庄四十町を擧ぐ、鎌倉幕府時代以前早く立庄せられたるなり、本家は明記せざれども近江三井圓滿院之を領したるなるべし、田數帳別に加斗加納即ち新開の地二十四町餘を擧げ、領家國衛與圓滿院雜掌相論、當時雜掌沙汰と云へり、即ち圓滿院の雜掌入部して庄務を沙汰したる狀を察すべきなり、又下司公文を記して「下司御家人虫生五郎、跡永重二郎太郎傳領之公文御家人同小字九郎傳領之」と云へり、その後室町幕府時代を通じて圓滿院之を傳領したりき。又この地飯盛寺文書に、圓滿院宮加斗兩村八寺八社之内御寄進分として、一、壹町二反小九十九步分米十七石四斗一、五段御寄進分米五石二斗を擧げ、右寄進狀明白なりしところ、文明十六年三月伽藍炎上によりて支證紛失したるに付、延徳元年十月、守護武田氏の奉行重ねて右知行相違なき旨執達したりき、飯盛寺は庄内の巨利にして、圓滿院よりその地を寄進せられたるなり。

青保

青保。大飯郡青郷村に大字青あり、蓋し故保の地の所在を示すものなるべし。

國領青郷の地と混在せり、文永二年田數帳に春宮御厨青保五十九町三百二十歩とあり、皇室の御領たりしなるべし、その傳へて戰國時代に至りしこと、大館常與の日記天文七年九月、御料所若川青郷、事蔭涼軒、日行事申請之と見えたるものなり。又同保重國名十五町餘は鎌倉幕府の家人青氏代々之を傳領して同時代の末期に至れり。

立石庄

立石庄。大飯郡高濱に大字立石あり、延長二年關白道家の處分狀に庄名所見す、文永の田數帳によれば鎌倉幕府時代以前の立庄にして十五町あり、其後亦頗る開發せられたり、注して本所二條殿御領となせり、當時二條家之を知行せるなるべし。

和田庄

和田庄。大飯郡和田村に大字和田あり、これを故庄の根本とす、東に大字馬居等あり、庄内に包括せらる。文永の田數帳によれば庄を擧げて三十四町、二條家領有したるなり。

木津庄

木津庄。大飯郡高濱の地之に當る。文正元年十月の年貢注文に「木津庄御年貢米四十四石五斗云々」と見えたり、所屬明らかならず。

三方郡。

倉見庄。三方郡十村に大字倉見ありて庄の故名を存す、十村西田村の大部を包括したり、文永二年若狭國惣田數帳に、領家新日吉講倉見庄十四町七反八十八歩と見え、又三方寺三町三反とありて、その中倉見庄七反百八十六歩を占め、當時近江延曆寺常壽院領たり、室町幕府時代の末葉山城等持院之を領有せり。庄内に神子浦あり、大音安宗近江伊香郡より移住して新地を開發し、嘉應二年四至を定め立庄せしものに係る、鎌倉幕府時代を通じて、信濃下諏訪宮に贄を奉るを例としたり、或はその御厨たりしならん。

倉見庄

藤井保

藤井保。三方郡八村に今その大字を存す、文永二年若狭惣田數帳に藤井保十四町餘と見え、尊勝寺領となせり。室町幕府時代山城東岩藏寺眞性院の所領となりしこと、康正二年造内裏段錢別付に見えたり。

前河庄

前河庄。三方郡八村に南北前川あり、蓋し故庄の域なるべし。文永二年若狭惣田數帳に本家圓滿院前河庄四十八町五反三百五十歩と見えたり、即ち近江國城寺の領するところなりしなり、その後元應元年日吉社社頭注進記によれば、前

河庄毎月三ヶ度神供毎朝侍所巫覡等控飯並、長日大般若轉讀料所常往房内大臣法眼相傳知行」とありて日吉社の社領となりしなり。その後庄の一部前川南庄は山城盧山寺の領するところとなれり。建武四年七月權中納言勸修寺經顯同寺の明道上人に宛て、相傳領掌相違あるべからざる旨の院宣を傳へ、觀應二年には室町幕府御教書を發して庄を安堵せしめたることあり。

佐古庄

佐古庄。三方郡八村に大字佐古あり、文永二年若狭田數帳所載庄田の中、本庄の一に列してその庄名見えたり。所屬明らかならず。

向笠御厨

向笠御厨。三方郡八村に大字向笠あり、建仁三年七月國衙領を移して伊勢神宮の御厨となせり。神鳳抄に、内宮向笠御厨、御厨去、正治元年可爲太神宮領之由國司奉免之上、建仁三年七月十日被下宣旨之後、同年八月注上分口入人員數、上分絹十疋口入料十疋」と云へるもの之なり。鎌倉幕府時代の中葉、文永二年の田數帳にその面積四十三町餘を示せり。室町幕府時代に至り御厨は山城毘沙門堂及廣徳院の分領するところとなれり。

三方郷

三方郷。三方郡八村に大字三方あり、附近一帯を包括して故庄の域に宛つべ

し、鎌倉幕府の初め正治二年、若狭守護津々見忠季遠敷、三方兩郡の總地頭職に補せられ、若狭を姓とす、子孫若狭又は三方を姓とす、即ち三方郷はその地頭たりし地なるべし、文永二年若狭田數帳に、三方郷五十町九反餘地頭若狭兵衛入道跡若狭又太郎傳領すと云へり、後建武四年八月、足利尊氏その地を本郷貞泰に與ふ、本郷氏系圖に、命三方郷同保地頭職、以有勳功也、と云へり、曆應三年に至り、足利直義その地を分ちて沼田光忠に給せり。

耳西郷

耳西郷。三方郡西郷村大字海山、氣山大叢金山、早瀬日向、久々子、松原郷市等その舊城に當るべし。鎌倉幕府時代の中葉、東二條女院その地を領し給ひしが、之を大和春日神社に寄進し給へり、尋尊大僧記延徳二年春日神社並びに興福寺衆徒等の言上書に、春日社若狭國耳西郷領家、並日向早瀬兩浦者、依東二條女院御靈夢之告、弘安年中御寄附于當社以來、爲長日御祈禱、神供御神樂、每度談進等之料所、社納無相違(下略)と云へるもの之なり。文永二年若狭田數帳には、耳西郷九十九町六反二百七十步、除四十七町四反百四十步、定田五十一町二反百二十步、所當米二百三十一石六斗七升餘と記して、領家春社となせり、春社は蓋し春日社の日を

誤脱したるものなるべし、即ち弘安以前に社領となれるなり、康正二年の造内裏段錢引付にも、春日社領興福寺領若州耳西郷とあれば、室町幕府時代に連續したるなり、但し郷内の一部は室町幕府時代の初葉將軍家之を山城臨川寺に寄進したり、臨川寺重書案文貞和元年の文書に、新御寄進地となし、天龍寺文書によれば、康安元年十一月、足利義詮耳西郷半分地頭職長井掃部助跡當寺造營所として寄進すべき旨を云へるあり。至徳四年の土貢注文によれば、耳西郷米百九十三石餘、代錢百八十三貫餘外に公事錢三十三貫を輸したり、年貢の輸送については小濱津の馬足役、並びに琵琶湖沿岸百姓の煩を禁じて之を保護するもの頗る厚かりき。その後永享二年二月、右耳西郷半分地頭職治部宗秀の掠奪を制して、寺家の雜掌に附すべき旨、永享二年九月、足利義教の旨を以て管領斯波氏に達し、斯波氏は一色義貫に執達したりき、こゝに於て義貫は旨を三方山城入道に致して、右地頭職相違なく、寺家に渡付せしめたりき。郷内氣山に式内の大社上瀬明神あり、その社領郷内に存せるもの、文永二年若狭田數帳に、於瀬宮神田四町百八十歩と見えたり。

田井保

田井保。三方郡西田村に大字田井あり、鎌倉幕府時代大炊寮の所管なり。文

永二年若狭田數帳に、田井保二十三町三反七十二步、即保十八町三反七十二步、來田五町三方郷、又田井浦二町八反四步被、扨領丹後國志樂庄、<sup>畢</sup>と見えたり。

興道寺

興道寺。三方郡耳村に大字興道寺あり、鎌倉幕府時代近江延暦寺の領たりしこと、文永二年若狭田數帳に、天臺四王院領と見えたるもの之なり。

織田庄山  
東郷山西  
郷

織田庄山、山東郷向山西郷。三方郡耳村の一部及び山東村を包括す、大略耳川を境界として山東村の大字坂尻迄を山西郷、その以東を山東郷に充つべし。但し鎌倉幕府時代の初葉には、織田庄と山東山西兩郷とを區別せり、即ち文永二年若狭田數帳には、本庄の内織田庄二十町山西郷十五町六反山東郷八町四反を分ち、別に山東郷二十二町八反餘山西郷六十三町餘は、天臺常壽院領即ち近江延暦寺之を領有したるなり。鎌倉幕府時代の末葉に至りては、織田庄内に山東山西兩郷を包括することゝなれり、山門領なること室町幕府時代に至りて變らず。又山西郷に園林寺あり、鎌倉幕府時代以來寺領の領得少からず、藩政時代には耳川の以東佐柿迄を耳庄、その以東を山東郷と稱し、耳川の以西を山西郷と稱したる

は、半ば故名を逸したるなり。

永富庄

永富庄。三方郡内にあれども所在充て難し、康正二年内裏段錢並國役引付に、永富庄段錢五百五十文瑞泉院殿御領と見えたり。

今重保

今重保。所屬の郡明らかならず、山城最勝寺之を領す、文治三年寺家梶原景時、惟宗行能の押領を訴へしかば、行能陳狀を將軍賴朝に致してその實にあらざるを述べたり。

### 第三節 對外關係

神功皇后  
征韓以後  
の外國交  
通

神功皇后の韓土征服以來、彼我の交通彌々盛にして、使節相來往し、次て奈良朝時代に至り、渤海國興起し、北韓滿洲西比利亞沿海州の地を淹有するや、その通貢船亦盛に發せられ、續いて平安朝時代に至りては、支那に宋朝起り、其民通商の爲め來航せるもの多し。此等の通舶、或は其地日本海に臨むを以て、直ちに三越の沿岸に來り、或は風濤に會して漂着するものあり、若しくは特に沿岸の良津を撰びて來航したるものあり。

## 高麗來聘

高麗使人の來れるもの、敏達天皇の二年五月、同じく三年五月、並びに越の海岸に泊し、光仁天皇の寶龜九年九月、送高麗使高麗朝臣殿嗣及彼國送使等坂井郡三國湊に來着せることあり。渤海の朝貢は聖武天皇の神龜四年を以て始めとす。是より後その聘使相次て來り、我國亦使節を派遣せり。孝謙天皇の天平寶字二年九月、小野朝臣田守等渤海より歸りしが、渤海大使楊承慶等二十三人共に之に従ひて來朝し、越前に安着せることあり。朝廷渤海使船は航路を北海に取らず

## 渤海朝貢

太宰府に向はしめたるも行はれず、平安朝時代の初め此等蕃客を置かんが爲めに、能登の能登客院と相並びて敦賀に松原客館を設けたり、松原驛に在るを以て松原驛館とも稱したりき、館跡詳かならず、延喜の制雜式によれば、その館氣比神官司をして檢校せしむ、蓋し國府の北遠く距りて機に處する能はざるを以てなり、但し蕃客の安置供給に關することは、國司に處理せしめたりき。弘仁元年、これより先き渤海國使高南客來りて方物を獻じたりしが、茲に於て國に歸るに際し、首領高多佛身を脱して越前國に留り、次いで越中國に安置給食せしめたることあり。越えて弘仁五年、渤海國大使王孝廉を派して方物を獻じ翌年國に歸ら

## 松原客館

んとせしが、逆風に會して漂廻し、舟楫亦用ふるに堪えず、越前國に令し、大船を擇み蕃客を駕せしめたるあり。その後延喜十九年冬、渤海國使斐璆等若狹國丹生浦に來着したるを以て、若狹國に令して客徒一百五人直ちに之を松原驛館に遷し、京より歸るや再び驛館に宿せり、扶桑略記に客徒を遷送したる時の狀を叙して曰ふ、松原客館に遷送して門戸を閉封し、行事の官人等人無し、況んや敷設の薪炭更らに儲備するなし、切に越前國を責めしめて急に安置供給せしむと、以て當時客館の設備一斑を窺知すべきなり。渤海國との交通はその後漸く衰へ、天曆の頃に至りては、驛館更に頗る頽破したるものゝ如し。この間にありて敦賀の氣比神社は唐國交通に關して、屢祈請せらるるところとなれり、承和六年八月には、勅使幣帛を獻じて、遣唐船の安着を圖らしむ、菅家文藻によれば、菅原道真亦祈請の爲め參拜せり、蓋し遣唐使の命を受けし爲なるべし。又寛平七年七月、太政官越前國の解により、史生一員を停めて弩師を置かしむ、蓋し此國大海を帶び其方に向ひたれば、戎器の具暫くも緩うすべからざるを以て之が不虞に具へしめんとするなり。

平安朝時代の末葉に至り、宋商我が西陲に來りて交易に従ふ者多かりしが、其中或は北海に來航して若越の港津に參着せるものあり。永延元年の冬、宋商朱仁聰若狹に來着せるをその初見とし、次で長徳元年秋、仁聰等七十餘人再び若狹に來着したりしが、これを敦賀に安置したりき。僧源信弟子寛印と共に京より下り、仁聰と會して博識その感嗟を買へるは蓋しこの時のことなりとす。仁聰次で筑紫に遷れり。後冷泉天皇の康平三年七月、宋商林表、候改等敦賀に來着の旨、越前國解狀あり、即ち朝議して廻却せしめんとしたりしが、林表等上奏して、逆旅の間日月多く移り糧食竭きんとし、加ふるに寒風烈しくして海路怖多し、聖朝に委命して已まんと。此に於て符を下して長徳の例に倣ひ安置せしむることとなれり。白河天皇の承暦四年閏八月、宋商孫忠、宋國明州の牒を齎して敦賀津に入れり。孫忠去月太宰府に着したりしが、府司その旨を言上したりしに、報を持たずして敦賀に來れるなり、朝廷依て使節を派して州牒を召せり。紫式部(年返)の父越前守藤原爲時に從て國府にあり、外客を觀んとせること、家集(如何)に、(唐人)りて(唐)からひとみにゆかんといひける人の、春はとくるものといがてしらせたて

まつらんといひたるに」と詞書して、春なれど白ねのみ雪いや積りとくへきほと  
のいつとなさかなの一首あり、これ寛弘初年のことなるべし。

蒙古來襲  
とその警  
備

鎌倉幕府時代後宇多天皇の朝、蒙古來襲の難あるや、北陸・東山兩道の兵敦賀津に至りて警備に従へりと云ふ。又氣比社々記に、弘安四年勅使下りて幣帛を上り、正應中異賊來襲の聞あるを以て、宮司等勅を蒙りて祈禱を致せりと云ふ。次に若狹は徳宗領多く、幕府との關係特に深きを以て、國中の社寺に命じて、屢異國降伏の祈願をなさしめたり。東寺文書の中に、正應五年十月幕府若狹一宮國分寺に祈禱の卷數を徴したることあり、弘安二年十二月弘安七年正月同七年正月並びに之を發せり、又妙通寺文書にも、延慶三年四月稅所代海部忠氏守護代山北入道連署して、關東御教書の旨によりて、異國降伏の祈願を修せしめたるものあり。斯くの如く鎌倉幕府時代の末葉に至るまで、外警に關する祈願のこと絶えざりしなり。

若狹に於  
ける社寺  
の祈請

#### 第四節 豪族及び神官衆徒の勢力

政府の紀綱弛廢と地方の解體

平安朝時代の中葉以降中央政府の紀綱漸く弛廢し、地方亦之に伴ひて政令行はれざるに至るや、貴紳の流弓馬の士富豪の徒、邊疆に土着して次第に勢力を養ふあり、社寺にありては朝野の尊崇篤く、領地の寄進財物の施入頗る昌にして、神人衆徒等その數著しく増加し、勢を恃みて惡行を事となすものあり。此時に當り源平二氏互に勢力を養ひて藤原氏に代はらんとし、平家先づ政權を奪ひて二十餘年の榮華を誇りしが、忽ちにして諸國の源氏蜂起して、賴朝遂に鎌倉幕府を創むるに至れり。

豪族の土着及びその繁延

豪族の土着中越前に於て最も著聞せるものを藤原利仁の一流とす。利仁はその祖藤原魚名に出て父を時長と云ふ、母は越前國人秦豊國の女なり。利仁舅氏の縁故を以て坂井郡の地を領し、又敦賀郡の土豪有仁の子となれり。鎮守府將軍となり延喜年中賊を下野國に討ちて功あり子孫北地に蔓延せり。その有仁の敦賀館に威福を聚めたることは、今昔物語所載利仁將軍薯蕷粥事の一齣に躍如せり。薯蕷粥饗せんとして利仁の伴へる五位の京官は、先づ館邸の賑はしくめてたきこと物にも似ざるに驚き、郎徒召集の聲を聞きては、人よひの岡とてあ

藤原利仁流

る塚の上にていふなりけりたゞその聲(及限)のよぶかぎりの下人のかぎり持てくるだにさばかり多かりましてたちの(立退)きたる從者どものおほさを思ひやるべしと再嘆せり。館趾と傳ふるもの敦賀郡粟野村(こみや)御名にあり郡中環望の形勝を占む。利仁の子孫富樫林進藤匹田竹田齋藤の諸姓越前加賀能登越中の間に土着し、源平兵亂に際してその名著はるるもの勘からず、平家物語によれば、齋藤實盛の生國は越前なりと云ひ、吾妻鏡文治元年十一月源義經西國沒落に際し先發せる大夫判官友實は越前國齋藤一族也と云へり。戰國時代に至りて著はれたる堀江氏亦その出なりと云ふ。又早くより坂井郡河口庄の興立について、累代その功を計りしものあり、姑く本庄春日神廟記の所傳によるに、一條天皇の時利仁將軍四世孫齋藤伊傳本國の押領使たり、寛弘八年その氏神たる南都春日明神に神供百石の料を献じ、子孫爲時爲賴國章に至りて相繼て渝らず、遂に國貞の代に至りて鳥羽院の天永元年春日の神靈を河口庄に迎へ、次で神告により九頭龍川鳴鹿口より十郷用水を導き、鑿堰通水田疇の開拓大に成れり。

秦氏及其他

秦氏は歸化族の中最も富豪を以て聞ゆ。その族越前に入りしは時代を明か

にせざれども、坂井郡に移住せるもの最も著はれたり。白山豊原寺縁起によれば醍醐天皇の頃奏豊國あり、嘗て本國の押領使たり、坂井郡を領しその女を國司藤原時長に配し、豊強の名四境に聞えたりと云ふ。鎌倉幕府時代の初葉惟宗忠久越前守護人となり、其子忠綱を守護代とし入郡せしむ、その末流土着したるもの越前島津氏として著聞せり。鎌倉幕府中葉以降志比庄の地頭たりし波多野義重の一流亦繁延して勢力を有したり。

鎌倉御家人の土着

次に南北朝時代に入り斯波氏の入國に際し隨伴したる朝倉申斐等の諸氏は、室町時代以降頗る繁延し支流亦多し。又南北朝兵亂に際し起て官方の爲に盡瘁したる瓜生河島の族はこれより先き來りて國內に土着したるなり。若狹にありては鎌倉の家人所在に地頭として子孫相繼ぐもの多し。東寺百合文書建久七年六月若狹國註進先々源平兩家祇候輩交名に見えたる、青佐分木津藪部和田稻庭島和久里國富小崎丹生宮河虫生包枝井口杉谷瓜生安賀鳥羽倉見山西山東小倉岩屋永富等概ね庄名を以て姓となせるなり。又建久中守護たりし津々見忠季の子孫は若狹島津氏一流をなせり、室町時代に聞えたる三方山

氣比祠官の強大

城入道はその後なり。室町幕府時代以降に至りては、一色氏相次で守護となり、子孫相紹ぎその後武田氏長く一國の守護たりしかばその一族並に麾下たりし諸豪國內に繁延せり。

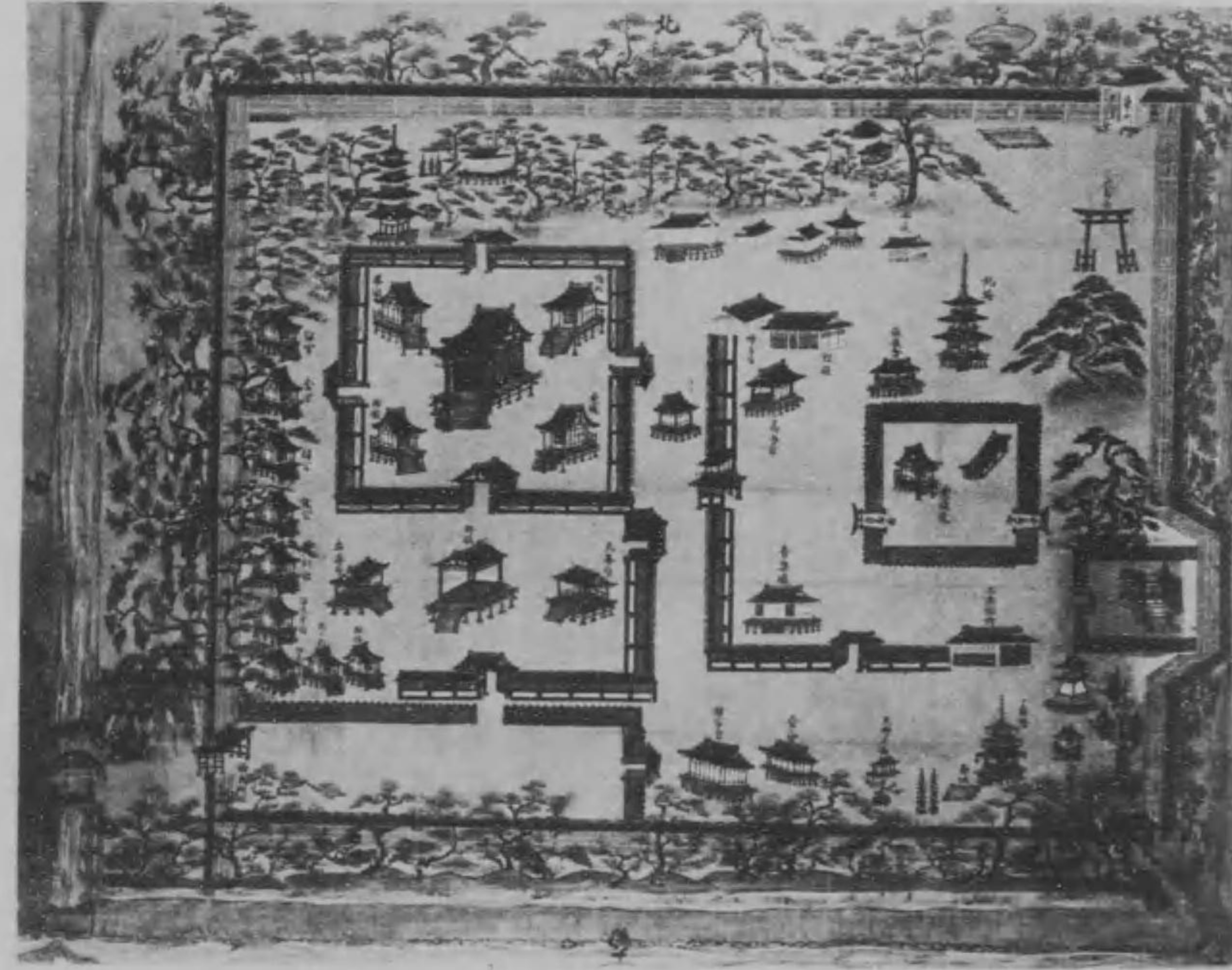
次に神社として最も隆盛を極めしは、一宮にして越前に氣比、若狹に遠敷明神あり。殊に氣比社は神領豊裕にして建暦二年九月の注進によれば作田二百五十餘町所當米請加米を合せて二千一百石に餘り、敦賀坂井の二郡並びに國內沿岸の諸浦に亘り、能登越中越後佐渡の諸國に浮免地を有せり。天台座主記によれば近江木津庄にも社領を有したるなり。又社殿に近接せる天筒山及び松原は共に神領なり。源平盛衰記に、安藝嚴島と越前氣比とは西海北陸境異なれども金剛胎藏の兩界として日出度所にて侍る也、氣比の社は繁昌せり嚴島は荒廢して候。と叙せるもの本社隆昌の一端を窺ふべし。鎌倉幕府の末期に至り敦賀通過の物貨に升米を課し、元徳三年二月には綸旨によりて、社殿造營料として升米並びに氣比庄寺の公文十五年の知行を許可せられ、其後修營料として今庄に關を置き關料を徴したり。斯くして祠官社人の勢も頗る強大にして、永承の



頃宮司永通國司源通致と相論し宮司有理の宣旨あり。長治元年には神人陽明門に至つて國司爲家の非法を訴ふるあり。次で正應二年九月造營事國司に附せられしを以て違例を訴へ神輿を動し、次で上洛して國司の沙汰を停め、且つその替補を強制するに至れり。延元元年東宮一宮北伐のことあるや神官舉て王事に力め、金ヶ崎に籠城するもの前祠官兼代忠宗資永氏治時直忠久等あり。又大祝忠經ありき。降て觀應三年八月には祇園社造營料たる敦賀榊米を祠官押領して與へず、又應永の末年祠官寺相戦ひ北陸の道梗塞すと稱せらる。應仁以降は神領侵略せらるるもの多く、祠官寺亦散亂せるものあり、社記に社領六萬石社家の私領十八萬石と傳へたるもの頗る異しむべしと雖天文十年の日記に能登越中越後近江若狹等の神領不穩にして神人難義の由を傳へたるものあり。元龜元年四月朝倉氏の軍織田氏と戦ひ天筒山に籠るや、祠官之に應じて難に死せるもの尠からず、社殿亦兵火に災せられたり。朝倉氏滅亡の後信長神領を擧げて沒收せり。

寺院にありては殊に越前に屬するもの勢強大にして、平安朝時代以降僧兵を

9 氣北社社殿圖 (長三寸八分)



○ 比類所詳りか、社領は氣北社に屬するもの多し。元龜元年四月朝倉氏の軍織田氏と戦ひ天筒山に籠るや、祠官之に應じて難に死せるもの尠からず、社殿亦兵火に災せられたり。朝倉氏滅亡の後信長神領を擧げて沒收せり。

平家寺僧  
徒の強暴

擁して干戈を弄するもの尠からず。戦國時代以降にありては更らに一向一揆  
發向して勢一層猖獗を極むるに至れり。

寺院の中最も著聞せるを大野郡平泉寺とす。平泉寺は泰澄の靈蹟白山の南  
道垂跡平泉湧出神道として大に興隆し、白山記によれば越前下七社を平泉寺と  
號すと云ひ、加賀美濃の下七社に相對せり。應徳元年に至りて近江延暦寺に屬  
し、衆徒天台の教學を修む。後康治天養の頃近江園城寺長吏覺宗入寺したりし  
も、久安三年四月勅裁を以て全く延暦寺に復せり。當時衆徒の亡狀甚しく、長寛  
元年左辨官山城醍醐寺に致せる下文によれば、同寺領大野郡牛原庄に平泉寺僧  
徒居住して夜討強盜を事となすとあり。嘉應二年別當光傳阿波に配せらるる  
あり之れ住僧を殺すに坐せりと云ふ。壽永二年信濃より源義仲兵を擧げて西  
上するや平泉寺の衆徒誘に應じて今庄に出て燧城を守るものあり、當寺の威儀  
師齊明之を率ゐたりしが平氏に内通して敗北せり。齋藤系圖に、山齊明爲義仲  
朝臣被誅火打城合戰、忠白山平泉寺長吏と云へるもの之なり。同系圖によれ  
ば利仁流の武人にして同寺の衆徒たりしもの頗る多數に上りしなり。義仲戰

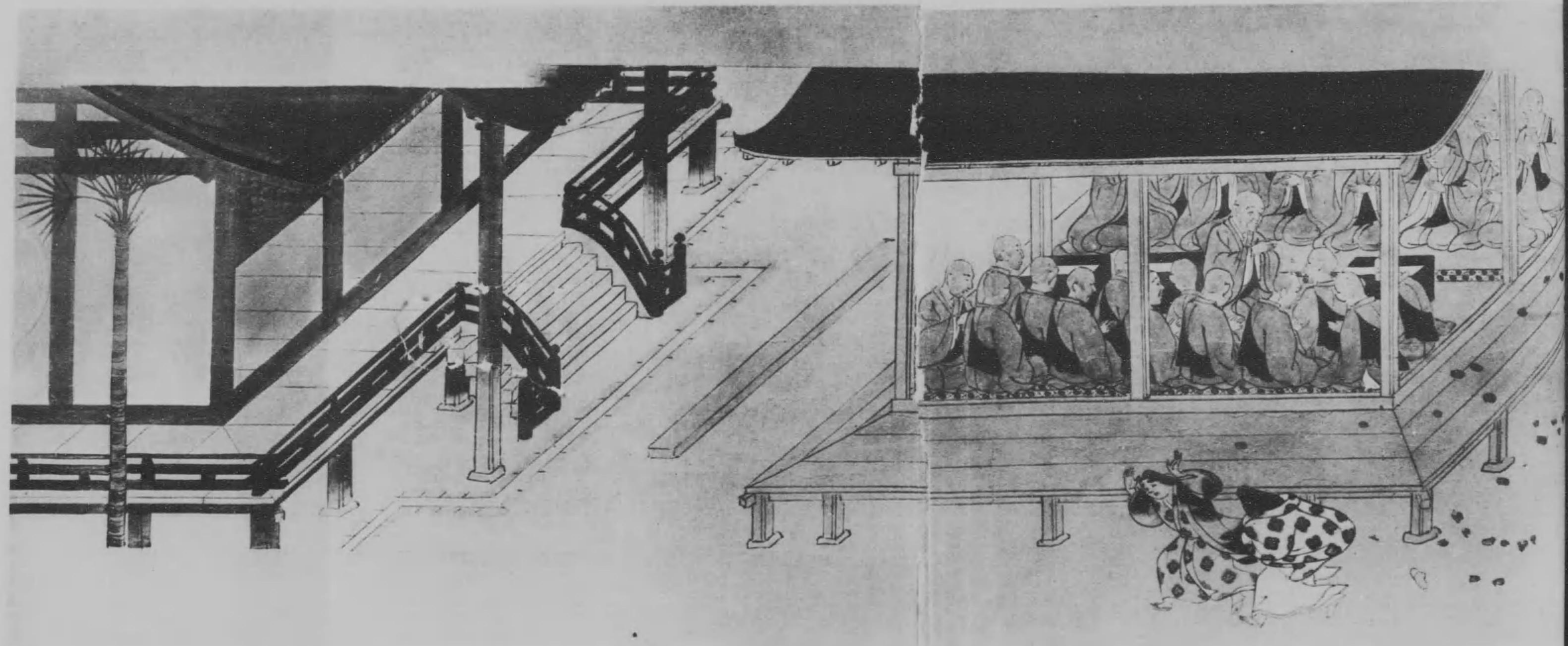
勝の後寺領を寄せ、頼朝亦家人の濫行を停めて寺觀の興隆を謀れり、所傳當寺寺領九萬石、九貫文に達したりと云ふ。但し源頼朝平泉寺寺領藤島年貢千石分を勸學講料として無動寺大乘院に寄せたりしは、長く一山の怨嗟するところとなり。又新宗興立して漸く地方に傳するや、その弘通を妨げ、輒もすれば武力を以て之を卻けんとするに至れり。正應五年時宗の二祖他阿國府に賦算し、總社に留りし時、衆徒數百殺到して社壇を包圍し、礫石を飛ばして亂暴し、遂に神寶を振りて罪科に行はんと威赫するに至れり。又嘉曆元年にはその衆徒近江國柏原の成菩提院を攻め、本堂並びに三百餘箇所の堂塔を破壊し、七百有餘の僧徒を分散せしめたりと云ふ。次で元弘三年五月北條氏滅亡に際し、衆徒郡の牛原を襲ひて淡河時亮を攻め、尋て新田義貞等兩宮を奉じて金ヶ崎に據るや、衆徒亦利を以て之に呼應し、落城の後義助三ヶ峯に占據するに當り、又之に加はりしも、延元三年足羽城の戦ひには足利高經藤島庄を以て之に啗はすに及び、直ちに之に應じて藤島城を據守し、遂に義貞の戦死を見るに至れり。應仁文明の交朝倉・甲斐二氏の角逐寧日なきに當りては、一山朝倉氏に應じ、軍功著しく、朝倉氏深く之を徳

10 他阿縁起

(巻)

一、同五年。秋の頃ある人召請し奉りける間、又越前國惣社へ參詣あり、國中の歸  
依尊卑かうべをかたむけずといふことなし、しかるに平泉寺法師等偏執して、國  
中を道出すべしとて、數百人の勢を引率して府中へおもむくよし粗きこえければ、  
中略、衆徒等是非をいはず、社壇をうちかこみて時をつくり廻廊の内へせめ入て  
つぶてを打つことしげき雨のごとくなりけれども、時衆一人にもあたらざ  
下巻(縁起第六)





として營造するところ尠からず。所謂一山六千坊の隆興この時を以て最とすと云へり。大永四年臨時之祭禮入用之帳を見るに、流鏑馬以下總て四百八十餘貫を費せり。以て當時隆興の一端を窺ふに足るべし。爾來その徒戰陣に加はること本業と異らず、偏に武術を練磨して妻帯するものその半に達し、常に越前勢の一部隊をなせり。然るに元龜中内訌を生じ、寶光玉泉の二坊相闘ぎ、天正二年玉泉坊亡ぶ。衆徒之を怒りしかば、寶光坊朝倉景鏡に結びて、壓伏せんとせしが、同年四月藤島超勝寺等一向宗の徒景鏡を攻め、一山の諸社堂燒燼せり。

豊原寺僧  
徒とその  
勢力

平泉寺と並稱せられたる巨刹に坂井郡豊原寺あり。白山禪定三十七所秘窟の隨一と稱し、天治年中藤原利仁八代の裔孫以成大に寺田を寄せて、殿舎を興すに及び勢遽かに盛にして、源義仲の軍西上して平氏と戦ふや、衆徒舉りてその方人となり、軍忠戰功祈禱の效驗並びに著しく、戰終るの後寺領の施入を得たり。弘安六年坪江郷田地注文に豊原寺寺領十四町に及ぶを注す、以てその一斑を知るべし。寺院の教法は或は寺門に附し、或は法相を業とし、一定せざりしが、寛喜年中衆議を以て延暦寺の學頭を迎ふることゝなれり。然も興福園城寺の學侶

亦之に交ることありしと云ふ。その長吏は妙法院の管領するところなり。降て元弘建武年中天下争亂の際にありては、その僧兵屢出でて渦中に投じ延元年中南北の交争には斯波氏を援けて功あり。恩賞として幕府より寄進せられたる所領に宮方氣比社領たりし庄園の加はれるを見るなり。白山豊原寺記録に「依<sup>レ</sup>之大將之御感諸卒之褒美當時之面目吾寺之名譽也然間自將軍家數個所之寺領御寄附在<sup>レ</sup>之西長田村地頭職小森保領家粟田島地頭職等皆以其時之忠賞也此等之在所之依<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>由緒之子細申賜<sup>レ</sup>之處也自餘者往代之寺領更無<sup>レ</sup>改動云々」と記せるもの之なり。戰國時代以降は衆徒盛に干戈を事とし平泉寺と共に越前勢の精銳をなすに至れり。天正の初年一向一揆起りて國政を壟斷するや、總帥下間頼照來りてその寺院を本據とし國中に號令せり。天正三年秋織田氏大軍を率ゐて殺到するに當りこの地信長の陣所となり次で北庄に轉ずるに際して堂塔擧げて燒燼せらるゝところとなれり。

千手寺と  
その城郭

僧兵跋扈の地として猶聞えたるもの坂井郡三國湊に千手寺あり。千手寺も所傳既に早く泰澄有縁の地たり。鎌倉幕府時代坪江郷に四町六反餘の寺領を

有したること、弘安六年の坪付に明記せり。大乘院記録建武年間記によれば元弘三年六月三國湊に於て強盜殺害刃傷の惡黨あり。その交名注文を検するに因幡阿闍梨大貳房武藏房藤澤入道と稱するもの皆千手寺の住たるを見るなり。破戒の徒籠居したる狀を察知するに足るべし。延元以降南北攻争の際には寺院は城郭として利用せられたり。太平記の敘するところによれば中にも湊城とて北陸道七箇國の勢共が○西源本會加賀能登越中越前四箇勢云云終に攻落さゝりし城は、義助の若黨畑六郎左衛門時能が纔二十三人にて戰たりし平城なり○西源院南都天正本日方云云天正本云此年月能登加賀越中越前四ヶ國の勢に圍まれ終に落すとはいへども力さすかに衰へける云云と稱せられ、一時の雄たりしが、曆應三年八月斯波氏の軍大舉して之を陥落せり。天野文書に「同國三國湊押寄千手寺城、大手致合戰忠勤打破城郭散々令及大刀打之」と云ひ得江文書に「押寄三國湊千手寺城西面渡堀越堀致戰功攻落城了矣」となせるもの之なり。然も寺院城郭としての千手寺は再び修築せられたり。文和四年吉見氏頼桃井直常を討伐するに當り、その城桃井黨の據守するところなりしを以て、三月吉見氏の兵之を討ちて陥落せしめたり。斯くして寺運漸く衰へ、永徳元年には性海寺宿浦より移

轉し來りてその境内に接し、所領轉じて或は瀧谷寺に入り、又性海寺に買得せらるゝところとなれり。後永正三年一揆の兵火には一山盡く焼亡退轉して、支坊正智院讒かにその後を嗣げり。天正三年織田氏來攻の警あるに際し、下間頼照その舊城を修めしめたりしこと朝倉始末記に傳へたれども、攻争事なくして一亂定まれり。

大谷寺その他の寺院

更らに泰澄最初の修練場たりし丹生郡大谷寺は通じて僧兵を貯ふるの事實を見ざりしと雖、鎌倉幕府時代その神領と號するもの越知山の周邊を籠め、衆徒の數多く社役の備進を怠らざらしめたりき。室町幕府時代以降或は規式を嚴にし、所領の粹境を劃して一方に雄視したりき。今立郡長泉寺亦泰澄舊縁の地なりと稱す、戰國の頃その僧出でて越前勢に加はるものあり。元龜二年比叡山の役朝倉義景より感狀を獲たる千阿彌の如きはその一人なりとす。同郡大瀧寺も平泉寺に隸し僧兵占據したりしが天正三年瀧川一益の燒撃に會したり。南條郡平吹に日野山大權現あり、衆徒多く附屬し、戰國時代には干戈を弄するものあり、大永七年冬朝倉氏の兵幕府の難に赴き三好松永の徒と戰ふや、越前衆戰

越知山大谷寺下

補任

神人職事

自日野河西商人等

尙々此より親に候者可  
申之候由間如此候也  
正金與太郎紙之  
座之事府中之本人へ  
相届近間藤四郎紙  
可賣之由申候、本人  
領掌之上者近間  
申付候、御宮江之參物  
以下如前々可致沙汰  
之由堅申付候間無沙  
汰仕候者一段と此者に  
可申付候、被成其御心得  
此者座之事可被仰付候、  
恐々謹言。

右以役人等補任越知山大谷寺  
神人職畢、仍於自今以後者有  
限社役更以無懈怠可令備進、  
敢不可有他所妨之狀如件。

正應四年三月 日

公文所

天文參 小島九郎

六月廿一日 景重。花押

水落

神主九郎左衛門尉殿

執當別當大法師

院主傳燈大法師





一向一揆  
と諸寺院

死名列に光林坊あり、これ叡山西塔の住僧にして、久しく権現の衆徒として一坊を構へたるものなり。その他一向宗本願寺に屬せる諸寺院、蓮如の來化以後一揆を督して領主に抗せるあり、領主即ち高田派その他を擁して之に當らしめしこと、後章更らに詳述すべきなり。

社寺と商  
業との關  
係

猶中世に於ける社寺と商業との關係を見るに、今立郡水落神明社文書、天文三年六月小島景重の同社神主に宛てたる狀によれば、當時府中その他の地に於ける紙座は、同社その座元をなし、免許の商人より參物以下を沙汰せしめたるもの如し。又丹生郡越知文書の示すところによれば、正應四年三月、大谷寺日野川以西の商人等に神人職を補任し、以て社役の備進を懈怠するなからしめたりき、又天文二年五月には、大谷寺使僧等言上して、越知山蠶種上分につき沙汰人納せるを以て、餘人に申付くべき旨を述べ、朝倉氏諸奉行の裏封を得て證狀となせり、これ當時大谷寺に於て、蠶種販賣に關する得分を收納したるなり。同永祿十三年五月僧實經の述ぶるところによれば、大谷寺は毎歲三月に五貫文六月に五貫文合せて十貫文を納所錢として、一乘の朝倉氏に納入したるなり。猶元龜

四年四月の證狀には、同寺に於ける鹽の上分代官を置けるあり鹽の販賣權をも有したるもの如し。

平家の専  
權と諸源  
の蜂起

越前に於  
ける源平  
交戦

平安朝時代の末葉、平家先づ起りて政權を執るや、一族廟堂に列して高官半ばその占むるところとなり、領國亦三十餘國に亘りて榮華藤原氏にも勝りしかば、人心離叛して諸源諸國に蜂起し、越前の地亦兩軍交戦の衝となれり。治承四年以仁王平氏征討の令旨諸國に下るや、源義仲從父兄賴朝と共に之に應じ、兵を信濃に擧げ、城長茂を迎へ撃ちて越後國府に進み、越中加賀の諸豪を糾合す。養和元年八月平通盛經正等北陸道を進軍して之を卻けんす。通盛越前に進みしも義仲の兵勢昌にして加賀以北に出でる能はず、越前國中猶その命を奉ぜざるものあり。却て加賀、越前國人の爲めに撃破せられ、纔かに敦賀城を保てり。義仲の先陣根井太郎等既に敦賀郡杉津に殺到し、通盛の兵と戦へり。經正の軍は當時猶若狭にありて國境を越ゆるに至らず。通盛その勢を合して義仲の軍を迎へんとせしも、時期を失し、更らに援を京師に請へり。平行盛忠度等相次て到りしも、その勢猶相持するに足らずして十二月その軍を撤回せり。その後壽永

二年四月平軍維盛を總帥として越前に入り、義仲の軍を懸城に攻む。城は合波、鹿蒜二川の合流點に接し要害堅固、平泉寺、豐原寺の衆徒並びに林竹田、齋藤、匹田等の諸族義仲に隸して據守せり。然るに平泉寺齋明反するに及び、城陥り、義仲の軍北走し、平軍遂に加賀に入れり。然も礪波山の戰、平軍大敗するに及び、連戦連敗して義仲また長驅京師に入り、平氏の西走となれり。

### 第五節 武家政治の開始と守護地頭

武家政治  
の開始

文治元年三月平家の一族擧げて西海に殲滅す。これより先き元暦元年、源賴朝幕府を鎌倉に開き、建久二年に至りてその組織成り、次で建久三年征夷大將軍に任ぜらるるに及び、武家政治の開始となれり。

賴朝文治元年大江廣元の議を用ひ、北條時政を西上せしめ、奏請して諸國の公田庄園を論ぜず守護地頭を置き、段別五升の兵糧米を加徴せんとす。その理由とするところ、先きに釐端を啓きて濫に賴朝追討の院宣を乞ひたる義經行家の徒を追捕し、併せて平家の殘黨を勦滅せしめんとするにあり。朝議頗る難する

守護地頭

ところありしと雖、關東の武威を憚りて遂に聽許せり。蓋しその守護は從來諸國に任命せられたる檢非違使總追捕使押領使と同じく、その職掌軍事警察に關し、平時は京都の大番催促謀叛殺害人及び夜討強盜山賊海賊等の追捕を事とす、兵亂に際しては地頭を率ゐて出陣するなり。守護は多くの場合に於て恩賞として地頭職としての得分を兼有し又その職俸を有したるもの如し。地頭は即ち庄園の管理者にして、或は下司とも稱す。所當の一分を得分とし、若しくは地頭名を有したるなり。斯くして地頭職は鎌倉幕府の恩賞としてその家人に附與せらるゝを以て、任免黜陟一に幕府の左右するところとなり、國衙領家等は唯地頭の不法行爲あるに際し、之を幕府に訴ふるを得るに過ぎず。次で頼朝十六國總追捕使を奏請し許可せらるゝに及び、兵馬の政權その一身に集り、幕府の勢力國衙領家に代はり、武家の勢力大に擴張せり。但し全國平均に守護地頭を設置せんとしたる頼朝の奏請は、院宮權門の反對によりてその翌文治二年之を撤回し、その地頭は平家沒官領及び謀叛人の跡に限りて之を設置することとなせし、漸次又一般に及ぼず、狀勢をなせり。

越前の守護

越前の守護は頼朝始め比企朝宗に命じて北陸道を所管せしめられたれども、院宮領との間に損扨せんことを恐れて、別に之を設置せず、東鑑建久二年六月關東家人濫行尋問の院宣に對して頼朝の請文を載せ、仔細を述べたるものの中に、北陸道方事申付朝宗て候しかとも今は守護人も不差置候也。且不當にて候はんする者を差遣て候はん。青侍に若僻事をもし候なは君の聞食候はん所甚恐候。又國を知行人も被仰申候歟。且爲士民、自然に煩候なんと存候て不差置候也。而今爲此沙汰寄事於左右、非可差遣守護人候。と云へるを見るなり。その後藤原頼經幕府の將軍たりし時、安貞の頃後藤基綱守護人たり、坂井郡黒丸に居城し子孫相繼ぐと傳へられたれども、事蹟明かならざるなり。島津文書によれば安貞元年十月島津忠義越前國守護職に補せられたりと云ふ。

若狭の守護

若狭にありては稻庭時定鎌倉幕府最初の守護となり、建久七年八月に至り頼朝將軍の意に忤ひて職を奪はれ、守護の領所たる税所今富名をも召放せられたり。同年九月津々見忠季その後を承け、建仁三年八月に至る、忠季、惟宗廣言の子島津忠久の同母弟として、その祖父比企能員の變に縁座しその職を黜けられた

るなり。その所領遠教三方郡の内十六箇所は建仁三年十二月藤原行光に與へられ、元久元年八月に至り遠敷郡内九箇所は藤原家長に附與せられ、後更らに忠季に還補せられたりき。忠季守護たるの間税所代として任に赴けるものに越中光憲次に古津時通あり。忠季の後幕府の執權北條義時若狹を分國とす、これ本國の守護たるを云ふなり。任にあること二年、元久三年八月忠季更らに還補せられ、承久三年七月に至りしが、偶承久の變あり、東軍に従ひ戰死せるを以て、その姪多田忠時職を繼げり、この間代官に古津時通藤内信弘、岡安右馬大夫あり。忠時職にあること八年、安貞二年六月に至る。同年忠時宗にありて陰陽頭殺害のことによりて罪に座し褫職せられ、北條泰時之に代はりて分國とし、寛喜元年に至る。代官として屋戸矢實、永永津基尙相次で入部し、四年間その任にありき。泰時の次經時智くその任にあり。寛喜三年六波羅北方に北條重時守護となり、代官原廣家有賀有宣、加賀守某等相次で入部せり。正元元年八郎曹司と稱するもの一時守護の任にあり、代官を中關三郎とす。文應元年より北條時輔之に代はり、代官高橋光重の代鳥取寂阿入部し、文永三年より加賀入道代官に還補せら

れ、その代に新左衛門入道あり。時輔の次に北條時頼、文永八年守護となり、代官に澁谷恒重、その代澁谷重尙、續いて代官小馬政家及その子三栖家次あり。弘安八年より北條貞時の分國となれり。代官に工藤果禪、その代林道西、その子林三郎次で佐東西念、工藤有清あり。貞時の次正安元年六波羅北方北條宗方守護となり、代官左衛門入道妙覺、その代觀妙、乾元元年よりその子及び左衛門尉頼房その代貞房あり。嘉元三年より大佛定時守護、代官に澁谷宗重あり。延慶二年に至り北條貞時分國として代官工藤貞祐、その代帆足成願入部成順あり。正和四年六月歿せるを以て工藤祐景之に代はれり。明通寺文書によれば延慶三年四月の頃守護代に山北六郎入道あり。元享四年八月北條高時守護、代官に小島三郎、その代和久頼基あり。正慶元年九月より工藤次郎左衛門その代佐々布又太郎左衛門、又代佐々布十郎あり。元弘三年五月鎌倉幕府亡びて公家一統の世となり北條氏の守護たるここに終れり。

斯くの如くして守護は設置の初めより、その任に當れるもの幕府の執權若しくは六波羅探題たりしを以て、入部して國政を見るものなく、代官を派して任に

代へ、後には代官の又代を出すに留めたるなり。若狭の守護は上述したる如く多く北條氏之に當りしを以て守護職次第にも若狭をその御分國と稱し、特に税所今富名をその領とし、その他の各所に亘れる多くの地頭分の所領は之を得宗領と稱したり。文永二年若狭田數帳に地頭税所得宗御領と傍書せるもの散見せるもの之なり。又單に守護分となせるもの所々に散見せるは、猶御分國と云ふと同一なるべし。例へば文永九年二月北條時宗守護たりし時、遠敷部田鳥の刀禰に與へたる船旗銘文に、「相摸守殿御領若狭國守護分多烏浦船德勝也、右國津、船關々不可有其煩之狀、如件。」と見え、延慶二年三月秦文書に「守護領汲部多烏」又「若狭國守護御領汲部多烏地頭御方御年貢員錢事」と云ひ、元應二年八月大音文書に「若狭國守護領内御賀尾浦」と云へるもの之なり。

田文調進

若狭は斯くの如く北條氏の分國たりしより、賴朝以來屢諸國に命じて田地を總檢して調進せしめたる田文の作製は屢其企ありしもの如し、東寺百合文書の中に「嘉禎國檢之時」と見え、又文永二年惣田數帳とし朱書して大田文となせるものあり、同年十一月一國內の國領庄領を列記し、卷尾に「右實檢田數並所當米貢

相模守殿御領若狭國守護分、

多烏浦船德勝也。

右國々津々泊關々、不可有其

煩之狀、如件。

文永九年二月 日



13 田 烏 浦 船 旗

(縦二尺四寸八分  
横九寸三分)

相模守殿御願若使國守諸公  
 又為浦船總也  
 文永九年二月

文永九年二月 日

取之非成者

注國々者之信關々不可許其

參皇前請辦總也

田烏浦船總也

德政令

數如<sup>レ</sup>件となせり。之れ想ふに若狹全國の田數の中幕府の所領に關係を有する庄田を擧げたるものなるべし。その後同五年七月重ねて前年實檢の大田文を注進せしめ、同九年十一月亦教書を重ねて先年の田文亡失せるを以て駿河伊豆武藏美作等主なる幕府所領存在の國國と共に諸庄寺社領の田畠交名を分明に注進すべきを命じ、同十年三月重ねて同國郡郷庄保の政所に宛て調進を促し、同月國內の諸庄此等の牒狀によりて不日注進のことを復したりき。斯くの如く文永度にありて頻繁に田地調査のことを促せるは、元の襲來に當りて幕府その所領の兵糧を具ふる必要に迫られたるなるべし。

元寇の難以來幕府の財政紊亂し德政令の發布を見るに至り、その法直ちに領國に行はれたり。秦文書によれば嘉元四年十一月遠敷郡多烏浦安冠者の賣券に、但公家武家よりの御とくせいと申事雖<sup>モ</sup>有<sup>リ</sup>其儀不可候の文言を用ゐたるを見るなり。守護制度斯くの如く實施せられたる結果、國衙の事務は殆どその實なきに至り、又國領の減少文永二年田數帳に示さるゝところの如し。然も猶在廳人の相對して國務を執りしこと乾元二年の詔戸次第に「當國大介自在廳官人」と



云ひ、留守所御目代乃至令シテ念願給ツ所望一々叶教給トと述べ、又建暦二年歲次申月正月二日癸酉御神拜。○中大介藤原朝臣平安夜守日守惠令幸給ト以下と云へるを以て察知すべきなり。

地頭と庄官との紛争

地頭は頼朝鎌倉幕府開設に前後して、早くよりその將士に地方の沒官領その他の要地を占收せしむるあり、庄官を凌辱して紛争絶えず。院廳は屢幕府に警告し、幕府亦之に應じて地方の家人を檢責したること多く、越前若狭亦その所例尠からざるなり。越前にありては、早くも文治二年六月、地頭北條時政の代官越後介高成濫妨にして國務を沮みしを以て、越前守たりし藤原基通の訴ふるところとなり、幕府命を傳へてその處務を嚴守せしめたるあり。又時政の代官北條時定常陸房昌明等叡勝寺領する所の丹生郡大藏庄に入部して新儀の非法押領あり、文治二年九月その訴ふるところとなり、院宣を以て幕府に下問し給ひしかば、年貢課役並びに本寺の進止に従ふべきを嚴達の旨奉答せり。建久二年平泉寺に於て關東家人濫行し、基通領するところの丹生郡鮎川庄にありても關東家人濫行したりしかば、共に院宣を以て幕府に處理せしめ給ひしに、頼朝其下知の

家人にあらざるを奏上せり。吉田郡志比庄にありても、建久五年十二月比企朝宗庄家押領の訴あり、頼朝これより先き院宣を奉じて所在家人の濫妨を警めたりしに、このことありしを以て大に驚き朝宗を陳謝せしめて以て庄の本所に報じたりき。その後志比庄は更らに幕府の家人波多野氏地頭として勢あり、嘉暦年中波多野道貞庄の本所東寺と争ひ、爾來訴訟絶ゆることなかりき。山城醍醐寺領大野郡牛ヶ原庄の如きは元暦元年北條氏の代官入部して亡狀甚しかりしかば、勝賢僧正奏して地頭職の停廢となりしが再び之を設置し承久役後濫行益甚しく百姓の佗僚一庄の滅亡この時にありと怨嗟せしむるに至れり。元弘の亂庄内に鬪死したる淡河時治はその地頭若しくは地頭代たりしなるべし。幕府は亦皇室の御領所にも地頭を補任したり、建保四年三月御領大野郡小山泉二庄に對して將軍源實朝朝旨を奉じてその地頭たる北條義時に代官差遣の命を傳へしを上申せることあり。

若狭にありても既に早く文治四年九月、鎌倉幕府置くところの遠敷郡松永宮川保の地頭宮内大輔國命に従はざるを以て國司之を院廳に訴へ、次で院宣を以

てその不法を停めしめんとせしに當り、賴朝奏して理非曲直を明かにして之を決すべきを云ひ、同時に住人に對しては國衙の課役を勤仕すべきを令達したり。吾妻鏡によるに賴朝の書狀「右件事いかにも御定に可有候也、領家は尋常にて地頭不當至極之所多候、又地頭尋常にて年貢不致懈怠所々も候而領家中にも地頭を惡て乘勝て訴申事も候之由承及候也、然者記録所へも被召候て決眞偽て御裁許候者不當地頭は成恐て令勵忠節心候歟、又尋常地頭は彌令公平候歟、尤可被召問勤否候也、但其ために被召候はん輩若令參上候歟、注給交名可令召進候也、以此旨可令申上給也、賴朝恐々謹言。」とあり。松永宮川保住人に致せる下文には「右件所々地頭宮内大輔重賴寄事於所職押妨國事由依國解自院所被仰下也、早付地頭事之外於國衙の課役者停止非法之妨任先例可致其勤之狀如件以下。」とさせるを見るなり。大藏志比、庄など、同じく紛争に際して賴朝の朝廷に對する態度の敬虔なるを看取すべきなり。

若狭の御家人

次に同國鎌倉幕府の初葉建久七年源平兩家祇候輩交名之注進狀あり。青兼長、同兼綱、同盛時、佐分時、宗木、津則、高齒、部久、綱和、田實、員、稻庭、時定、島時、康和、久里、時

繼、木崎、基定、稻庭、時通、國富、則家、小崎、時盛、丹生、雲、嚴、大泉、家正、宮川、賴之、宮河、氏後、家生、部、賴、基、包、牧、賴、時、井、口、家、清、相、若、貞、通、萍、生、清、正、安、賀、永、嚴、安、賀、時、景、鳥、羽、定、範、倉、見、範、清、山、西、賴、宗、同、雅、宗、小、藏、澁、山、中、家、經、岩、屋、信、家、永、富、賴、廣、の、三、十、三、士、を、擧、ぐ、各、在、名、し、て、其、姓、と、し、多、く、幕、府、の、家、人、と、な、れ、り。然、る、に、建、長、二、年、六、月、此、等、御、家、人、の、訴、狀、に、よ、れ、ば、元、來、三、十、餘、人、の、家、人、等、地、頭、の、濫、妨、に、よ、り、て、其、跡、を、沒、官、せ、ら、れ、な、ど、し、て、殘、存、す、る、所、十、四、人、と、な、れ、る、を、傳、へ、舊、御、家、人、跡、得、替、次、第、を、詳、述、せ、り。即、ち、青、氏、の、跡、は、承、久、亂、に、際、し、地、頭、押、領、し、木、津、齒、部、氏、の、跡、亦、同、じ、く、佐、分、氏、跡、は、承、久、亂、後、押、領、せ、ら、れ、又、寛、喜、年、間、以、後、守、護、方、に、押、領、せ、ら、れ、た、り。大、島、國、富、丹、生、東、安、賀、倉、見、小、倉、山、東、の、諸、氏、亦、同、一、の、運、命、を、迎、れ、り。就、中、倉、見、平、次、郎、跡、の、如、き、は、承、久、亂、後、博、奕、質、と、號、し、地、頭、と、し、て、押、領、す、と、云、へ、り。又、文、永、六、年、八、月、太、良、庄、雜、掌、の、言、上、に、よ、れ、ば、地、頭、若、狭、四、郎、入、道、大、番、役、用、途、と、號、し、段、別、錢、二、百、五、十、文、を、切、宛、て、苛、法、責、問、を、事、と、す、と、云、ひ、地、頭、設、置、の、沿、革、を、述、べ、て、津、々、見、忠、季、正、治、二、年、遠、敷、三、方、二、郡、の、惣、地、頭、に、補、せ、ら、れ、次、で、建、仁、三、年、出、羽、前、司、家、長、遠、敷、郡、内、十、九、所、の、地、頭、と、し、て、十、七、所、を、知、行、し、承、久、二、年、に、至、り、て、忠、季、に、還、附、せ、ら、れ、し、が、而、も、若

狭國中大番勤任の例從來人夫召仕の外一向に其煩なしと云へり。以上は主として御家人間の興亡に關することなれども、他方にありては幕府は頗る嚴重に非御家人以下に對して土地の併合を禁じて其勢力の助長を遏むるものあり。

東寺百合文書在國の御家人國茂の言上を載するものに「凡、不論當國他國、近年之法於御家人相傳之職、雖爲本所御進止之地、宛賜非御家人之時者、御家人役關意之間、自武家被定其仁者也、然者庄自關東被補名主職、定可爲本所有其煩歟。」と云へるあり。年紀を明らかにせざれども式目の旨によりて御家人の特權を主張せるものにして、同文書文永十年七月兩六波羅の執達狀には、凡下輩賣地を買領するを禁令し以て御家人の衰退を保護したり。斯して地頭の非法は絶えず繰り返され訴訟絶ゆるなし。以下その最も著聞せる一例を壬生家所領遠敷郡國富庄に求むるに、承久三年十二月これより先き幕府新補の地頭、煩農の節百姓を鮎川の人夫に使役し、蠶養の時百姓を地頭役に狩仕し、國衙の例によりて藍役を促し、地頭飼馬料として芻薪雜菜を致さしめ、百姓の麻を刈取り、佃所當の外京上木津越夫馬役を課して京都に物を運搬せしめ、關東夫馬役を百姓に全課し、女房

地頭の非法

代官等の三方役を命じ、逃亡百姓の在家田畠等を全領せる等の濫行、庄家の訴によりて幕府に聞え、審問の上政所の下文を以てその所儀を停止せられたり。然も猶建保四年十一月幕府出すところの下文によれば、地頭代官一切承引せず追年非法を強行して止まず、更らにその非違を列舉せり。右によれば或は地頭代官公文百姓をして濫りに起請文を書かしめ、臨時の重役その隙なく、紊りに百姓の過料を責取り紙漉の課役を責取せるを以て百姓逃亡し、濫りに百姓の縁者を罪科に處せるを述べ所儀の非法を停止せしめ、太政官も亦將軍家の下文に任せて其狀を奏問し、地頭の非法濫行を停止せしめたりき。もとより陳狀の事たる必ずしも一方の言にのみ頼るべからざれども、以て地頭亡狀の一斑を窺ふに足るべきなり。又地頭等互に武備を備へて隣保相侵掠する等のこと頻出したりき。又文永十年十二月遠敷郡多烏以下八浦百姓等の訴狀によれば、越前國坂南の地頭、郎徒等來りて種々の狼籍をなせりと云へり。之れ恐らく海路侵略を謀りしものなるべし。

最後に幕府の御家人等が如何に庄郷國領の地にその得分を獲收したりしか

ば、文永の田數帳に之を列記するところを以て明證せらるべし。即ち同帳の事書によれば、新庄の中遠敷郡倉見吉田兩庄は共に地頭御家人恒枝保長晴名興道寺等は地頭得宗領、田井浦は皆得宗領と稱し、津々見保は關東一圓御領と云へり。又國領の中地頭地主名主雜寺の御家人たるもの青郷外二十七所、地頭職等の税所領即ち守護領分たるもの千與次名外二十一ヶ所、特に得宗領と明記したるもの佐分郷外十一ヶ所あり而して國安名外十八ヶ所は事書にその得分當時係争中なりとし、元享年中猶所屬の定らざるを云へるものなり。

得宗領及  
その他の  
諸領

### 第六節 新興佛教

新佛教弘  
通の大勢

佛教渡來して六百餘年鎌倉幕府の時代に入り、前後數十年の間に淨土宗日蓮宗、淨土眞宗、時宗禪宗の五流勃然として起り、漸次地方に傳播するに至れり。若越の地にありては淨土宗の來ること最も早く、禪宗の一派曹洞宗之に次ぎ、爾來各派並び流通し、漸次舊佛教に代はらんとするの勢をなせり。

淨土宗

淨土宗の開立は安元元年源空餘行を捨てて一向專修の教を創淑したるに起

良如の出  
世

る。爾來近畿の地を中心として從學の徒と共に法を諸方に弘通せり。越前にありては源智早く足羽郡一乘谷に來り、正治年中足羽庄に來りて一寺を創めたりと云ひ、降つて建長年中證空門下の法興府中にあり國內を布教し、又正元元年には空覺敦賀津に來りて善妙寺を開創したりと云ふ。次で南北朝の時代に入り、良如の出世あり、一流漸く盛なり、良如は越前の人大町如導導一に道に作るの子なり、幼にして大野郡平泉寺に薙髮し、山門に上りて學習し、次で京都淨華院の教法に淨土の宗義を相承し、正平二十一年府中に正覺寺を建て、次で二十三年敦賀郡松原村に西福寺を創設せり。櫛川郷の地頭藤原重經その孫將經等私領を施入するあり、經營數年規模大に具はれり。良如越前及び近江の地に伽藍を創むるもの一百有餘、鎮西の宗風大に宣揚せり、應永十九年示寂す。

若狭の淨  
土宗

淨土宗の若狭に入れるは較々遅る。即ち永享元年僧頼順守護一色氏の保護を得て大和より來り、小濱に誓願寺を創めたるを嚆矢となすべきものの如し。

曹洞宗

曹洞宗は開祖道元の越前留錫によりて永平寺の創建となり、龍象相並て法幢を持するあり、蔚然たる道場を樹立せり。道元は緒紳の出、久我道親の子なり、正

道元と永  
平寺